335.49
M478m

0026031000

0026031-000

３３５．４９－Ｍ４７８ｍ

満洲事変と満鉄

南満洲鉄道株式会社総務部資料課・編

南満洲鉄道

1934

ADF

工3R-93

滿洲事變と滿鐵

335.49
M478m

國立國會
41.9.22
圖書館藏書

705808

聖旨

天皇陛下ニ於セラレテハ滿蒙產業開發ニ關スル特別ノ御思召ヲ以テ昭和七年十二月三十日經濟調査會ニ對シ侍從武官ノ御差遣ヲ辱ウシ委員長代理田所副委員長以下ニ對シ優渥ナル

聖旨ヲ賜ハレリ

令旨

内田總裁ハ昭和七年一月十六日午前十時三十分參謀本部ニ於テ
閑院參謀總長宮殿下ニ拜謁仰付ラレ滿鐵ノ現狀等ニ就キ詳細御報告申上ケ且種々御下問ニ奉
答シタリ
殿下ヨリ次ノ令旨ヲ賜フ
滿鐵會社カ事變開始以來軍務ニ獻身的ノ協力ヲナシ居ルハ夙ニ承知セル所テアルカ
茲ニ總裁ヲ通シ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ犧牲者ニ對シテハ衷心哀悼ノ意ヲ表スル、今
ヤ滿鐵ノ活動範圍益擴大シテ其ノ責務モ從前ニ比シ一層重大ヲ加フルニ至ツタカラ今
後共益軍部ト協力一致シテ難局ノ打開ニ邁進セラレムコトヲ切望スル

八田副總裁ハ昭和七年十二月十三日午前十時
閑院參謀總長宮殿下ノ御召ニ依リ永田町宮家ニ伺候滿鐵ノ現狀等ニ就キ委細言上シタル處

令旨

殿下ヨリ

滿鐵社員ノ勞苦ヲ多トス此ノ上トモ一層ノ努力ヲ望ム

トノ有難キ御言葉ヲ賜リ副總裁ハ光榮ニ感激シテ退下セリ

林總裁ハ昭和八年一月十六日午前十時

閑院參謀總長宮殿下ノ御召ニ依リ參謀本部ニ伺候直ニ拜謁先般八田副總裁カ言上セル以後ノ會社狀況特ニ硫安製鐵事業等ノ計畫ノ大要ヲ言上シ尙軍部ノ御力ニ依リ沿線治安狀態ノ益良好トナリツツアルニ伴ヒ重役社員一同協力一致社業ニ奮勵シツツアル旨ヲ言上シタル處

殿下ニハ深ク御嘉賞アラセラレ

鐵道ハ滿蒙開發ノ根幹ヲナスモノナレハ周到ノ用意ト甚大ノ努力トヲ要ス尙工業方面ニモ須ラク力ヲ傾注スヘシ

トノ有難キ御言葉ヲ賜ハリ總裁ハ光榮ニ感激シテ退下セリ

感謝狀

昭和七年八月三十日午後三時四十分協和會館ニ於ケル本庄中將感謝送別會席上、同中將ヨリ次ノ感謝狀竝謝辭ヲ贈ラレタリ

感謝狀

客歲九月十八日滿洲事變勃發スルヤ社員各位ハ能ク今次事變ノ重大性ヲ認識シ眞ニ軍民一致ノ範ヲ垂レタリ

抑々大作戰ハ鐵道ナクシテ遂行シ難ク機動作戰ハ愈々之ニ依ツテ光彩ヲ放ツ神速ナル關東軍ノ行動ハ實ニ帝國ノ實力ヲ背景トスル貴鐵道嚴存ノ賜ナリ而モ武裝ナキ社員各位カ繁劇ナル軍事輸送ニ從ヒツツ勇躍シテ危地ニ赴クトコロ傳統ノ日本精神ノ發露トハ謂ヘ本職ノ尤モ欣快トシ尤モ感謝ニ堪ヘサル所ナリ唯々兇刃ニ斃レタル社員ト遺族トヲ想ヘハ實ニ斷腸ノ思アリ

茲ニ大命ニ接シ終生思出ノ地タルヘキ滿洲ヲ離ルルニ方リ社員各位ノ偉績ト後援ニ對シ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表ス

昭和七年八月八日

關東軍司令官陸軍中將　從三位勳二等功三級　本庄繁

南滿洲鐵道株式會社

總裁　伯爵　林　博太郎殿

序

昭和六年秋九月、滿洲事變の勃發するや、勇猛果斷なる我が國軍の臨機處置と、神速機敏なる其の行動とは、遂に滿洲國出現の新局面を打出し、極東近世史上未曾有の變革を招來するに至つた。

是時に當り、我が滿鐵會社に於ては全重役社員盡く奮起し、協心戮力、渾然一體となり、義勇奉公の赤誠を發揮し、廣汎なる社業の全般に亘り、直接と間接とを論ぜず、所有機能を發動し、一糸亂れざる統制の下に活動を開始し、外は第一線に於ける將兵の作戰を援助し、內は專ら銃後の後援に努め、終始一貫、多大の犧牲を惜まず、晝夜寒暑の別なく、最善の力を致し、以て非常時局に貢獻する所あつた。

惟ふに斯くの如きは、會社創立以來全く前例なき大規模の活動にして、永遠に會社社史を飾る劃期的の一大業績である。因つて曩に此事を記念する

ために員を定め、資料を蒐集し、是が編纂に著手せしめたるが、爾來一年有半、その稿全く成る。此書が事變の勃發を發端として既往二箇年間に亘る會社の事變活動史なるは勿論、四萬社員健闘の記錄である。一方亦滿洲事變の側面史として多大の價値あることを信ずる。是を單に社史の一部として觀るも、會社本來の使命を遂行したる點に於て、最も誇る可きものあるを覺ゆる。今玆に上梓するに際し、一言編纂の由來を述べ、以て序と爲す。

昭和九年九月

南滿洲鐵道株式會社
總裁 伯爵 林 博太郎

例言

一　本書は昭和六年四月一日以降同八年三月三十一日迄の間に於ける滿洲事變を中核とせる會社の組織竝業務の全般に亘る沿革を記述せるものである

一　本書に於て「會社」とあるは滿鐵會社自身を指す但項目の內容並文脈上不當なる場合は此の限りでない

一　本書に於ける度量衡の數字は努めて**メートル**法に準據したが慣行上已むを得ないものは時に從來の稱呼に從つた

一　本書編纂に從事せるものは左の如くである

總務部	高見	成
總務部庶務課	永迫	正男
總務部資料課	有馬	駟馬
同	渡邊	諒
同	園田	一龜
同	田中	清
經濟調査會	阿部	勇

滿洲事變と滿鐵（總目次）

聖旨
令旨
感謝狀
序文

上編　滿洲事變に於ける會社の貢獻

第一章　事變に因る臨時設置機關
第二章　軍事輸送
第三章　社外諸機關に對する社員の派遣
第四章　支那側竝滿洲國側諸施設事業に對する協力又は管理
第五章　兵匪の襲撃と之に對する防禦
第六章　土地建物設備物件の提供

第七章　用度關係に於ける貢獻
第八章　聯盟調査委員會の滿洲視察に於ける貢獻
第九章　情報蒐集と宣傳紹介
第十章　調査研究上の活動
第十一章　各主要機關の活動
第十二章　救濟、醫療、慰問及其の他の活動
第十三章　事變に基く社員人事
第十四章　事變に因る經費支出
第十五章　事變に於ける關係各會社事績

下編　滿洲事變期間に於ける會社の業績

第一章　組織及人事
第二章　鐵道
第三章　港灣

第四章　撫順炭礦
第五章　製鐵業(鞍山製鐵所)
第六章　商事
第七章　地方施設
第八章　會社の會計
第九章　涉外關係
第十章　鐵道並港灣の建設
第十一章　受託經營鐵道
第十二章　新規事業竝企業參加
第十三章　關係事業業績

挿入寫眞目次

1 伽石前總裁
2 大平前副總裁
3 內田前總裁
4 江口前副總裁

寫眞目次

5 林 現 總 裁
6 八田現副總裁
7 大藏前理事
8 神鞭前理事
9 藤根前理事
10 大森前理事
11 十河現理事
12 伍堂現理事
13 村上現理事
14 首藤前理事
15 木村前理事
16 山西現理事
17 竹中現理事
18 河本現理事
19 大淵現理事
20 山崎現理事
21 馬越現監事
22 大橋現監事
23 原ノ現監事
24 湯川現監事

寫眞目次

25 小倉現監事
一 滿鐵本社
二 滿鐵社員俱樂部・大連
三 奉天公所
四 吉林公所
五 ハルピン事務所
六 チチハル公所
七 洮南事務所
八 柳條溝
九 吉林に向け出動せんとする我軍・長春驛
一〇 大興方面に輸送されたる我軍
一一 軍用ツロリー・大興驛
一二 我軍の鐵橋守備・鄭家屯遼河
一三 我戰沒者の靈柩車
一四 我負傷兵の後送
一五 負傷兵を收容せる滿鐵寢臺車
一六 中間驛に配置されたる滿鐵社員
一七 中間驛勤務中の滿鐵派遣社員
一八 兵匪に破壞されたる線路と車輛・大興北方
一九 滿鐵無電派遣員の活躍

寫眞目次

二〇 武裝せる滿鐵社員
二一 敵の放火せる溝幇子驛・北寧線
二二 敵前鐵道修理
二三 修理列車の錦州入驛
二四 女兒河鐵橋修理
二五 折返し線路の急設・奉山線綏中驛
二六 修理列車の活動・女兒河
二七 山海關に入れる滿鐵修理列車
二八 貨車に積込む幌馬車・錦州
二九 食糧品積込み・錦州
三〇 積込まれたる軍用トラック・錦州
三一 朝陽への軍需品輸送・扣北營子
三二 氷上を行く食糧輸送隊・扣北營子
三三 朝陽へ運搬の食料・扣北營子
三四 邦人及び軍隊の引揚列車・敦化
三五 邦人の引揚荷物・敦化
三六 匪賊に襲撃されたる安奉線・橋梁燒却、電柱切斷
三七 匪賊に切り倒された電柱・安奉線
三八 匪賊に破壞されたる滿鐵社宅・安奉線
三九 支那兵に破壞されたる橋脚・扣北營子

四〇 匪賊に燒かれたる民家・鳳凰城
四一 匪賊の襲撃を受けたる煙臺採炭所社宅及倶樂部
四二 兵匪襲撃の跡
四三 匪賊に燒かれたる楊柏堡採炭所現場事務所
四四 匪賊討伐に出動の裝甲列車
四五 進行中の裝甲列車・吉敦線
四六 軍用機の邦人安否偵察・敦化
四七 四洮線に活躍する我裝甲列車
四八 宿營車を守る衞兵
四九 上陸に際して荷車檢査・馬船口
五〇 義勇團の警備
五一 搭連炭礦社宅の帶電柵
五二 支那便衣隊
五三 便衣隊の所持品
五四 撫順を襲撃せし賊軍の腕章と胸章
五五 赤十字病院となれる滿鐵東洋醫院・吉林
五六 榎本支隊司令部・敦化滿鐵公所派出所
五七 滿鐵公所に於ける我軍・奉天
五八 鐵道聯隊本部・扣北營子
五九 國際聯盟調査團・關東軍司令官本庄繁中將會見後の記念撮影

寫眞目次

六〇　國際聯盟調査團滿洲國國務總理鄭孝胥氏と會見
六一　國際聯盟調査團と滿鐵總裁の會見
六二　滿　鐵　機　關　區
六三　滿　鐵　機　關　車
六四　特急・はと・展望車
六五　瞰　野　を　走　る
六六　食　堂　車
六七　一　等　寢　臺　車
六八　二　等　客　車
六九　三　等　客　車
七〇　安　東　驛
七一　新　京　驛
七二　大豆の山・新京驛
七三　會社鐵道工場・沙河口
七四　大連ヤマトホテル・會社直營
七五　星ヶ浦ヤマトホテル・同
七六　奉天ヤマトホテル・同
七七　新京ヤマトホテル・同
七八　五龍背溫泉・同
七九　大　連　埠　頭

八〇　石炭積込作業・甘井子埠頭
八一　鴨綠江岸の豆粕・安東
八二　營　口　埠　頭
八三　撫順炭礦事務所
八四　撫　順　市　街
八五　露天掘・撫順炭礦
八六　東鄕坑・同
八七　大山坑・同
八八　オイルシエール工場內部・同
八九　オイルシエール工場・同
九〇　撫順炭礦發電所
九一　炭礦事務所・復州
九二　復州炭礦・第二坑遠望
九三　鑛石爆破・大孤山・鞍山製鐵所
九四　第一鎔鑛爐・同
九五　選　鑛　工　場・同
九六　選鑛工場內部・同
九七　骸　炭　工　場・同
九八　滿蒙資源館・大連
九九　大　連　圖　書　館

寫眞目次

一〇〇 中央試驗所・大連
一〇一 大連滿鐵醫院
一〇二 衛生研究所・大連
一〇三 工業專門學校・大連
一〇四 鞍山中學校
一〇五 營口新市街
一〇六 營口地方事務所
一〇七 營口小學校
一〇八 安東高等女學校
一〇九 安東市街
一一〇 安東地方事務所
一一一 安東鎭江山公園
一一二 奉天驛前
一一三 奉天圖書館
一一四 奉天地方事務所
一一五 奉天消防屯所
一一六 撫順研究所・奉天
一一七 滿洲醫科大學と附屬病院・奉天
一一八 奉天中學校
一一九 奉天第二小學校
一二〇 撫順公學堂
一二一 撫順中學校
一二二 撫順高等女學校
一二三 撫順實業補習學校
一二四 撫順市街の遠望
一二五 撫順滿鐵醫院
一二六 撫順永安橋
一二七 公主嶺農事試驗場
一二八 四平街公學堂
一二九 公主嶺農事試驗場の羊牧
一三〇 公主嶺農事試驗場の農產
一三一 事變當時の新京地方事務所
一三二 新京西本橋通
一三三 新京西公園
一三四 長春商業學校
一三五 長春高等女學校
一三六 長春普通學校
一三七 作業場に轢殺された苦力群・滿鐵線
一三八 村料列車同
一三九 牧犬數同

寫眞目次

一四〇 敷設車の運轉同
一四一 軌條敷設同
一四二 敷設作業同
一四三 補修作業同
一四四 大切取同
一四五 ボールド締付同
一四六 出發準備なれる裝甲車同
一四七 切取附近警備のモーターカー同
一四八 海克線建設殉職勇士の碑・克山
一四九 四方臺驛
一五〇 滿鐵ハルビン建設事務所
一五一 北安鎭驛
一五二 哈爾巴嶺附近工事・敎圖線
一五三 哈爾巴嶺驛附近・同
一五四 老頭溝驛附近・同
一五五 老頭溝驛の假營業列車・同
一五六 朝陽川機關庫・同
一五七 朝陽川驛構內・同
一五八 磨磐山驛附近・同
一五九 鮮滿を繫ぐ圖們鐵橋

一六〇 圖們驛
一六一 圖們建設事務所
一六二 滿鐵社員遭難の碑・明月溝
一六三 測量隊の出發・圖寧線
一六四 測量隊・同
一六五 橋梁基礎工事・同
一六六 線路工事・同
一六七 測量隊・同
一六八 嘎呀河橋梁工事・同
一六九 同
一七〇 砂金鑛隧道・同
一七一 大仙洞隧道工事・同
一七二 鐵道工事警備・同
一七三 測量隊・拉濱線
一七四 竣工檢查・同
一七五 松花江橋梁工事・同
一七六 拉林河橋梁・同
一七七 枕木の製材・同
一七八 敷設列車・同
一七九 裝甲軌道車に依る木材運搬・同

寫眞目次

寫眞目次

一八〇　裝甲軌道車に依るレール運搬・同
一八一　敷設列車の活動・同
一八二　六家子驛附近・同
一八三　拉濱・中東線クロス工事
一八四　松花江鐵橋
一八五　試運轉列車・濱江驛
一八六　驛附近社宅建設・拉濱線
一八七　給水井戸掘作業・同
一八八　拉法驛
一八九　新站驛
一九〇　鐵路總局
一九一　奉天總站
一九二　急行列車・奉山線
一九三　展望車・同
一九四　溝幇子驛
一九五　大虎山驛
一九六　錦州驛
一九七　山海關驛
一九八　鄭通線・通遼驛
一九九四　洮鐵路局・四平街

二〇〇四　洮線・鄭家屯驛
二〇一　洮南・四洮驛
二〇二　洮昂鐵路局・洮南
二〇三　洮昂線・江橋
二〇四　洮昂線・嫩江鐵橋
二〇五　洮昂線・齊々哈爾驛
二〇六　齊克線・泰安
二〇七　齊克線・克山驛
二〇八　呼海線・海倫の機關庫
二〇九　吉海線・海龍驛
二一〇　吉海線・朝陽鎭驛
二一一　吉長線・吉林驛
二一二　吉敦線・蛟河驛
二一三　進行中の吉敦列車・老爺嶺
二一四　吉敦線・敦化驛
二一五　南陽驛
二一六　築港を急ぐ羅津港
二一七　清津港
二一八　雄基港

寫眞目次

上編　滿洲事變に於ける會社の貢獻

寫眞目次

事變前後に於ける統計的諸狀勢

一　事變前後に於ける滿洲國內諸鐵道延長(實　粁)
一　滿　鐵　資　產　負　債
一　事變前後に於ける滿鐵旅客輸送人員月別
一　事變前後に於ける貨物輸送噸數月別
一　事變前後に於ける滿鐵商事部地賣炭販賣高月別
一　事變前後に於ける滿鐵管轄諸學校生徒數月別
一　事變前後に於ける關東廳管內內地人人口月別
一　事變前後に於ける苦力入滿難滿累年比較
一　事變前後に於ける全滿貿易
一　事變前後に於ける爲替受拂高
一　事變前後に於ける日本側銀行手形交換高
一　事變前後に於ける銀行預金竝に貸出
一　事變前後に於ける滿洲主要都市小賣物價指數

地　圖

目次

第一章　事變に因る臨時設置機關……一
　第一項　總務關係……一
　第二項　鐵道關係……二
　第三項　鐵道建設關係……八
　第四項　地方關係……九
　第五項　社外線軍事關係……一一
第二章　軍事輸送……一二
　緒言……一二
　第一節　輸送に關する手配竝計畫……一四
　一　臨時輸送機關の設置……一四
　一　鐵道部臨時時局事務所の設置……一五
　二　臨時奉天鐵道部出張所の設置……一五
　三　各鐵道事務所其他の臨時機關……一九
　四　綜合時局事務機關の設置……一五
　二　裝甲列車の整備……二七

一　裝甲車輛の奉天廻送と機關車の裝甲……二八
二　裝甲列車の配置……二九
三　他線管理の手配……二九
一　他線に對する實力發動……二九
二　他線派遣員の手配……二九
三　應急材料及車輛の手配……三〇
四　修理班の手配……三一
第二節　軍用列車・裝甲列車及修理列車等の運行手續及運行狀態……三二
一　軍用列車……三二
一　社線内に於ける軍用列車の運行狀態……三二
二　他線に於ける軍用列車の運行手續及運行狀態……三二
イ　吉長吉敦線に於ける軍用列車の運轉……三八
ロ　瀋海線に於ける軍用列車の運轉……四五
ハ　四洮線に於ける軍用列車の運轉……四六
ニ　洮昂線に於ける軍用列車の運轉……五一
ホ　北寧線に於ける軍用列車の運轉……五三
ヘ　中東線に於ける軍用列車の運轉……七二
三　各線總括軍用列車回數……七九
四　熱河作戰輸送に於ける軍用列車の運行狀態……七九
二　裝甲列車……八三
三　修理列車……八四
一　長春に於ける修理列車……八四
一　四洮線内應急修理列車……八四
一　北寧線應急修理列車……八五
一　中東線内應急修理列車……八六
第三節　車輛及其他施設の整備竝運用……八七
一　車輛の裝甲……八七
一　裝甲列車（六箇列車）の整備……八七
二　代用步兵車及砲兵車製作……八八
三　重砲兵車「ヒコ」製作……八九
四　裝甲彈藥車「ヒロ」製作……八九
五　洮昂線に於ける假裝甲車……八九
六　中東線裝甲車輛……八九
七　裝甲列車（八箇列車）製作工事……八九
八　石炭車「タイ」を砲兵車「ヒサ」に改造工事……八九
九　呼海線用裝甲一箇列車裝甲工事……九〇

十　新線用裝甲列車(二箇列車)製作工事……九〇
十一　急造裝甲列車七箇列車製作工事……九一
十二　歩兵車及砲兵車に防暑設備製作取附工事……九一
十三　歩兵車及砲兵車に煖房裝置取附工事……九一
十四　自動車の裝甲並改造……九一
二　車輛の改造……九四
イ　機關車の改造……九四
一　機關車に對する特殊の改造……九四
一　機關車と水槽車との直結……九四
一　ヒーター裝置の增備……九四
一　ヘツドライトタービンの增備……九五
ロ　客車の改造……九五
一　病院列車用車輛……九五
一　患者輸送用車輛……九五
一　靈柩用車輛……九六
一　無線電信設備車……九八
一　其他の改造車輛……九八
ハ　貨車の改造……九八
一　宿營車……九九
一　工作車(ヒナ)……九九
一　水槽車の改造……一〇〇
一　大型車掌車「カニ」の改造……一〇一
一　中東線所屬貨車の改造其他……一〇一
一　河北に於ける改造車輛……一〇二
一　其他の改造……一〇二
三　客貨搭載卸下施設……一〇二
一　軍隊軍需品積卸施設……一〇二
一　軍隊軍需品積卸用品……一〇三
四　通信施設……一〇四
イ　臨時通信班の設置……一〇四
ロ　臨時特設機關と通信施設……一〇四
ハ　直通長距離回線施設一覽……一〇六
ニ　交換電話其他……一〇七
ホ　無線電信施設……一〇七
ヘ　電力施設……一一〇
五　其他各種施設……一一〇
イ　線路關係……一一〇
ロ　其他の施設……一一一
ハ　鞍山製鐵所關係軍事施設……一一二

六　應急移動列車……一一三
七　朝鮮鐵道局所屬客車の借受……一一四
八　軍用車輛の運用……一一六
第四節　社外線に對する設備の貸與……一一八
一　吉長吉敦線に對する施設……一一八
イ　通信線遮斷……一一八
ロ　通信線施設……一一九
ハ　通信回線施設一覽……一一九
ニ　電力施設……一一九
二　瀋海線に對する施設……一二一
イ　撫順城への電話架設……一二一
ロ　瀋海線への滿鐵機關車乘入れ……一二一
三　四洮線に對する施設……一二一
イ　機關車・客貨車及機器の運用……一二一
ロ　線路敷設及橋梁工事……一二四
ハ　軍用直通電話……一二五
ニ　交換電話及電鈴……一二七
ホ　電信施設……一二七
ヘ　無電施設……一二八
ト　守備兵宿泊施設……一二九
チ　熱河作戰關係施設……一三〇
四　洮昂線に對する施設……一三一
イ　機關車・客貨車及機器の運用……一三一
ロ　驛舍の開廢……一三三
ハ　線路の敷設……一三三
ニ　電話施設……一三四
ホ　電信施設……一三六
ヘ　無電施設……一三六
ト　軍隊軍需品積卸施設……一三六
チ　守備兵の宿營其他の施設……一三六
五　北寧線に對する施設……一三七
イ　機關車・客貨車及機器の運用……一三七
ロ　各種車輛施設……一四〇
ハ　線路施設……一四一
ニ　河北線上に於ける施設……一四三
ホ　電信電話施設……一四三
ヘ　無電施設……一四九
ト　電燈施設……一五一
チ　軍隊軍需品積卸施設……一五二

リ 宿泊施設……一五三
ヌ 機關庫の開設……一五三
ル 檢車所の開設……一五四
ヲ 熱河作戰關係施設……一五四
六 中東線に對する施設……一五七
イ 各種車輛の運用……一五七
ロ 線路施設……一五八
ハ 電話施設……一五八
ニ 電信施設……一六〇
ホ 無電施設……一六〇
ヘ 列車無電……一六一
ト 軍隊軍需品積卸施設……一六三
チ モーターカーの改造……一六四
第五節 派遣從事員の配置竝活動……一六四
一 從事員派遣の概要……一六四
二 臨時諸機關關係派遣從事員の配置……一六五
A 社內關係諸機關の部……一六六
B 陸軍關係諸機關の部……一六八
C 裝甲列車關係の部……一七〇

三 吉長線派遣從事員の配置竝活動……一七一
一 派遣員手配……一七一
一 派遣員の配置竝活動……一七二
四 瀋海線派遣從事員の活動……一七八
一 營盤出動に伴ふ派遣員數……一七八
一 派遣員の活動……一七九
五 四洮線派遣從事員の配置竝活動……一七九
一 派遣及歸還の手續……一七九
一 派遣員の配置……一八〇
一 派遣員の活動概要……一八六
六 洮昂線派遣從事員の配置竝活動……一八九
一 派遣及歸還の手續……一八九
一 派遣員の配置……一八九
一 派遣員の活動……一九一
七 北寧線派遣從事員の配置竝活動……一九八
一 派遣及歸還の手續……一九八
一 派遣員の配置……二〇〇
一 熱河作戰輸送に於ける派遣從事員の配置……二一五
一 派遣員の活動……二二三

八　中東線派遣從事員の配置竝活動……二四五
一　派遣及歸還の手續……二四六
一　派遣員の配置……二四六
一　派遣員の活動……二五一
一　大興安嶺作戰に於ける派遣員の活動……二五八
第六節　輸送數量……二六九
一　主なる輸送の概括數量……二六九
一　社線内主なる輸送の概括數量……二七〇
一　吉長吉敦線内輸送數量……二七一
一　四洮線内輸送數量……二七一
一　洮昂線内輸送數量……二七一
一　奉山線内輸送數量……二七一
一　中東線内輸送數量……二七二
二　軍需品輸送數量……二七三
第七節　輸送上の支障及其の他……二七六
一　輸送上の支障……二七六
一　社線内に於ける輸送上の支障……二七六
一　吉敦線に於ける軍用列車事故……二七六
一　瀋海線に於ける軍用列車事故……二七七
一　四洮洮昂線内に於ける列車運轉中の支障……二七八
一　北寧線に於ける軍用列車事故……二八〇
一　中東線に於ける軍用列車事故……二八三
二　其の他主要事項……二八七
一　軍事輸送連絡規定制定……二八七
二　軍隊輸送賃其他軍との協力賃請求に關する件……二八七
三　社外線使用料算出基礎……二八九
四　滿洲國軍隊の軍事輸送費支拂に關する件……二九一
五　昭和七年度四・五月分他線使用料の件……二九一
第八節　河川に依る軍事輸送……二九一
一　臨時松花江水運委員會の成立……二九一
二　會社の松花江航路引繼經營……二九一
三　松花江軍事輸送假契約書の締結……二九二
第三章　社外諸機關に對する社員の派遣……二九五
第一節　派遣狀況……二九五
第二節　派遣社員の活動の概要……二九七
一　參謀部派遣……二九七
二　副官部派遣……二九八

三 統治部(後に特務部)派遣……二九八
四 兵器部派遣……二九九
五 經理部派遣……二九九
六 獸醫部派遣……三〇〇
七 特殊無線通信部派遣……三〇〇
八 自治指導部派遣……三〇〇
九 支那側(後に滿洲國側)行政機關派遣……三〇〇
一〇 齊克鐵路、呼海鐵路建設事務所・呼海線派遣員事務所・龍江時局事務所・松花江水運に關する事務所……三〇一

第四章 支那側竝滿洲國側諸施設事業に對する協力又は管理……三〇二

第一節 濱海鐵路經營に對する協力……三〇二
一 事變直後に於ける濱海鐵路の情況……三〇二
二 濱海鐵路保安維持會の設立竝活動……三〇二
三 營業開始竝其の後の狀況……三〇三

第二節 東北交通委員會に對する協力……三〇四
一 交通委員會の成立……三〇四
二 交通委員會の組織……三〇六
三 交通委員會の活動……三〇八

第三節 奉山鐵路管理局の創設竝經營に對する協力……三〇九

一 事變後に於ける北寧鐵路の情況……三〇九
二 奉山鐵路管理局の設立……三〇九
三 業務運行狀況……三〇九
四 借款關係の整理……三一一
五 葫蘆島築港關係の整理……三一三
六 關內線の一部假管理……三一四

第四節 松花江水運の管理……三一四

第五節 炭礦の管理又は管理の受命……三一六
第一項 復州灣煤礦の管理……三一六
第二項 八道壕炭礦管理の受命……三一六

第六節 奉天紡紗廠の管理……三一七

第七節 其の他機關に對する助力……三一三

第八節 (附)軍事行動に對する援助……三一四
一 北寧鐵路交叉點破壞……三一四
二 濱海北寧兩鐵路聯絡線の撤去……三一四
三 城根線の一部撤去……三一四
四 奉山鐵路交叉點の復舊……三一四

第五章　兵匪の襲撃と之に對する防禦……三二五

第一節　鐵道に對する兵匪の襲撃狀況……三二五

第一項　兵匪の特殊性と其の被害數……三二五
第二項　被害情況……三二五
第三項　防匪施設……三二八

第二節　附屬地其他に對する兵匪の襲撃狀況……三三〇

瓦房店……三三六
大石橋……三三六
營口……三三七
鞍山……三四〇
遼陽……三四一
奉天……三四四
鐵嶺……三四五
開原……三四六
四平街……三四六
公主嶺……三四七
新京……三四八
本溪湖……三四九
安東……三四九
撫順……三五〇
鄭家屯……三五一

第六章　土地建物設備物件の提供……三五三

第一節　總說……三五五

第二節　土地の提供……三五五

一　陸軍に對する土地の提供……三五五
二　附屬地以外の軍用地……三五九

第三節　建物の提供……三五五

一　地方部關係……三六〇
二　地方部衞生課關係……三六一
三　地方事務所關係……三六一
一　瓦房店……三六四
二　大石橋……三六五
三　營口……三六五
四　遼陽……三六六
五　奉天……三六六
六　鐵嶺……三六七

七 開原……三六九
八 昌圖……三六九
九 四平街……三六九
一〇 公主嶺……三七〇
一一 新京……三七一
一二 安東……三七二
四 撫順炭礦……三七二
五 各事務所……三七二
六 鐵道關係……三七四
第四節 設備の提供……三七四
一 鐵道部所管事項……三七四
二 地方事務所其他の道路築造補修……三七五
三 水道設備竝飲料水の供給……三七九
四 自動車の提供……三八一
第五節 物件の供給……三八六
第七章 用度關係に於ける貢獻……三八九
第八章 聯盟調査委員會の滿洲視察に於ける貢獻……三九一
第一節 調査委員會の入滿經緯……三九一
第一項 調査委員會の成立……三九一
第二項 支那及滿洲視察の概要……三九二
第二節 會社の接待及斡旋……三九三
第一項 準備委員會の組織……三九三
第二項 資料提供と事情說明……三九四
第三項 輸送其他の接待……三九五
第四項 記念品の贈呈……三九七
第九章 情報蒐集と宣傳紹介……三九九
第一節 情報の蒐集……三九九
一 情報蒐集の概況……三九九
二 調査課……四〇〇
三 各地方事務所……四〇〇
四 鞍山製鐵所……四〇三
五 撫順炭礦……四〇三
六 吉林……四〇四
七 哈爾濱……四〇四
八 齊齊哈爾……四〇五

九 洮南……四〇五
一〇 鄭家屯……四〇五
一一 北平……四〇六
一二 上海……四〇六
一三 紐育……四〇七
一四 巴里……四〇七

第二節 宣傳及紹介……四〇七

一 宣傳及紹介の概況……四〇七
二 弘報係(總務部庶務課)……四〇八
三 地方部……四一四
四 各地方事務所……四一五
五 撫順炭礦……四一七
六 鞍山製鐵所……四一七
七 吉林……四一八
八 洮南……四一八
九 鄭家屯……四一八
一〇 北平……四一九
一一 上海……四一九
一二 東京……四二二

一三 東亞經濟調査局……四二六
一四 紐育……四二六
一五 巴里……四二七

第十章 調査研究上の活動……四三〇

一 調査研究の概況……四三〇
二 總務部調査課(後の資料課)……四三〇
三 經濟調査會……四三二
四 地方部商工課……四三七
五 地方部農務課……四四〇
六 中央試驗所……四四〇
七 地質調査所……四四三
八 公主嶺農事試驗場……四四八
九 各圖書館の活動……四四九
一〇 各地方事務所……四五二
一一 鞍山製鐵所……四六〇
一二 撫順炭礦……四六〇
一三 吉林……四六〇
一四 哈爾濱……四六一
一五 齊齊哈爾……四六二

一六 洮南……四六三
一七 鄭家屯……四六三
一八 東亞經濟調査局……四六三
一九 紐育……四六三

第十一章 各主要機關の活動……四六五

一 瓦房店……四六五
二 大石橋……四六六
三 營口……四六六
四 鞍山……四六七
五 遼陽……四六八
六 奉天……四六九
七 鐵嶺……四七〇
八 開原……四七一
九 四平街……四七二
一〇 公主嶺……四七三
一一 新京……四七四
一二 本溪湖……四七五
一三 安東……四七六
一四 撫順……四七七
一五 吉林……四七八
一六 哈爾濱……四七九
一七 齊齊哈爾……四七九
一八 洮南……四八〇
一九 鄭家屯……四八〇
二〇 上海……四八一
二一 滿鐵社員會……四八二
二二 滿鐵社友會……四八四
二三 滿鐵社員消費組合……四八四

第十二章 救護、醫療、慰問及其の他の活動……四八六

第一節 避難民の救護……四八六

一 蓋平……四八六
二 大石橋……四八六
三 海城……四八六
四 營口……四八七
五 鞍山……四八七
六 瓦房店……四八七
七 奉天……四八七
八 開原……四八八

九 四平街……四八八
一〇 公主嶺……四八八
一一 郭家店……四八八
一二 新京……四八八
一三 安東……四八九
一四 撫順……四八九
一五 哈爾濱……四八九
第二節 傷痍者の治療……四八九
一 瓦房店醫院……四九一
二 大石橋醫院……四九一
三 營口醫院……四九二
四 鞍山醫院……四九二
五 滿洲醫科大學……四九二
六 開原醫院……四九二
七 四平街醫院……四九三
八 公主嶺醫院……四九三
九 新京醫院……四九三
一〇 本溪湖醫院……四九三
一一 撫順醫院……四九三
一二 吉林東洋醫院……四九四
一三 哈爾濱醫院……四九四
第三節 施療……四九四
一 瓦房店醫院……四九五
二 大石橋醫院……四九五
三 營口醫院……四九五
四 鞍山醫院……四九五
五 遼陽醫院……四九五
六 滿洲醫科大學醫院……四九六
七 鐵嶺醫院……四九六
八 開原醫院……四九六
九 四平街醫院……四九七
一〇 公主嶺醫院……四九七
一一 新京醫院……四九七
一二 本溪湖醫院……四九七
一三 安東醫院……四九七
一四 撫順醫院……四九八
一五 吉林東洋醫院……四九八
第四節 防疫……四九八

一 獸疫研究所……四九八
二 蓋平……四九九
三 大石橋……五〇〇
四 營口……五〇〇
五 海城……五〇〇
六 鞍山……五〇〇
七 遼陽……五〇〇
八 開原……五〇一
九 公主嶺……五〇一
一〇 新京……五〇一
一一 撫順……五〇二
一二 鄭家屯……五〇二
一三 通遼……五〇二
一四 哈爾濱……五〇三

第五節 慰問

一 總務部庶務課……五〇三
二 圖書館の「陣中文庫」募集……五〇四
三 瓦房店地方事務所……五〇六
四 熊岳城農業實習所……五〇九
五 大石橋地方事務所……五一〇
六 營口地方事務所……五一〇
七 營口商業實習所……五一〇
八 鞍山地方事務所……五一〇
九 鞍山中學校……五一一
一〇 遼陽商業實習所……五一一
一一 奉天地方事務所……五一一
一二 滿洲教育專門學校……五一二
一三 奉天中學校……五一二
一四 南滿中學堂……五一二
一五 奉天高等女學校……五一三
一六 開原地方事務所……五一三
一七 四平街地方事務所……五一三
一八 公主嶺地方事務所……五一四
一九 新京地方事務所……五一四
二〇 新京商業學校……五一四
二一 新京高等女學校……五一五
二二 安東地方事務所……五一五
二三 安東中學校……五一五
二四 安東高等女學校……五一五

二五　撫順炭礦……五一六
二六　撫順高等女學校……五一六
二七　撫順工業實習所……五一六
第十三章　事變に基く社員人事……五一七
第一節　事變に因る社員の給與……五一七
第一項　時局引揚に關する給與……五一七
第二項　派遣員に對する給與……五一八
第三項　社線內中間地區、社外線、支那在勤者に對する臨時在勤手當……五二〇
第四項　業務危險手當……五二〇
第五項　住宅料補給……五二二
第六項　社員外從事員に對する給與……五二二
第七項　新設局各地事務所在勤被命者に對する給與……五二三
第二節　殉職者及び其他の犧牲者……五二四
第一項　殉職社員と表彰……五二四
第二項　事變に基く遭難社員の救濟……五二六
第三項　靖國神社合祀社員……五二七
第三節　事變關係功績調査（陸海軍關係）……五二九
第一項　會社關係功績調査……五二九
第二項　傷系會社從事員の功績調査……五三五
第四節　滿洲國政府の官吏となれる社員……五三七
第十四章　事變に因る經費支出……五三九
第十五章　事變に於ける關係各會社事績……五五〇
第一節　總　說……五五〇
第二節　軍事輸送及其の他交通に關する事項……五五一
一　國際運輸株式會社……五五二
二　大連汽船株式會社……五五六
三　溪城鐵路公所……五五七
四　福昌華工株式會社……五五九
五　南滿洲瓦斯株式會社……五六〇
六　滿洲市場株式會社……五六〇
第三節　支那側竝滿洲國側施設の管理……五六一
一　南滿洲電氣株式會社……五六一
二　營口水道電氣株式會社……五六六
第四節　鐵道竝道路の建設……五六七

一　東亞土木企業株式會社……五六八
第五節　傷兵竝避難民の收容救濟……五七二
一　東亞勸業株式會社……五七二
二　湯崗子溫泉株式會社……五七四
三　哈爾濱土地建物株式會社……五七五
第六節　輿論の喚起指導其の他の奉公……五七六
一　株式會社滿洲日報社……五七六
二　株式會社遼東ホテル……五七八

仙石前總裁

大平前副總裁

林現總裁

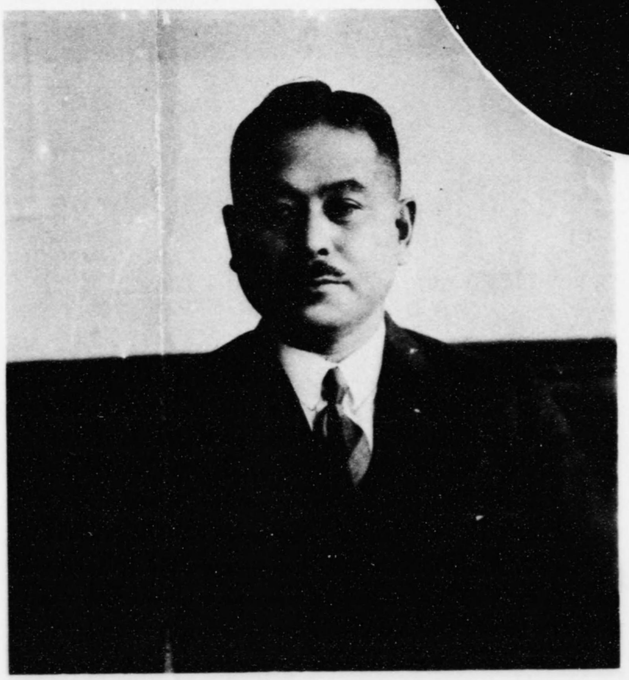

八田現副總裁

內田前總裁

江口前副總裁

十河現理事

大森前理事

藤根前理事

村上現理事

伍堂現理事

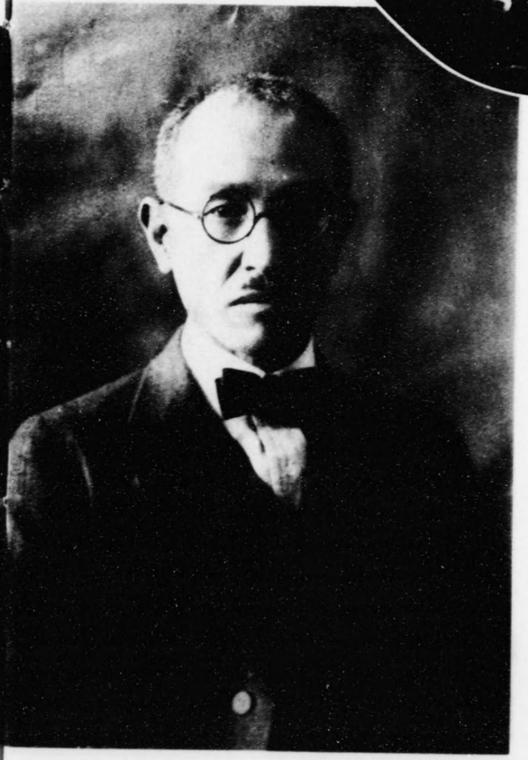

神鞭前理事

河本現理事

大淵現理事

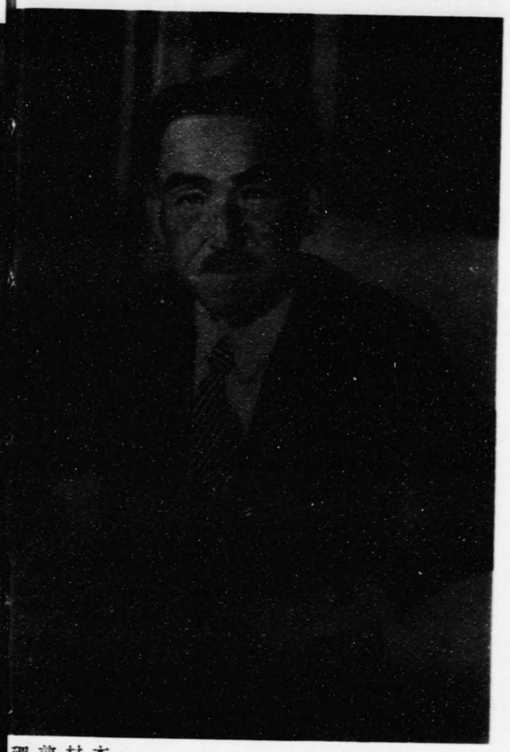

木村前理事

首藤前理事

山崎現理事

馬越現監事

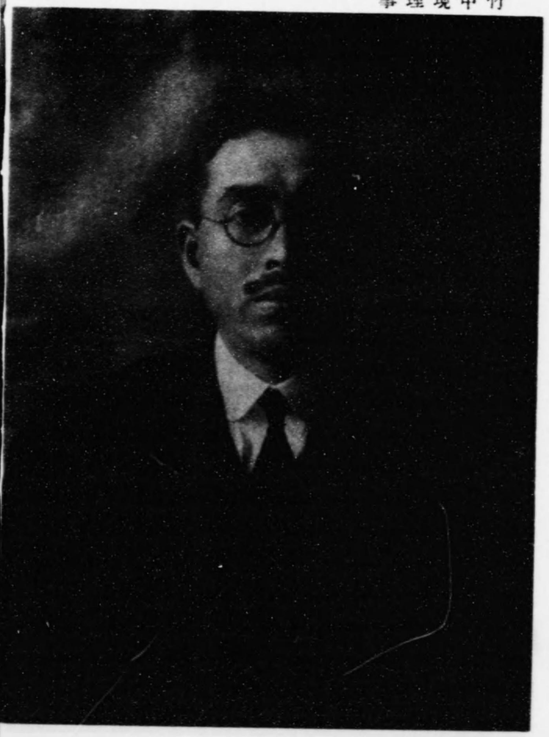

竹中現理事

山西現理事

滿鐵本社

大橋現監事

小倉現監事

湯川現監事

滿鐵社員俱樂部・大連

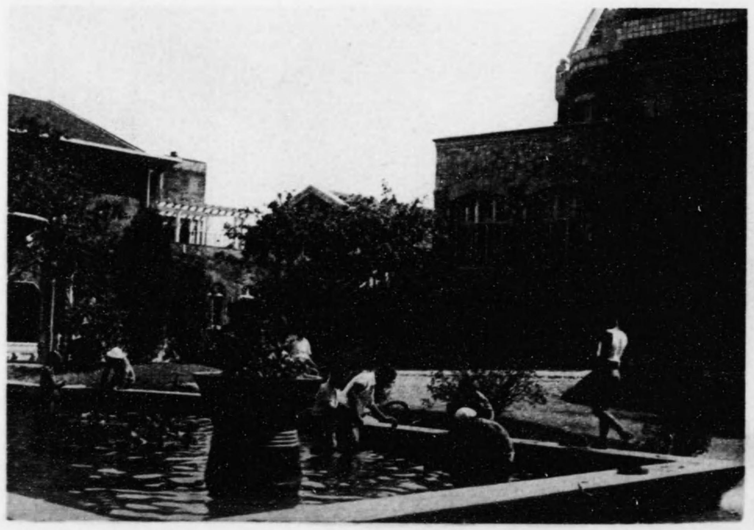

滿鐵出先機關

ハルビン事務所

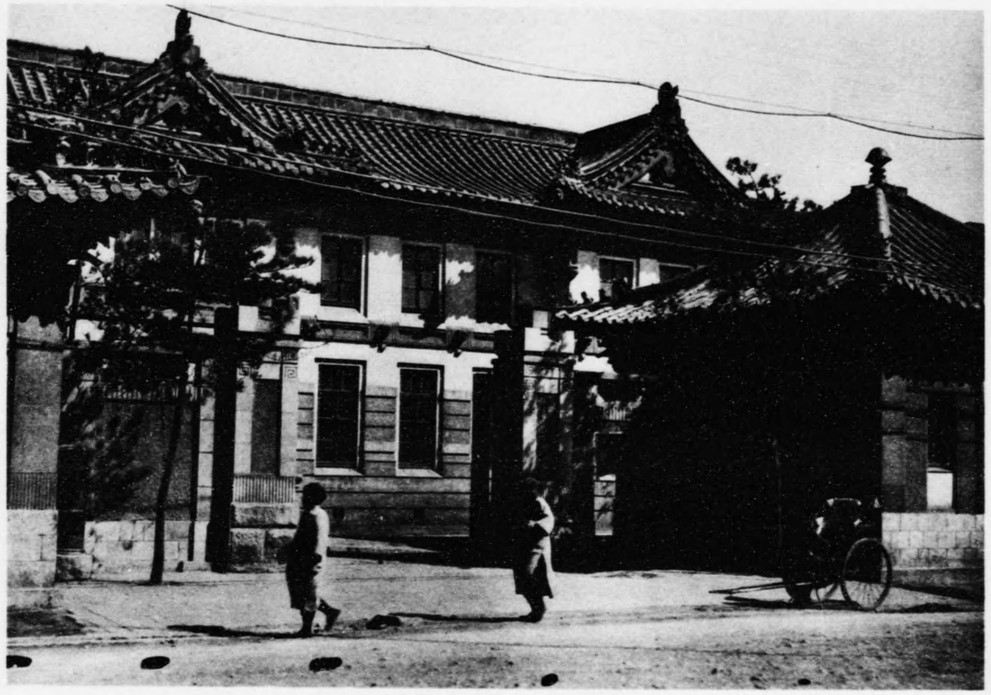

奉天公所

チチハル公所

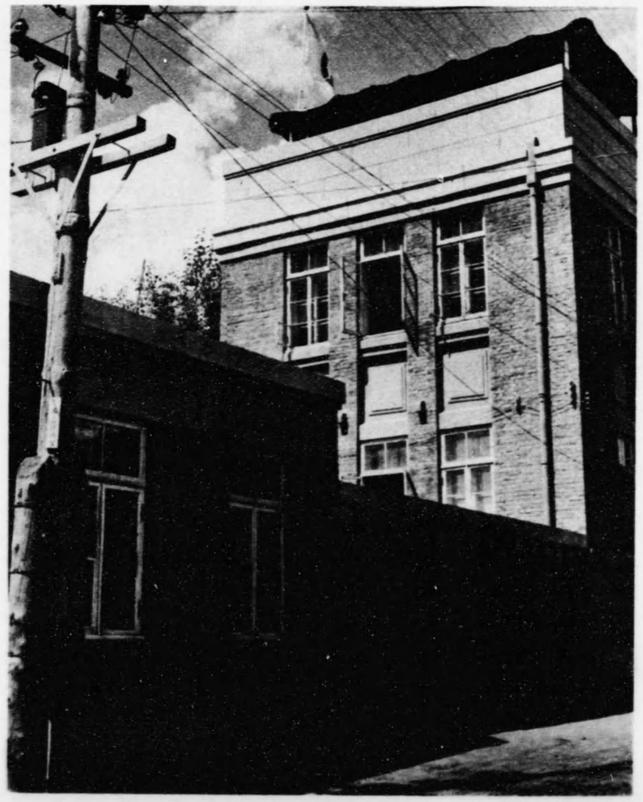

吉林公所

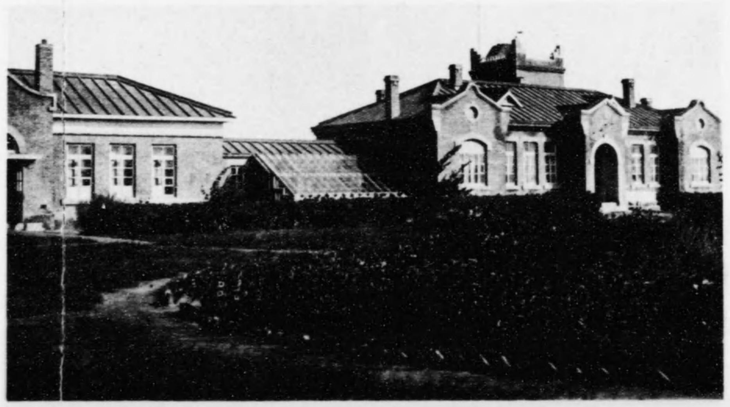

洮南事務所

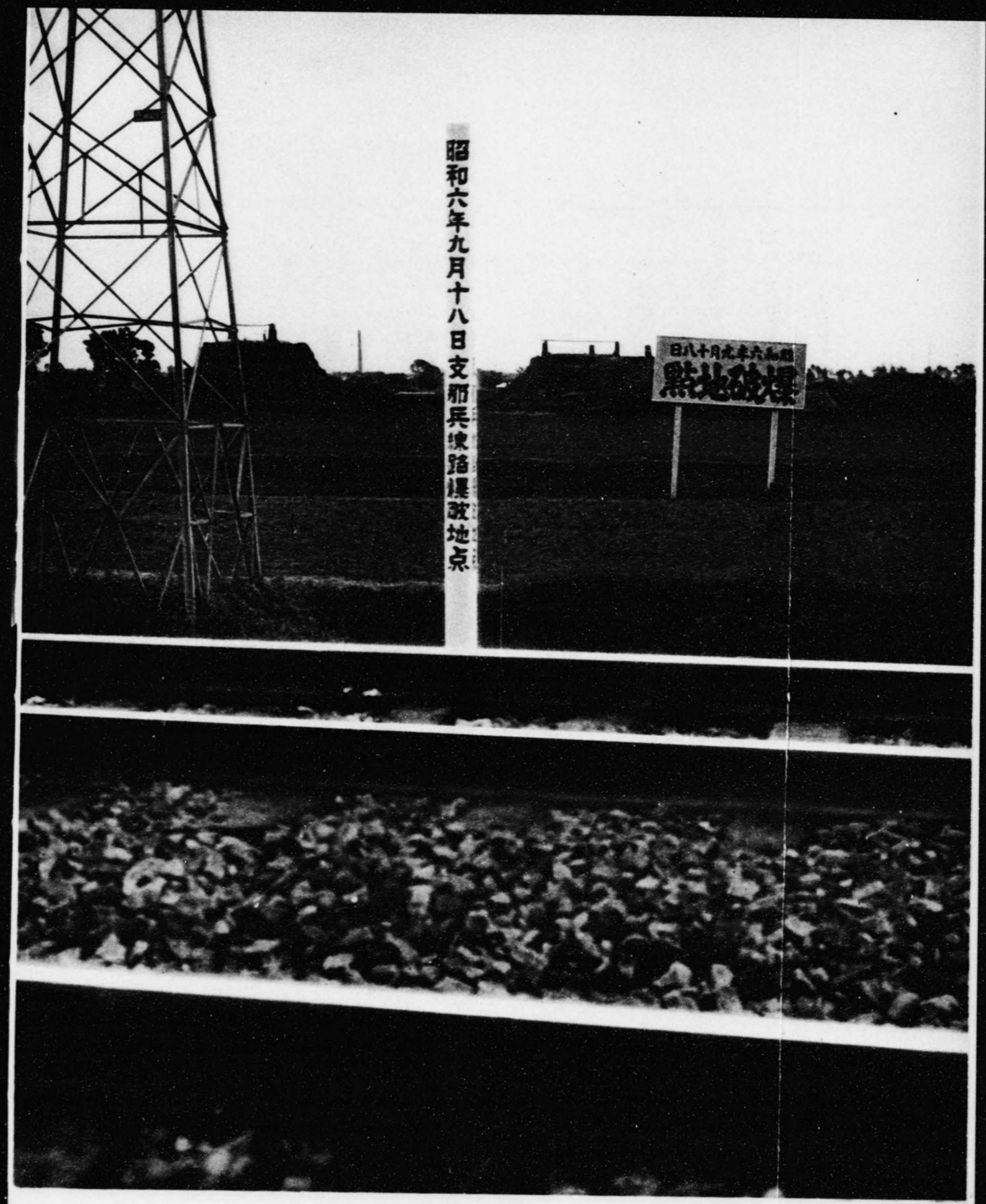

昭和六年九月十八日支那兵線路爆破地点

瀋　條　柳

滿洲事變と滿鐵

上編　滿洲事變に於ける會社の貢獻

第一章　事變に因る臨時設置機關

昭和六年九月十八日滿洲事變の勃發と共に會社は活動力の必要なる部分の一切を擧げて之に適應すべく起つたのであるが、就中最も緊密なる關係を有する各箇所に於ては夫々時局に對應す可き各種臨時機關を設置した。左に是を列擧する。

第一項　總務關係

一　總務部調査課出張所

イ　設置箇所　奉天

ロ　組織　課員若干名

ハ　設置事由　關東軍司令部其の他に資料を提供し乃至は資料を蒐集するため

ニ　設置期間　自昭和七年一月五日　至昭和七年一月二十五日

二　對國際聯盟支那調査委員會準備委員會

イ　設置箇所　本社

ロ　組織　總務部長を委員長とし總務部調査課・奉天事務所・上海事務所・東京支社・北京公所、相互の連繫を中心に專門社員・關係事務擔當社員・關係資料提供箇所員を以て組織す

調査委員會の入滿後は準備委員會の一部を調査委員會と共に移動せしめ旅行全般に關する經常事務を處理することゝし、其の移動本部を「滿鐵臨時聯盟事務所」と假稱し所在地名を冠した

ハ　設置事由　外務省を幇助し若くは其の委囑を受けて調査委員に對する資料の提供・事情の說明・旅行及接待に關する事務を掌るため

ニ　設置期間　自昭和七年二月十八日　至同年十二月二十九日

三　臨時功績調査委員會

イ　設置箇所　本社

ロ　組織　委員長　一名
　　委員　十數名
　　各部長級　一名
　　幹事　數十名
　　從事員
　　（臨時傭員を以て充て事務量に依り增減員を行ふ）

ハ　設置事由　事變に因る社員竝傍系會社從事員の功績調査を施行するため

ニ　設置期間　自昭和七年十月三日繼續中

第二項　鐵道關係

鐵道部にては事變勃發の當夜既に時局の重大性を直感し急遽部長以下參集協議の結果鐵道關係の時局事務を處理する爲翌十九日には大連と長春に、續いて順次四平街・洮南・齊齊哈爾・營口・奉天・錦縣の八箇所に臨時時局事務所を設置した外、別に奉天には臨時奉天鐵道部出張所を設け更に奉天以下全滿に亙る四十數箇所に夫々無線通信所を設置し以て軍事輸送・鐵道修理・通信連絡其の他各般の時局關係事務を敏活に處理する上に些の遺憾なからしめむことを期した。

一　臨時時局事務所

イ　設置箇所　大連・營口・奉天・四平街・長春・洮南・齊齊哈爾及錦縣

ロ　組織　庶務・運轉及工務の各班に分ち夫々の關係者をして常務を離れ時局事務に當らしむ

ハ　設置事由　鐵道關係時局事務處理のため

ニ　設置期間　大連　自昭和六年九月十九日至昭和七年三月八日
　　營口　自昭和六年十二月二十二日至昭和七年一月十二日
　　長春　自昭和六年九月十九日至昭和七年十月二十六日
　　四平街　自昭和六年九月二十三日至昭和七年二月二十九日
　　洮南　自昭和六年十一月二十日至昭和六年十二月十五日
　　齊齊哈爾　自昭和七年十一月二十六日至同年十二月二十九日
　　錦縣　自昭和八年二月十七日至同年三月八日
　　奉天　自昭和八年二月十七日至同年三月八日

二　臨時奉天鐵道部出張所

イ　設置箇所　奉天　　派出所　四平街

ロ　組織　庶務・運轉及工務の三班に分ち尙別に臨時通信班を設け社內外鐵道の有線・無線通信施設の運用に當らしめ鐵道部次長所長となり所內總括の任に當る

ハ　設置事由　第一線に於て直接軍隊と連繫を保ち敏速に軍事輸送に關する事項を掌るため

ニ　設置期間　奉天　自昭和六年九月二十三日至昭和七年四月三十日
　　四平街　自昭和六年九月二十三日至昭和七年二月二十九日

三　無線通信所

イ　設置箇所　奉天・鄭家屯・洮南・江橋・龍江・泰來・齊齊哈爾・新民・錦縣・溝帮子（列車無線）・通遼・大虎山・哈爾濱・新京（元長春）・海林・一面坡・敦化・大平嶺・延吉・克山・開通・四洮總局・朝陽鎭・通化・大虎山（再開）・海倫・綏化・龍井・札蘭屯・昂昂溪・穆稜・小城子・彰武・開魯・綏中・北票（列車無線）・扣北營子

ロ　組織　必要に迫らるゝと同時に取扱從事員を速派し任務完了後は直に引揚ぐるに付特に組織として擧ぐる程度のものはない

ハ　設置事由　事變勃發に伴ひ通信事務の激增を來したる一方匪賊に依る有線障害頻發したる結果無電施設を爲すの必要に迫られたるため

ニ　設置期間（昭和八年三月三十一日現在）

奉　天　自昭和六年十月七日繼續中
鄭家屯　自昭和六年十一月九日繼續中
洮　南　自昭和六年十一月九日繼續中
江　橋　自昭和六年十一月十三日至昭和六年十一月二十一日
龍　江　自昭和六年十一月二十一日至昭和六年十一月二十八日
泰　來　自昭和六年十一月二十二日至昭和六年十一月二十九日
齊齊哈爾　自昭和六年十一月二十九日繼續中
新　民　自昭和六年十二月二十八日至昭和七年一月二十日
錦　縣　自昭和七年一月六日繼續中
溝帮子　自昭和七年一月十日至昭和七年一月二十四日

通　遼　自昭和七年一月九日繼續中
大虎山　自昭和七年一月二十二日至昭和七年二月十七日
哈爾濱　自昭和七年一月二十九日繼續中
新京第一　自昭和七年一月二十九日繼續中
新京第二　自昭和七年三月三日繼續中
海　林　自昭和七年三月四日至昭和七年三月二十五日
一面坡　自昭和七年三月二十六日至昭和七年十月八日
敦　化　自昭和七年五月十八日繼續中
大平嶺　自昭和七年六月十二日繼續中
延　吉　自昭和七年七月二十一日繼續中
克　山　自昭和七年八月二十三日繼續中
開　通　自昭和七年九月九日至昭和七年十二月十八日
四洮總局　自昭和七年九月九日繼續中
朝陽鎭　自昭和七年十月十日至昭和七年十一月十八日
通　化　自昭和七年十月十七日繼續中
大虎山　自昭和七年十月二十四日繼續中
哈爾濱第二　自昭和七年十二月一日繼續中
海　倫　自昭和七年十二月一日繼續中
綏　化　自昭和七年十二月一日繼續中
龍　井　自昭和七年十二月一日至昭和八年三月二十二日

札蘭屯　自昭和七年十二月九日至昭和七年十二月二十五日
昂々溪　同　右
穆稜　自昭和八年一月三日至昭和八年一月二十日
小城子　自昭和八年一月四日至昭和八年一月十四日
彰武　自昭和八年一月二十日繼續中
開魯　自昭和八年二月二十五日繼續中
綏中　自昭和八年二月十四日繼續中
錦縣第二　自昭和八年二月十九日至昭和八年三月六日
奉天第二　自昭和八年二月十九日至昭和八年三月六日
北票　自昭和八年二月二十三日至昭和八年三月十四日
扣北營子　自昭和八年三月十五日繼續中
錦縣第二　自昭和八年三月十九日繼續中

四　臨時時局事務室

イ　設置箇所　奉天
ロ　組織　本部を奉天鐵道事務所所長室に、支部を錦縣驛に、連絡員を奉山總局及四洮總局內に置く
ハ　設置事由　熱河作戰軍事輸送業務に當るため
ニ　設置期間　自昭和八年二月十五日　至昭和八年三月八日

五　事變記錄編纂委員會

イ　設置箇所　本社鐵道部內
ロ　組織　委員長(一名)　鐵道部庶務課長
　　委　員(若干名)　部內各箇所より一名宛
　　幹　事(一名)　鐵道部庶務課員
ハ　設置事由　滿洲事變鐵道關係記錄を編纂するため
ニ　設置期間　自昭和八年三月二十五日繼續中

六　警備委員會

イ　設置箇所　本社鐵道部內
ロ　組織　委員長(一名)　鐵道部次長
　　委　員(若干名)　部內關係各箇所竝鐵道建設局より若干名宛
　　幹　事長(一名)　鐵道部庶務課長
　　幹　事(三名)　庶務・輸送・工務各課より一名宛
ハ　設置事由　鐵道警備の研究竝計畫實施のため
ニ　設置期間　自昭和七年九月二十六日繼續中

七　鐵道軍事利用教育資料編纂委員會

イ　設置箇所　本社鐵道部內
ロ　組織　委員長(一名)　輸送課長
　　委　員(若干名)　部內關係各箇所より若干名宛
　　幹　事(二名)　輸送・庶務各課より一名宛
ハ　設置事由　軍隊に對し鐵道業務の內容に對する理解力を涵養せしめ相互業務遂行上の圓滑を計るため
ニ　設置期間　自昭和八年三月二十五日繼續中

八　松花江水運管理に關する事務所

第一章　事變に因る臨時設置機關

イ設置箇所　哈爾濱

ロ組　　織　技師一名以下所員若干名

ハ設置事由　臨時松花江水運委員會の事業を繼承し松花江に於ける軍事輸送竝一般貨客輸送に當るため、鐵路總局設置と共に解消す

ニ設置期間　自昭和七年五月十三日（所員現地到着の日）　至昭和八年二月二十八日

第三項　鐵道建設關係

一　鐵道部附及庶務係・計畫係・工事係

イ設置箇所　本社鐵道部内

ロ組　　織　鐵道部附社員を置き鐵道部次長をして之を統括せしむ

ハ設置事由　鐵道の建設に關する事務を掌るため

ニ設置期間　自昭和六年十二月二十三日　至昭和八年二月二十八日

二　臨時呼海鐵路建設事務所

イ設置箇所　哈爾濱

ロ組　　織　所長の下に事務科及工務科を置く

ハ設置事由　海克線の完成及拉濱線松花江鐵橋架設工事竣工の促進に應ずるため

ニ設置期間　自昭和七年八月十九日　至昭和八年二月二十八日

三　臨時齊克鐵路建設事務所

イ設置箇所　齊齊哈爾

ロ組　　織　所長の下に事務科及工務科を置く

ハ設置事由　齊克線未完成區間の完成及海克線建設實施の促進に應ずるため

ニ設置期間　自昭和七年六月三日　至昭和八年二月二十八日

四　吉長吉敦鐵路管理局建設部

イ設置箇所　長　　春（後に新京）

ロ組　　織　技師長の下に庶務・檢査・計理及工程の四課を置き各課には夫々左記各係を置く

庶務課　文書係・警務係

檢査課　檢査係・地畝係

計理課　事務係・會計係・材料係

工程課　設計係・工事係・建築係・電氣係

ハ設置事由　吉長吉敦鐵路延長線建設に關する事務を掌るため

ニ設置期間　自昭和七年二月十五日　至昭和八年二月二十八日

第四項　地方關係

一　時局事務所

イ設置箇所　撫　　順

ロ組　　織　炭礦次長統制し庶務課長指揮す擔當員十二乃至十四名

ハ設置事由　內外各機關の連絡統制を計り各種情報を蒐集するため

ニ設置期間　第一回　自昭和六年九月十九日至昭和六年九月三十日

第二回　自昭和七年九月十五日至昭和七年九月二十七日

二　哈爾濱滿鐵臨時時局事務所

イ設置箇所　哈爾濱

ロ組　　織　臨時時局事務所は所長の下に總務・運輸・情報及調査の四係を置き其の下に次の各班を置く

（一）總　務　係　庶務・連絡・慰藉・食糧・物品・通信・會計の七班

（二）運　輸　係　鐵道班及交通班の二班

（三）情　報　係　第一及第二の二班

（四）調　査　係　第一及第二の二班

ハ設置事由　昭和七年一月二十六日所謂哈爾濱事變勃發し、所員一同滿鐵倶樂部に籠城すること十日、二月五日日本軍入市と共に軍部との關係密接となりたるを以て其の連絡を圓滿且完全迅速にせしむるため

ニ設置期間　自昭和七年二月七日　至昭和八年三月三十一日

註　臨時時局事務所は七年七月末日を以て其の一部を廢止し相次で起れる當地水災救濟業務に振り向けた、其の後翌年一月に於ける日本軍中東東部線出動等ありて全般的に廢止は行はれ得ざりしも、大部分の部門を廢止したるは三月三十一日にして此の意味に於て同日を以て廢止年月日とする

三　臨時水害調査委員會

イ設置箇所　哈爾濱

ロ組　　織　哈爾濱事務所長を委員長に庶務・運輸課長を副委員長とし外に幹事三名を置き實情調査には資料係・勸業係・調査係・運輸係・小學校・混保係の一部を以て當らしめ避難民救濟對策の研究には庶務係・勸業係・病院・資料係の一部之に當り交通經濟方面に及ぼせる影響對策には勸業係・運輸係・調査係・混保係の一部を當てた

ハ設置事由　昭和七年八、九月の大洪水に善處するため

ニ設置期間　自昭和七年八月十日　至昭和八年十月三十一日

第五項　社外線軍事關係

一　呼海線派遣事務所

イ設置箇所　松　浦

ロ組　　織　（不　明）

ハ設置事由　呼海線の修理復舊竝軍事輸送事務を遂行するため

ニ設置期間　自昭和七年六月六日　至昭和七年十二月三十一日

二　龍江時局事務所

イ設置箇所　齊齊哈爾

ロ組　　織　所長の下に庶務・工務・輸送の各班を置き、別に出動各班を設く

ハ設置事由　陸軍の呼倫貝爾作戰に伴ふ鐵道修理を擔當し竝に軍事輸送を援助するため

ニ設置期間　自昭和七年十一月二十八日　至同年十二月二十九日

第二章　軍事輸送

緒言

關東軍司令官本庄中將は石原參謀以下幕僚を從へ昭和六年九月初旬以來沿線守備隊竝駐剳部隊の檢閲を兼ね軍隊鐵道の連絡狀況を視察、九月十八日第一二列車にて歸連し自動車にて旅順に歸還した。其の當日二十二時二十分奉天守備隊長より柳條溝に於ける鐵道爆破に基く日支兵衝突の飛電來るや卽時關東軍の非常動員を手配し、直に佐伯中佐を介し會社に軍事輸送を要求し來れるを以て、會社は鐵道部輸送關係者の非常動員を行ひ軍の要求になる輸送實施に着手した。而して翌十九日一時過ぎ關東軍中野參謀より旅順驛長を介し至急列車準備を命令し來りたれば、取敢ず當時旅順に留置中の車輛を以て一箇列車を編成し、本庄軍司令官以下幕僚一行は三時三十一分第九〇四列車として旅順を發し四時二十四分周水子着、車輛は其儘とし機關車を附換へ四時四十分第九〇九列車として發車し、途中停車を省き略急行速度に依り十一時五十五分奉天に到着、關東軍司令部を東拓樓上に移し滿洲事變第一步の關東軍戰時軍務を開始するに至つた。

九月二十日關東軍參謀長は會社に對し線區司令部要員差出方を照會すると共に佐伯中佐に之が設置を命じたるを以て、會社に於ては奉天事務所鐵道課車務長外五名を之に充た。二十一日要員の集合を待ち臨時鐵道線區司令部開設せられ佐伯中佐之が司令官に任ぜられたが、線區司令官の管掌業務は次の如く定められた。

臨時鐵道線區司令官ハ關東軍司令官ニ隷シ臨時鐵道線區司令部及配屬セラレタル停車場司令部ヲ指揮シ滿鐵及滿鐵隣接鐵道ノ軍事輸送ヲ計畫シ列車ノ準備運轉其他ノ所要設備等ヲ滿鐵及同隣接鐵道ニ指示要求スルヲ以テ其ノ重要ナル任務トシ關東軍參謀長ノ指示ヲ承ケ部務ヲ主裁ス

關東軍と會社との連絡は線區司令部及鐵道部出張所間に終始完全に保持せられ線區司令部は鐵道作戰監部として出動軍隊よりの請求に基き軍事輸送の計畫立案に任じ、會社に對し輸送實施に關して必要なる指示又は要求をなしたのである。

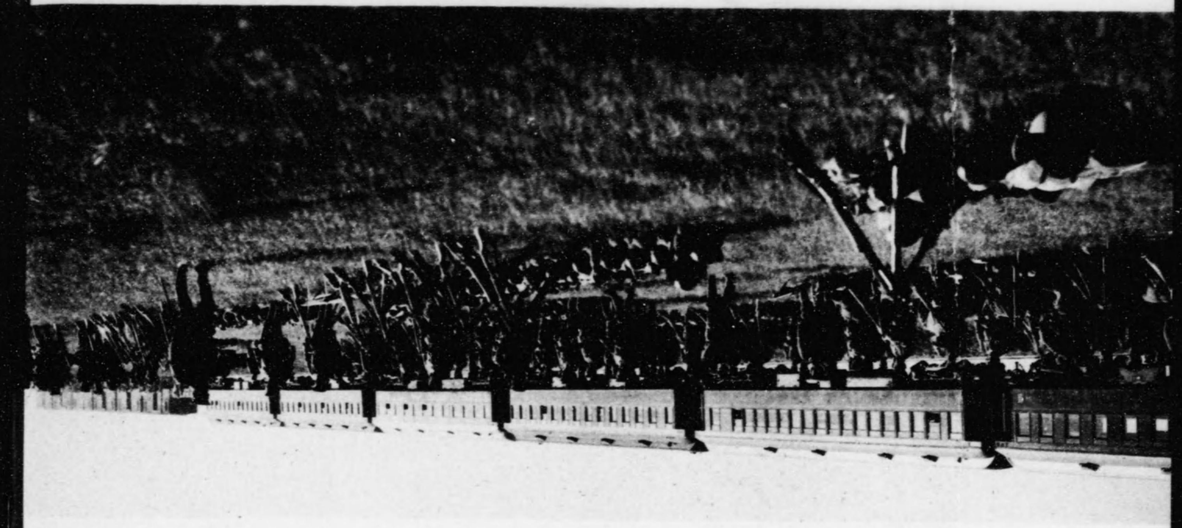

軍我ふたたび巡査に面お負太

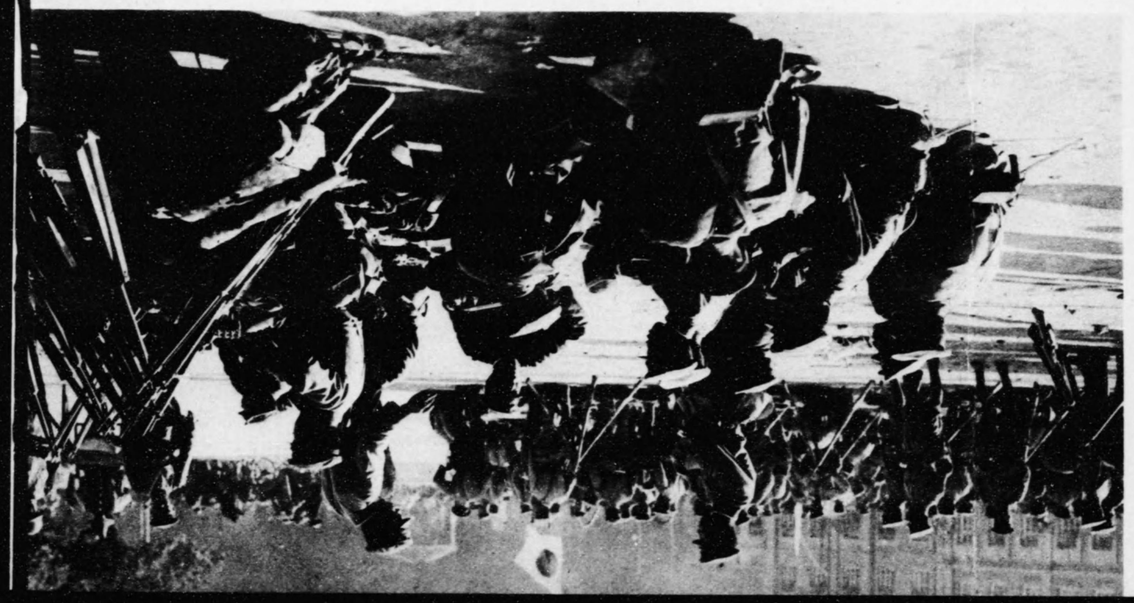

藤春良・軍我るすとんせ動出寸面に林吉

我戰沒者の靈柩車

軍用ツロリー・大興驛

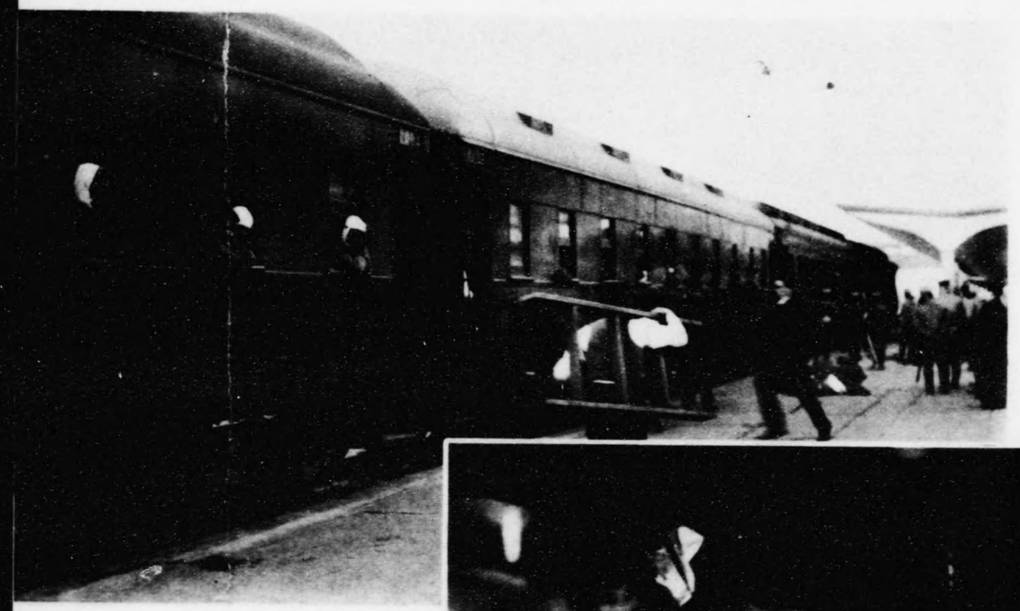

我負傷兵の後送

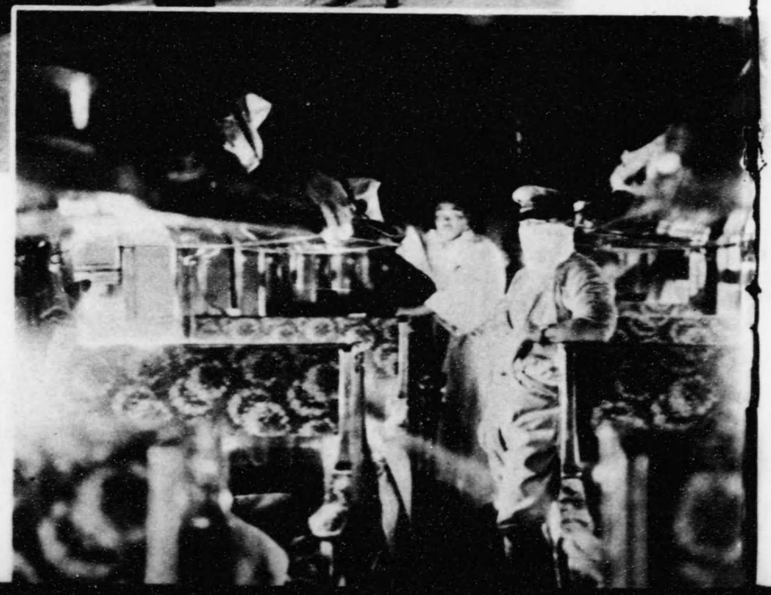

負傷兵を收容せる滿鐵雙台車

我軍の鐵橋守備・鄭家屯遼河

武裝せる滿鐵社員

躍活の員遣派電無鐵滿

敵の放火せる滿蒲子驛・北寧線

中間驛に配置されたる滿鐵社員

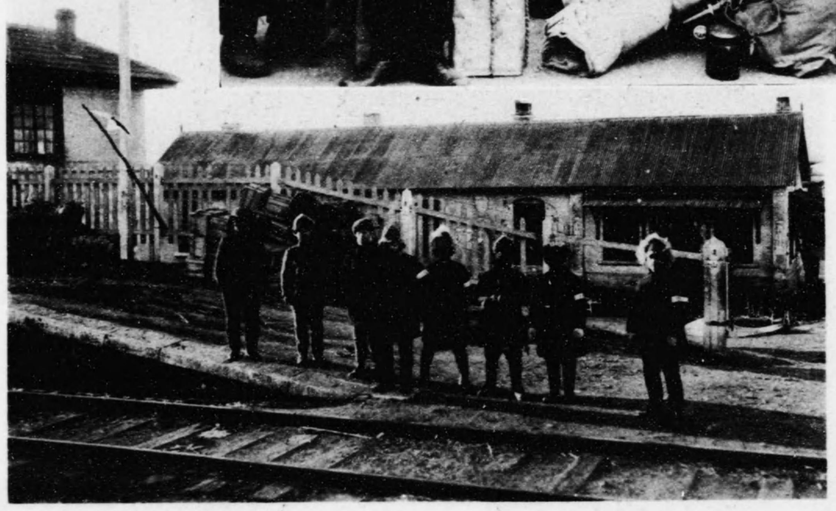

中間驛勤務中の滿鐵派遣社員

兵匪に破壞されたる線路と車輛・大興北方

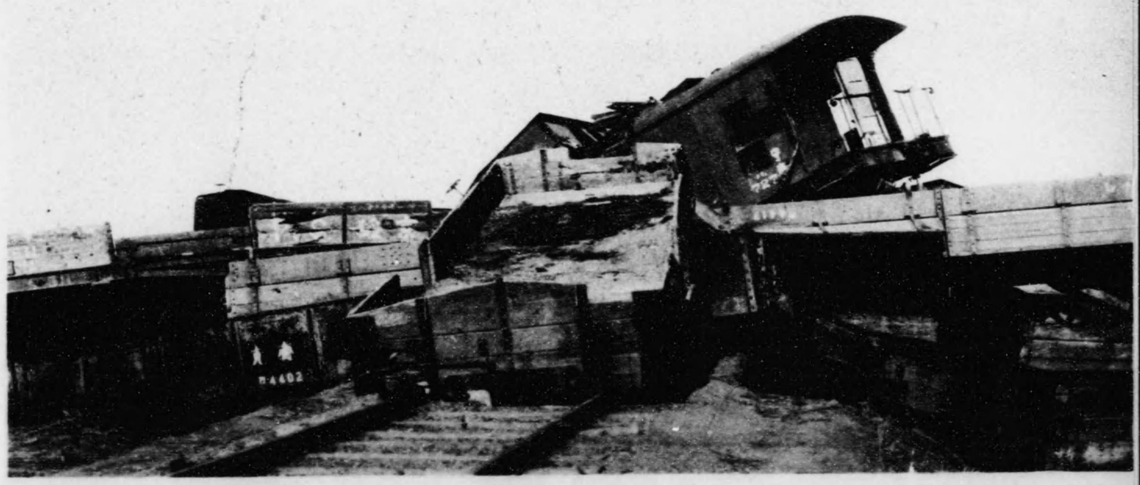

女兒河鐵格修理

修理列車の鍋州人驛

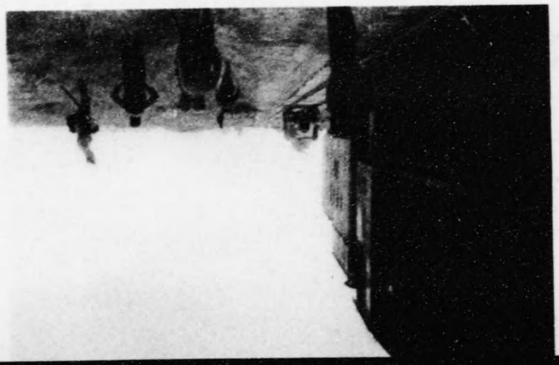

驛與夫・理修道鐵前歌

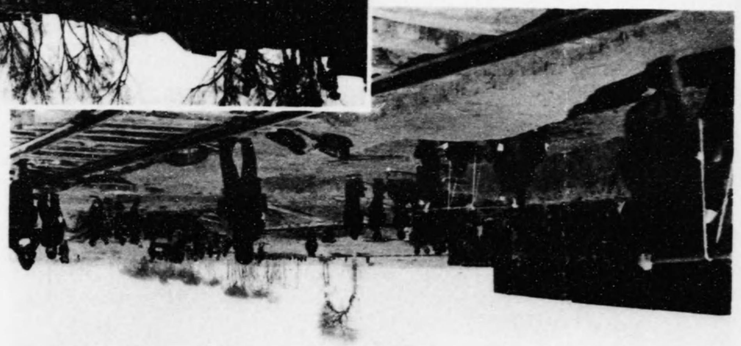

河兒女・動活の車列理修

歌急の路鉄し走折
驛中鉄線山东

えれ入に開凍山
車列理修織酒

積込まれたる軍用トラック・錦州

貨車に積込む幌馬車・錦州

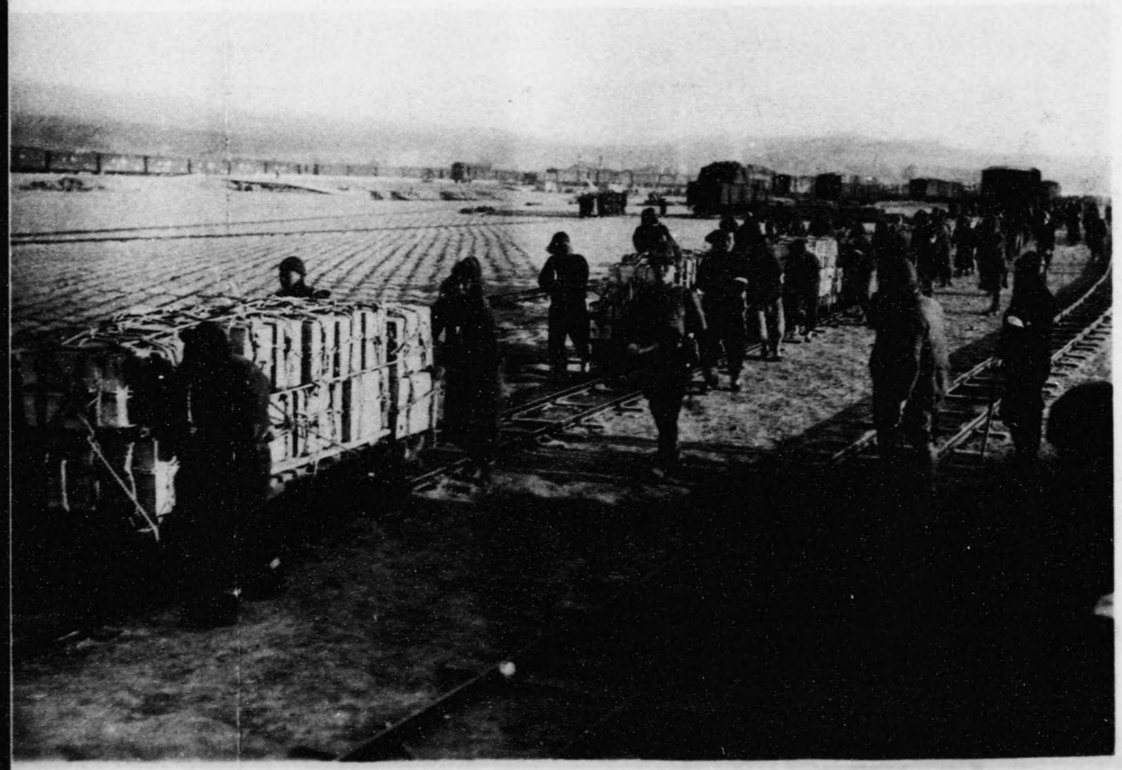

朝陽へ の軍需品輸送・打北營子

食糧品積込み・錦州

食糧品積込み・錦州

氷上を行く食糧
輸送隊・扣北營子

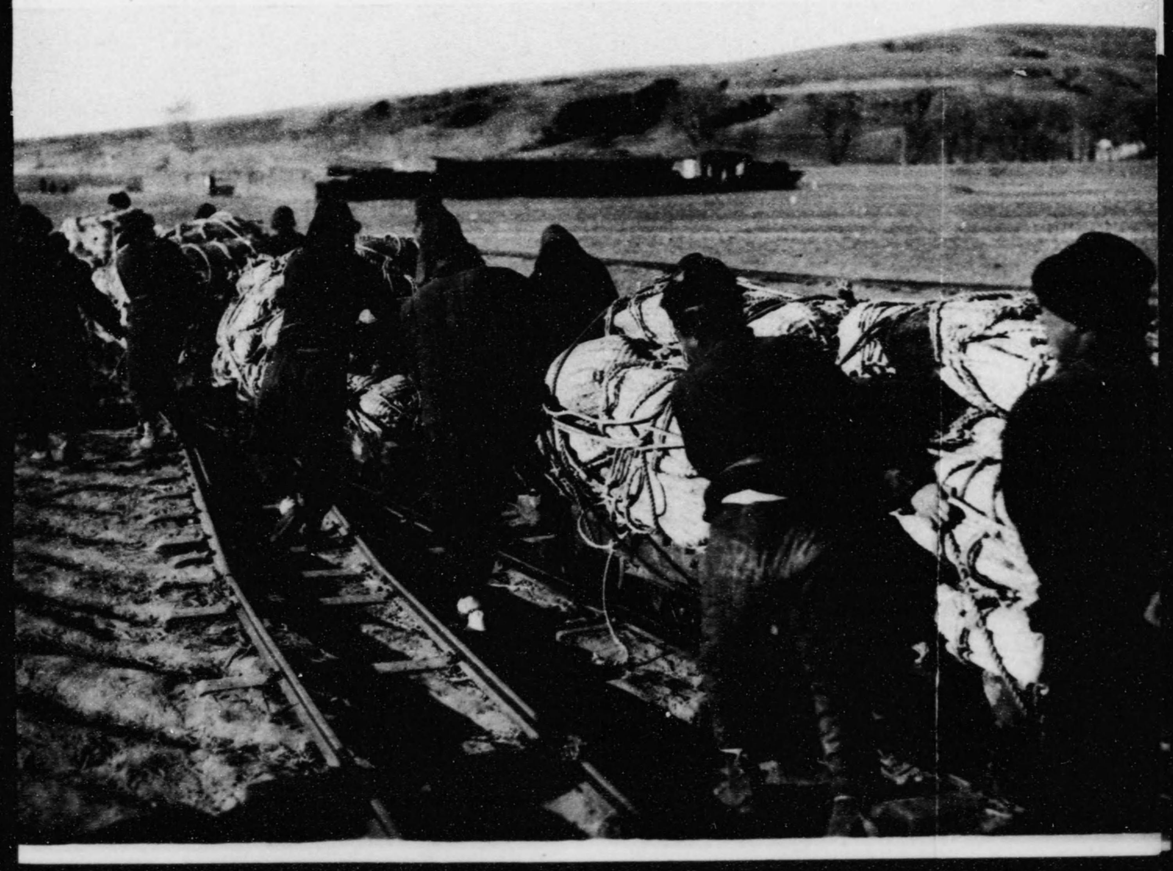

朝陽へ運搬の
食料・扣北營子

而して昭和六年九月二十一日關東軍の吉林出動を見るや二十二日長春に臨時鐵道線區司令部長春支部を置き、爾後戰局の擴大に伴ひ十二月二十四日營口に、昭和七年一月四日錦縣に、同二月五日哈爾濱に、五月二十三日齊齊哈爾に、何れも線區司令部支部の設置を見たが、部分的の輸送にして急迫せる處置は便宜上當該駐在軍部より直接出先機關又は驛長に要求し輸送其他陸軍の要求に應じたる事例亦尠くなかつた。

又一面關東軍の出動と共に之が處理機關として停車場司令部の開設を必要とし、線區司令官の立案により軍命令を以て昭和六年九月二十一日奉天・四平街及長春に停車場司令部開設せられ、爾來時局の進展に伴ひ十二月二十二日營口、十二月三十一日溝幫子、同七年一月一日石山站、一月三日錦縣、二月六日哈爾濱、三月四日海林、三月二十三日烏吉密河、四月十三日一面坡に逐次追設せられ、司令官以下の要員を派し線區司令官統制の下に軍事輸送の實務に當つた。而して停車場司令部には關東軍の要求に依り會社各機關との連絡上社員を司令部部員として勤務せしめ、一、軍隊列車の運轉及編成、一、軍馬軍需品積載車輛の增結、一、軍隊軍需品の積卸等の諸事項に就て常に密接なる連絡を保ち其の措置に遺憾なきを期した。

臨時鐵道線區司令部は事變勃發當初奉天に設置せられ、昭和七年十一月二日關東軍司令部の新京移轉と共に同所に移轉せられ、奉天には線區司令部支部設置せられたが、昭和八年二月熱河作戰期間中は其の輸送中心地たる奉天に進出し以て統轄指揮の萬全を期する事となり、二月十六日奉天に移駐せられた。卽ち昭和八年二月十六日現在の線區司令部の組織は左表の如くである。

臨時鐵道線區司令部組織一覽表

（昭和八、二、一六日現在）

司令部	支部（出張所）	停車場司令部（兵站支部）
位置（奉天鐵道事務所二階）	位置（奉天鐵道事務所二階）	奉天 吉村中尉
	奉天 支部長 伊藤中尉	大連（兵站） 河村中尉
	指導係 小川少佐	安東（兵站） 笠森中尉
	位置（錦縣驛二階）	錦縣（兵站） 阿部中尉
		北票 矢部少尉

司令官	佐伯中佐			
部員		錦縣支部長	早瀨少佐	綏中工藤少尉
		部員	安達大尉	彰武吉田特務曹長
				義縣伊勢谷中尉
庶務係主任	前田少佐	新京支部長	市田大尉	新京太田中尉
輸送係主任	小川少佐	哈爾濱支部長	森本中佐	吉林立川少尉
準備調査係主任	青村少佐	部員	岡山中尉	敦化前原特務曹長
		通遼派出所長	桑折少佐	通遼大園少尉
		齊齊哈爾支部長	桑折少佐	哈爾濱吉田中尉
				一面坡神原少尉
				海林栗井中尉
				松浦杉原少尉
				綏化齊藤大尉
				海倫永井特務曹長
				齊齊哈爾(兵站)小池中尉
				昂々溪安達大尉
				札蘭屯須田特務曹長
				海拉爾水出中尉

第一節　輸送に關する手配竝計畫

一　臨時輸送機關の設置

昭和六年九月十八日二十三時三十分頃奉天事務所鐵道課工務課長より本社鐵道部工務課長に宛て虎石臺附近に於て支那兵の線路妨害事故ありし旨電話あり、次で零時三十分佐伯中佐より奉天附近にて日支兵衝突し、事態擴大の見込につき滿鐵は至急軍事輸送に必要なる一切の手配され度き旨要求があつた。依つて鐵道部長・車務課長・列車係主任は直に出社し部長室に於て取敢ず軍事輸送事務の取扱竝指令を開始し、他面總裁・副總裁・各理事に此の旨通知し、又鐵道部次長を始め各關係者に非常召集を通達した。

一　鐵道部臨時時局事務所の設置

十九日三時過ぎ旅順關東軍司令部の奉天進出、遼陽第二師團司令部の奉天出動を見るに至り事變は局地的日支兵衝突の範圍を脫するものと認め會社鐵道部としての軍事事務處理機關の設置を必要とし、六時より事務を鐵道部會議室に移し鐵道部臨時時局事務所の名稱の下に鐵道部長を首班として時局に關する一切の臨時事務を統轄處理せしむることゝなつた。鐵道部臨時時局事務所は鐵道部内の庶務・運轉・工務・人事の關係者をして常務を離れ時局事務に當らしむるものにして、文書係主任・列車係主任は連日專任に、鐵道部各課長は交代統轄し、各主任其他の必要係員は徹夜交代を以て、事變勃發當初に於ける軍事輸送の受付、各事務所に對する軍事輸送の指示、派遣員計畫、材料及物品の手配等當面應急の處置を講じたが、各地方機關の整備を俟つて其の事務を之れに移管した。

二　臨時奉天鐵道部出張所の設置

我軍の壓倒的行動は益々戰線の擴大を豫想され他方電信・電話の輻輳は名狀すべからざるものがあつた。會社は直接陸軍との連繫を保ち其の要求を迅速に處理せむには事變の中心地たる奉天に臨時機關の設置を必要とし、十九日第一一列車にて鐵道部次長、技師二名、同第一三列車にて車務課長を奉天に派遣し、取敢ず時局事務を掌理せしめ内容整備するを俟ち二十三日奉天事務所鐵道課内に臨時奉天鐵道部出張所を設置した。同出張所長には鐵道部次長を任じ所長統率の下に庶務・車務・工務・通信の四班を設け、爰に奉天に設置せられたる臨時鐵道線區司令部と連繫を保ち、以て戰時に於ける會社竝各隣接鐵道の軍事輸送を統率指揮し其の萬全を期せしむることゝなつたが、同出張所にに於ける業務範圍は當時別段の明示なかりしも、大體左記の大綱に依り業務の管掌に當つたのである。

一、鐵道部長の意圖を承け時局に關する鐵道部としての計畫樹立
一、會社又は鐵道部を代表し關東軍との折衝

一、鐵道部各時局機關の統轄
一、社外線管理に關する計畫指示
一、軍事輸送諸施設計畫及現業の指揮監督
一、通信機關の諸施設
一、會社從事員の派遣
一、應急修理器材諸物品及輪轉材料の補給計畫
一、朝鮮鐵道局車輛の借受及會社機關車竝客貨車の改造作業計畫
一、其他必要なる事項

右管掌業務を處理する爲取敢へず所長統率の下に左の庶務・車務・工務・通信の四班を設け時局に對處せしめたが、今各班の管掌せし主なる業務の概要を記述すれば左の如くである。

イ　庶　務　班

今次事變に於ける鐵道利用は單なる輸送業務に非ずして關東軍は常に寡兵を以て衆敵に當り、其の用兵の巧妙は自然戰場と後方輸送の交錯せる鐵道作戰となり、其の實施の範圍は廣汎且複雜に亙り之に伴ふ派遣員の準備又は諸交涉等の附帶事項も亦尠くなかつた。從つて會社派遣員竝諸材料物品の如きも其の大部分は卽時卽刻手配を要するものありしを以て、一時の辨法として各鐵道事務所・奉天事務所鐵道課に於て現場にて臨機の措置を執らしめたるものもあつたが、九月二十三日出張所開設以來庶務班は鐵道部と連繫し、動もすれば不足を告げむとする從事員の運用或は工事材料・諸物品の手配等一般庶務物品或は交涉事項に軼掌する所があつた。

ロ　車　務　班

事變は刻々に擴大し關東軍の要求に依る軍隊列車の運轉は勿論各種車輛の應急施設を要するもの多く機關車、客貨車の裝甲、運用或は應急移動竝修理列車の準備、配置又は自動車・飛行機關係の諸施設等全く寧日なく之等準備施設に當り本部・鐵道工場又は各鐵道事務所と折衝し關東軍の要求を充足して遺憾なきを得た。

此の間事變突發初期の輸送を始め內地よりの臨時派遣部隊或は嫩江・齊齊哈爾・錦州・哈爾濱・海林方面への作戰輸送及各師團の交替・歸還輸送又は轉進輸送等汎有輸送實施に直面し、南北全滿洲其他に亙り大小幾多の軍用列車頻繁に運行し、他面特產出廻りに依り貨物列車の運轉回數は平常時の數倍に達する活況を呈した。此等繁雜なる臨時列車の運轉に忙殺せられつゝ、努めて軍用列車の影響を最少限度に止むべく努力し、辛ふじて定期客貨物列車は事變以來數箇月に亙り一、二の運休を餘儀なくせられたる以外は極めて圓滑巧妙に各種列車の運行を全ふすることを得た。

ハ　工　務　班

事變直後陸軍の出動輸送に當り最も懸念せられしは橋梁の破壞又は線路の妨害にして特に隣接鐵道に於て最も顯著なるものがあつた。之等の妨害は舊東北軍權の使嗾する兵匪に依り計畫的組織の下に日本軍の進出を阻止すべく企圖せられたるものにして、當時之が復舊は出動せる修理班又は鐵道隊に依り應急修理に任ぜるも其の遲速如何は直に陸軍の鐵道作戰に影響する所甚大なるものがあつた。卽ち工務班は常に之等の破壞と妨害とを豫想し之が應急對策と出動せる修理班との連絡に腐心し、特に洮昂線嫩江橋梁の大修理に亞ぐ幾多の修理又は新線建設の測量、或は奉天附近北寧・瀋海線の一部切斷、滿鐵線との連絡模樣替等の立案計畫に參與した。

ニ　通　信　班

事變勃發に依る軍用通信竝軍事輸送其他時局に關する通信施設の急設を要するもの極めて多數に上り各鐵道事務所及保安區は其の施設に寧日なく且通信線の匪賊に依る妨害に對する復舊作業に頗る苦心した。一方戰線は逐日擴大し長春・吉林・四洮・洮昂等との連絡頻繁を加へ就中洮昂鐵路の通信線は不完全にして陸軍の大興方面出動及歸還輸送には尠からず困難を感じたる而已ならず、將來同線に於ける集貨政策竝業務連絡上通信線增備の急務を認め、昭和六年十一月中、下旬に亙る冱寒を冒し龍江・洮南・大平川間に電話一回線を急架した。

是より先有線回線の障害對策として從來東北官憲に於て禁制せる無線電信の緊急施設を命ずると同時に、山岡電氣課長、同課山本技師を奉天に招致し熟議を重ね、又當時偶々鄭家屯及洮南公所長竝出先軍部の要求に依り十月二十六日理學試驗所岩竹技師一行は鄭家屯及洮南に無線電信機據附の爲出張せるに依り一行の奉天歸着を俟ち協議の

結果、必要箇所に無線電信の設備を爲し又出動列車に無電機据附を急ぎ、有線通信と相俟つて通信施設の完璧を期すべく孜孜した。

其の後時局の進展と情勢の變化に伴ひ、六年九月十九日には長春、九月二十二日には四平街、十一月二十日には洮南、十二月二十一日には營口、七年一月二十八日には哈爾濱等に臨時時局事務所を設置したが、奉天鐵道部出張所に於て便宜上之等事務所をも統轄する事とした。而して臨時奉天鐵道部出張所は時局の小康を俟ち昭和七年四月三十日限り之を廢止し、爾後の時局事務は之を鐵道部・各鐵道事務所・又は奉天事務所鐵道課等に繼承せしむることゝなつた。卽ち其の要領を示せば左の如くである。

一、待機列車・應急列車・交通列車の配置

線區司令官に於て計畫し鐵道部長に請求し鐵道部長に於て配置手配のこと。

一、臨時軍隊輸送列車

鐵道事務所長(鐵道課長を含む)にて手配す。但し他線出入の機關車及乘務員にして自管內にて手配不可能の場合は鐵道部長の指示に依る。

一、軍用**モーターカー**配置

鐵道事務所長にて手配す。但し所管內にて手配不可能の場合は鐵道部長の指示に依る。

一、派遣員手配

所管線(他線をも含む)に於ける通常派遣員は各鐵道事務所長に於て手配し關係の向に電報すること。但し異例に屬するもの又は所管線內にて手配不可能の場合は鐵道部長の指示に依る。

一、諸　物　品

所管線內のものは各鐵道事務所に於て手配す。但し大量・重要・異例のものは鐵道部長の指示に依る。

以上鐵道事務所長に於て手配せるものは總て鐵道部長に報告すること。

一、所管線とは次を指す。

大連鐵道事務所　自管內線

奉天事務所鐵道課　自管內線及瀋海・奉山線

長春鐵道事務所　自管內線及四洮・洮昂・齊克・吉長吉敦・中東各線

一　無線電信及裝甲列車關係從事員は其の性質上奉天事務所鐵道課に於て手配すること。

三　各鐵道事務所其他の臨時機關

各鐵道事務所・奉天事務所鐵道課に於ける時局事務は特に專任者を設くることなく、各所長又は課長統率の下に各其の所管に從ひ協力一致常務を見つゝ時局に關する業務を處理した。今事變中に於ける各鐵道事務所・奉天事務所鐵道課其他に於ける臨時機關の組織を記述すれば次の如くである。

(1)　大連鐵道事務所

河北支線出動迄は特記すべきものなく同支線出動に際し設置せられたる輸送機關は別項營口時局事務所の項にて記述する事とした。

(2)　奉天事務所鐵道課

事變の中心地たる關係上事變直後の處理は同課に於て執掌せるも、線區司令部及奉天鐵道部出張所開設後は所管社線內及北寧本線・瀋海線に關する限り殆んど之等兩機關の分身として活躍した。當時奉天鐵道課內に設けたる時局處理機關の組織要項は左の通りである。

一　組織及係員

總　指　揮　鐵道課長

庶務班々長　庶　務　長　(外記錄・材料・經理各係員)

營業班々長　營　業　長　(外旅客・貨物・配車各係員)

運輸班々長　車　務　長　(外列車・機關車・客貨車各係員)

工務班々長　工　務　長　(外保線・設備・保安各係員)

(3)　長春鐵道事務所

(別項長春に於ける軍事輸送機關の項參照)

(4)　四平街時局事務所設置

滿洲事變勃發直後九月二十二日陸軍の鄭家屯に進出するや、卽日青木技師を四平街に派遣して時局事務所を四平街驛長室に開設し、四洮線內に於ける軍隊輸送竝之に伴ふ會社派遣員に關する事務を取扱はしめた。卽ち時局事務所の業務は左の如くである。

一　軍隊と會社との連絡
一　四洮局及洮昂局と會社との連絡
一　四洮線內に於ける軍用列車運轉の計畫
一　軍用列車用車輛及附屬品の準備
一　四洮及洮昂局に對する輪轉材料の供給
一　四洮及洮昂線內材料の供給
一　四洮及洮昂線內會社從事員の派遣
一　派遣員の給與

尙ほ昭和六年十月二十五日驛長室階上より出火し同室一部類燒し使用不可能となれるに依り時局事務所は同日之を小松屋旅館內に移し、更に十一月十四日以降は綠詳街滿鐵社宅一戶を地方事務所より借受け之に移轉し、七年二月末日事務所の閉鎖に至る迄使用した。

(5)　長春に於ける軍事輸送機關

事變勃發後奉天に臨時鐵道線區司令部及臨時鐵道部出張所を設置し軍事輸送の指揮に任ずる事となれるも、事變直後十九、二十日の兩日は其の運びに至らず、當時軍用列車の運行は或は陸軍より直接驛長に要求し事務所長又は鐵道部時局事務所の指示を仰ぐ等一定の形式を具備せず、特に他線に於ける輸送に對しては之が實施の指揮者等明瞭に指示してなかつた。而も事急を要するを以て當時長春に滯在中なりし鐵道部附參事を九月十九日奉天に招致し鐵道部次長の指示を承けしめ、二十日長春に引返し長春鐵道事務所長を補佐し專ら吉長吉敦・中東方面出動の計畫に任じ且陸軍との連絡に當らしめた。當時長春鐵道事務所內に設けたる同所時局處理機關の組織要項は左の如くである。

長春時局事務所

一　開設年月日　昭和六年九月十九日
一　組織及係員　總指揮　長春鐵道事務所長
　庶務班々長　庶務長（外庶務係員）
　營業班々長　營業長（外營業係員）
　輸送班々長　車務長（外車務係員）
　工務班々長　工務長（外工務係員）

(6)　洮昂線に於ける軍事輸送機關

イ　顧問公館

洮昂鐵路局には豫て會社より顧問・技術員・事務員各一名を派遣せられ居り常に鐵路局との間に於ける連繫を取り居たるも、事變以來其の關涉事項は只單に鐵道業務のみならず對內外共に非常に廣汎となり、殊に昭和六年十一月二日日本軍の進出に依り事務頗る繁劇を加へ來れるを以て、會社は顧問の要請により若干の社員を派遣した。卽ち十月十五日馬占山の爲嫩江及一八七粁橋梁破壞せられ洮昂局は之が修理を會社に依頼せるにより、會社は陸軍に對し修理中の掩護を依頼すると共に社員を派遣し、專ら橋梁修理に關する計畫竝作業の監督を爲さしめた。越えて十一月二日關東軍の洮昂線出動に伴ひ洮昂線內列車運行混亂せるにより顧問は會社に要請して十一月二十日洮南に時局事務所を設置した。

ロ　時局事務所の設置

前述の如く昭和六年十一月二十日洮南に時局事務所開設の爲參事一名は所要員を隨へ同日洮南著後直に顧問公館內に事務所を開設した。時局事務所に於ける主なる業務は左の通りである。

一　洮昂線內に於ける軍事輸送に關する業務
一　會社派遣員に關する業務

一　洮昂局と四洮局・會社及軍隊との連絡

一　其　の　他

十一月二十四日時局事務所を顧問公館隣元車務處長公館に移轉し、越えて十二月十五日軍事輸送一段落を告げたるを以て同日事務所を閉鎖し、爾後の業務は再び顧問公館に引繼を爲した。

(7)　營口時局事務所設置

昭和六年十二月十一日奉天鐵道部出張所長は大連鐵道事務所長を奉天に招致し北寧線狀況を說明の上、河北方面よりの出動に關し左記要項を示し之が準備を命ずる所があつた。

(A)　河北出動要項

一　關東軍は河川凍結を待ち(十二月下旬凍結の見込)北寧線及河北支線上に軍事行動を開始す。

一　河北支線輸送は集團運行の豫定なり。但し兵力は多少增減あるべし。

一　大連鐵道事務所長は北寧河北支線竝營口・河北間遼河氷上の軍事輸送を擔當するものにして豫め河北に於ける現存車に就き輸送能力を調査報告すべし。尙ほ河北車輛を以て裝甲列車一編成を準備するものとす。

右に依り同事務所長は急遽河北竝遼河に關する各種の豫備調査を行ひ、工務長をして遼河氷結狀況調査竝氷上輸送を計畫せしめ、十五日には車務長・檢車區長・機關區長を河北に派し各種の狀況を調査せしめた。而して十二月十四日には關東軍よりの要求に依り碎氷を兼ね營口・河北連絡運送船として奉天丸を河北に廻航し、十五日には所員に對し營口時局事務所派遣計畫を立案せしむると共に細部に亙る之が準備を命じた。越えて十二月十九日鐵道部次長より關東軍の河北進出は二十二日頃の豫定に付き至急準備を整ふべき旨の指令を受け、同日大石橋保線區長は軌道修理班一隊を率ひ、大石橋機關區長・大連檢車區長は夫々班員を率ひて河北に渡り各々準備する所あり、車務長は庶務班員、給水班員及裝甲機關車加工の鐵道工場員二十九名を率ひ第一九列車にて營口に向け出發した。

斯くて一部派遣員の出動を見たるを以て時局事務を營口に於て取扱ふを便利とし、二十一日所員を營口に派し營口驛教育室內に時局事務所を開設し、二十三日共の旨關係各方面に通達した。時局事務所の事務分擔は次の如くである。

總指揮——大連鐵道事務所長

イ　庶　務——指　揮　者

庶　務　班——班　長

1. 派遣員配置計畫
2. 營口に於ける時局事務所及宿舍手配
3. 情報記錄其の他一般雜務

經　理　班——班　長

1. 金錢出納に關する事務
2. 事務用品竝諸工事材料及被服に關する事務
3. 其の他物品事務

食　糧　班——班　長

1. 派遣員に對する食糧品及飮料に關する事務

ロ　車　務——指　揮　者

輸　送　班——班　長

1. 列車の編成運行計畫、列車速度の指定
2. 指揮者修繕方乘込指定
3. 乘務員驛區員配置表作成
4. 携帶電話器運用
5. **モーターカー**配置
6. 合圖器・**スタフ**・運轉命令券類準備

第二章　軍　事　輸　送

7. 大石橋及營口入換機準備

機關車及給水班——班　長

1. 機關車整備
2. 消耗品・補修材料・事故復舊器械・機關車合圖器・ポンプ類準備
3. 非常車內容品準備
4. 給水計畫
5. 給炭水用器準備

客貨車班——班　長

1. 客貨車整備
2. 補修材料・客貨車煖房裝置及電燈準備
3. 非常車乘込員指定
4. 檢車區員配置表作成
5. 傷病者收容車準備

ハ　營　業——指　揮　者

1. 河北・營口間の荷物運搬計畫
2. 傷病者後送計畫

ニ　工　務——指　揮　者

軌道修理班——班　長

1. 軌道修理竝同列車編成
2. 修理材料準備

3. 炭臺、ホーム等構內設備計畫
4. 修理材料準備計畫
5. 保線係員配置表作成

橋梁修理班——班　長

1. 橋梁修理竝同列車編成
2. 修理材料準備
3. 渡河設備同材料準備

電線修理班——班　長

1. 通信修理竝同材料準備
2. 通信線架設計畫
3. 信號保安裝置材料準備
4. 電線方保安方配置表作成

給水修理班——班　長

1. 給水機器修理材料の準備
2. 給水機器の修理

建物修理班——班　長

1. 建物修理竝同材料準備
2. 營口河北棧橋荷役設備

電話新設班——班　長

1. 電話新設材料準備

第二章　軍事輸送

(B)　營口時局事務所の閉鎖

イ　派遣員の引揚

昭和六年十二月三十一日溝帮子占領後奉天方面出動員との打合せの結果、溝帮子は奉天方面出動員に引繼ぎ營口時局事務所は專ら河北支線の運轉に任ぜるも遼河渡航の中絶其の他の事情に依り、河北支線の大連鐵道事務所管理は不便と認められた。依つて奉天側に引繼打合せ中關東軍も此の地に駐兵の要なきを認め、昭和七年一月十二日守備兵を撤退せるを以て、會社も同日雙臺子驛を殘し他は全部引揚げ從つて營口時局事務所も閉鎖し其の任務を完了した。

當時河北支線の守備は當分施行せらるゝ見地より奉天側に移管せむとし相當の物品等も其儘引繼ぐ豫定なりしも獨立守備隊の引揚げは急に一月十二日七時を最後とすることゝなり、而も河北驛長に通告したるのみにて直に引揚げを開始せるを以て、派遣員も急速なる撤退準備を强要され、十一日より十二日に亙り引揚げ列車を編成し、八時河北驛發途中派遣員を收容しつゝ溝帮子に到著、溝帮子より も別に派遣員引揚げの爲臨時列車を運轉し大窪以北の者を收容し溝帮子にて兩者合併の上、十三日七時四十分溝帮子發同日十六時五十分奉天着、玆に派遣員竝諸物品材料の引揚げを完了した。

ロ　物品の處置

物品中石炭、**ストーブ**の類は其の儘放置の已むなきに至れるが、只食糧品の大部分は之を奉天側に引繼ぎ其の他は大連に持歸り材料消耗品は用度課に返納し、備品類は經理課と打合せ夫々適宜處理した。

(8)　**哈爾濱に於ける軍事輸送機關**

時局事務所

昭和七年一月二十八日關東軍の中東線進出に伴ひ哈爾濱に時局事務所開設の爲技師一名は第一三軍用列車に便乘し哈爾濱に赴き、到著後直に哈爾濱事務所內に時局事務所を開設した。當時右技師は線區囑託として線區派出所の業務を兼務したる爲時局事務所の業務は線區派出所に於て遂行せらるゝこと多く、從つて兩者の限界は劃然たらしむること不可能であつた。

時局事務所として爲すべき業務の一部例へば派遣員に關する事項、物品材料關係事務の如き開設當初に於ては時局事務所にて取扱ひ居たるも、取扱者の三月一日線區囑託となりて以來は線區に於て之を取扱ひ、三月三十一日同人の哈爾濱引揚げ後は之等業務の取扱を哈濱事務所庶務係に引繼ぐ事となつた。

四　綜合時局事務機關の設置

熱河作戰の軍事輸送は事變以來曾て見ざる空前の大輸送なると共に、之が輸送區域は奉山・四洮・社の三線に跨り其の輸送方法は世界戰史上に其の類例なき循環輸送に依ることゝし、先づ關東軍・鐵道の各關係者協議の結果、奉山・四洮・社の各輸送機關は協力して輸送の圓滑を期する爲之が統制機關として前記各機關の關係者より成る委員を以て昭和八年二月十五日奉天鐵道事務所所長室に臨時局事務所を、同十七日錦縣驛に同出張所を設置し、奉山總局及四洮總局內には何れも連絡員を置くことゝした。

イ　奉天時局事務所及錦縣出張所の組織

即ち今奉天時局事務所及錦縣出張所の組織竝業務分擔を表示せば左の通りである。

ロ　業務分擔

一　統轄及奉山線輸送指揮　小須田委員長
二　輸送總轄　猪子委員
三　工務總轄　郡委員
四　社線輸送指揮　古川委員
五　四洮線輸送指揮　宮崎委員
六　奉山線錦縣以遠北票線輸送指揮　芳賀技師
七　奉山總局との連絡　古山奉山顧問
八　四洮總局との連絡　寺坂四洮局員

臨時奉天時局事務所及錦縣出張所は軍事輸送の一段落を待ち三月八日を以て閉鎖する事とし、會社派遣從事員引揚げ後に於ける錦縣以遠及北票線に於ける軍事輸送に關する奉山鐵路從事員の指導竝陸軍側と奉山鐵路局側との連絡の任に當らしむる爲錦縣・連山・興城・綏中・前所・山海關・大虎山・朝陽寺・南嶺・扣北營子・北票等各驛に九十一名の連絡員を配置し、會社購入物品諸材料は一時借用せしものを除き他は全部奉山鐵路局に引繼を爲した。

二　裝甲列車の整備

一　裝甲車輛の奉天廻送と機關車の裝甲

事變勃發するや卽時裝甲列車の整備を必要とし砲兵車・裝甲機關車・歩兵車を以て一組とする裝甲列車六組を完成することゝし、砲兵車及歩兵車は舊遼陽工場にて五組、奉天機關區にて一組を完成したるも機關車に對する裝甲は舊遼陽工場に收容中の車輛を奉天に廻送し、材料の到著を待ちて奉天に在りし機關車第四二八號を長春より、第四五五號を鷄冠山より奉天に引き取り第四五七號は昭和六年九月十九日、他は二十日工事を完了した。別に機關車第四五七號の裝甲に着手し、別に殘り二輛は鐵道工場にて裝甲する事とし二十二日之を完成して直に奉天に廻送した。更に二輛を豫備として追加裝甲する事となり同じく鐵道工場にて二十六日完成した。

二　裝甲列車の配置

奉天機關區にて裝甲せる第四四九號機關車は十九日十時十五分奉天發途中沿線警備を兼ね長春に出動し、更に第四二八號・第四五七號は奉天にて裝備成るを待ち、二十日奉天發第九一三號列車にて長春に廻送し十四時二十一分長春著、前三組は何れも二十一日吉長線出動に際し軍用列車の先驅を兼ね吉長線出動に任じ、殘り第四五三號は奉天に止まり十九日及二十日は撫順線を往復運行した。爾後奉天を中心に開原・昌圖附近迄の警戒に任じた。尙ほ吉長線に出動せる三組の內二組は下九臺・吉林に止まり沿線の警備運行に當り、第四二八號は二十二日零時下九臺發長春經由其の儘四平街に運轉し二十二日四平街發六時四十五分第五〇一列車にて鄭家屯に入り、爾後鄭家屯を中心として四洮沿線の警備に當つた。

三　他線管理の手配

一　他線に對する實力發動

關東軍の命令に依り社外線を管理すべき意圖の下に事變勃發するや卽時會社は之に必要なる派遣員及修理材料を手配せるも、隣接鐵道に對しては應急手段として昭和六年九月十九日一時三十分北寧線滿鐵**クロス**下を撤去して北寧總站・皇姑屯間の連絡を斷ち、同日三時大石橋守備隊は會社社員(驛・保線・列車・檢車・機關區員等)十名を帶同して河北驛に出動之を押へ、長春に於ては同日十時寬城子驛を占領して車輛の散逸竝從事員の行動を監視し中東方面よりの出動に備へ、二十一日には吉長線を强行管理し、同日更に瀋海線撫順驛を占領し、二十二日には四洮線鄭家屯に進出、二十三日には北寧線巨流河に出動を見る等九月十九日より二十三、四日頃に至る僅か數日間に於て時局の進展擴大に伴ひ會社は急速且つ廣汎に亙り軍事輸送機關としての機能を完全に發揮し驚異的の活動を爲したのである。

二　他線派遣員の手配

事態の急速なる進展と共に隣接鐵道の管理の絶對必要なるを感じたるを以て、鐵道部長は九月十九日各鐵道事務所長竝奉天事務所鐵道課長に左記人員の派出方を命じ、奉天鐵道部出張所長の指示を受け必要の場合に他線に派遣せしむることゝした。

他線派遣準備總括人員表

項目＼線名	東支南部線	四洮洮昂線	北寧線	吉長吉敦線	計
驛員	一三七	一六一	四四	六六	四〇八
機關區員	一五五	二二三	四九	一〇七	五三四
保線區員	八八	一一六	三三	六一	二九八
保安區員	三一	五一	—	三〇	一一二
計	四一一	五五一	二一六	二六四	一、三五二

三　應急材料及車輛の手配

昭和六年九月十九日奉天事務所鐵道課長は取敢えず非常材料として軌條一〇、枕木二〇〇、通信材料若干及附屬品一式を貨車積準備し、又二十二日四平街に應急車輛として枕木積二車、保線工具積一車、長春に枕木積一車、軌條積一車、工具積一車を準備した。別に鐵道部については二十日防護材料として用度課宛次の如き材料の準備を依頼した。

防護材料準備表

品名	第一回要求	第二回要求	品名	第一回要求	第二回要求
枕木	六、三四〇	三、九二〇	鐵線一四番	五、六五〇米	八四粁
手斧	五六	四〇	丸太八尺	二、二七〇本	一、三四〇本
ハンマー	二八	二〇	同一米	五、六五〇本	三、三五〇本
麻袋	一六、五〇〇枚	一〇、四〇〇枚	カスガイ	一、五九〇キロ	九八〇キロ
鐵條網	八一、五五〇米	五〇、二五〇米	釘	四、〇〇〇キロ	三五
鐵線八番	四〇、二五〇米	四一〇米	ペンチ八寸	二八	二〇
サカタゴ	二八	二〇	電鈴	一五	一〇
鋸	四二	三〇	押釦	二五	一七
元能	四二	三〇	電池	一五	一〇
ツルハシ	四二	三〇	被覆線	五、〇〇〇米	三、七五〇米
シヨベル	二四	六〇			

而して大體の手配なるや之を貨車十五輛に積載し二十二日四平街に廻送して同驛に配備し、必要に應じ長春・奉天へも分割使用する事とした。

四　修理班の手配

昭和六年九月十九日工務課長指示の下に大連鐵道事務所竝埠頭事務所管内員を以てする軌道修理班一隊を同日第一七列車にて奉天に出向しめ、鐵道部奉天出張所長の指揮を仰がしむる事とし、同修理班は長春に赴き一部吉長線方面に出動し、他は長春に待機した。卽ち其の人員は左表の通りである。

修理班人員

所屬＼職名	助役	日支	計
埠頭工務區	一	一五	二七
大連保線區	一	三〇	七〇
瓦房店保線區	—	七	一〇一
大石橋保線區	—	七	二四
合計	三	五二	一一四

更に隣接鐵道へ進出の場合鐵橋破壞等に依り我軍の行動著しく支障さるゝを豫期されしを以て、九月二十二日應急材料の準備と同時に橋梁修理班を組織し、之を暫く四平街に待機せしめた。卽ち其の人員は左表の通りである。

所屬＼職名	助役	線路方	計
埠頭工務區	一	四三	四四
大連保線區	一	一〇一	一〇二
瓦房店保線區	—	二四	二四
大石橋保線區	—	一	一
合計	一	一六九	一七〇

橋梁修理班員數

班長	一
工場關係技術者	四
線路方(日人)	一〇
同（支人）	二五五
合計	二九七

本修理班は空しく待機せるも十月十五日に至り江橋方面の線路大破壊あるに及び同方面に出動し初めて活動を開始した。

第二節　軍用列車・裝甲列車及修理列車等の運行手續及運行狀態

一　軍用列車

一　社線内に於ける軍用列車の運行狀態

昭和六年九月十八日二十二時過ぎ虎石臺第三中隊は河島大尉統率の下に夜間演習を實施しつゝあつた。河本中尉は自ら兵六名を從へ鐵道巡察の實地教育を授けつゝ兵四名を先行せしめ、自らは兵二名を護衛とし北大營西側線路を北より南に柳條溝分遣隊に向つて前進中、突然後方に爆音ありしを以て直に引返せるに支那兵若干北方に逃走するを認め、直に之を射撃し逃ぐるを追つて約二百米引返せるに鐵道線路の爆破され居るを發見した。當時日本軍の射撃と同時に支那兵も北方三・四百米附近の煉瓦燒場、高粱畑の中等より猛射し來りたれば、河本中尉は狀況を中隊長に報告した。依つて中隊長は演習中止の上狀況視察の爲北方に赴かんとせるに北大營西南の高粱畑中より急射撃を浴びせられ已むを得ず我軍之に應戰し、他方急を奉天の大隊司令部に電話し應援を求むると共に直に部下をして敵を追撃せしめ、北大營の西北角に迫りたるも敵の防禦急にして苦戰に陷り奮戰中、奉天よりモーターカーにて應援兵來り、引續き二十三時四十分奉天驛を發したる臨時列車にて第一、第四中隊も柳條溝に到著し、玆に第三中隊と協力して北大營の一角を占領した。

時三十分完全に北大營の一角を占領し、三時三十分撫順よりの第二中隊の應援を得て五

斯くて戰局の擴大に伴ひ奉天・長春への兵力集結となり更に朝鮮軍の入滿あり、九月十八日より同二十五日に至る八日間に社線内を運轉せる軍用臨時列車數は左表の通りである。

事變當初の社線内軍用列車數

線別＼日次	一八日	一九日	二〇日	二一日	二二日	二三日	二四日	二五日	計
本線	四	二四	一二	一二	九	八	七	六	八〇
安奉線	—	七	二	五	二	—	—	二	一八
其の他	—	六	一	—	—	—	四	—	一三
計	四	三七	一四	一八	一一	八	一一	八	一一二

更に事變勃發の昭和六年九月より同七年三月迄の七箇月間に各地兵匪討伐及出動輸送の爲社線内に於て臨時列車として運轉せる軍用列車の回數は次表の如くである。

社線内軍用列車月別運行回數

（自昭和六年九月至同七年三月）

列車種別＼月別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
軍用	一〇六	八〇	一五六	二二四	二三六	一一六	九三	一、〇〇一
裝甲	一七	二六	七五	六〇	八一	七八	五一	三八八
病院	—	—	五	一	—	—	—	六
計	一二三	一〇六	二三六	二七五	三一七	一九四	一四四	一、三九五

（同）

社線内軍用列車所管別月別運行回數

所管別＼列車種別＼月別		九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
大連	甲	—	—	—	—	—	—	—	—
	裝甲用	一六	三	九	二三	二	六	—	六八
	病院	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一六	三	九	二三	二	六	—	六八

奉天	裝甲	九	一一	四一	二四	七八	七七	五一	二九一
	軍用	六五	四九	八三	一四二	一七七	九七	八七	七〇〇
	病院	—	—	五	一	—	—	—	六
	計	七四	六〇	一二九	一六七	二五五	一七四	一三八	九九七
長春	裝甲	一五	一六	三五	三九	六	一	—	一一二
	軍用	四三	三三	一〇九	七七	七五	三三	八	三七八
	病院	—	—	五	一	—	—	—	六
	計	五八	四九	一四九	一一七	八一	三四	八	四九六
總計	裝甲	二四	二七	八〇	六三	八四	七八	五一	四〇七
	軍用	一二四	八五	二〇一	二四二	二六三	一三六	九五	一、一四六
	病院	—	—	一〇	二	—	—	—	一二
	計	一四八	一一二	二九一	三〇七	三四七	二一四	一四六	一、五六五

【註】

一、計上せる列車數は軍事輸送の爲に臨時に組成せるもの丶みなり。

一、奉天、四平街及長春に發著せる他線内に於ける軍用列車は總て計上せず。

一、社線内月別列車總數と各事務所別拔列車數との間に開きあるは二區間以上連續運轉せるが爲なり。

昭和七年度に於ける社線内軍用列車の運行狀態を概觀するに、昭和七年五月安奉線及分水・遼陽間等に於ける匪賊討伐の爲守備隊の出動を始めとして、十月より翌八年一月に亙り東邊道及三角地帶への出動となり、七年十二月中には第二師團及第六師團の交代輸送ありたるが、越えて八年二月下旬より三月上旬に亙り大部隊の熱河討伐への輸送等其の列車の運行は相當頻繁であつた。即ち今七年四月より八年三月に至る一箇年間の軍用列車の運轉回數は左表の如くである。

社線内軍用列車月別運行回數

（自昭和七年四月 至同八年三月）

列車種別＼月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
軍用列車	八六	五三	四五	四一	三一三	四三三	二二二	二四七	一四二	九二	一二四	六八	一、八六六
裝甲列車	六五	五八	二二	—	五一	二四一	二五二	二八八	二四一	三二二	一七〇	二一八	一、九二八
病院列車	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	三	一八	二二
靈柩列車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一五一	一一一	六七	四一	三六四	六七四	四七四	五三五	三八四	四一四	二九七	三〇四	三、八一六

社線内軍用列車所管別月別運行回數

（同）

所管別	列車種別＼月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
大連	裝甲	—	—	—	—	三三	二〇	一八	一四	七	—	四	—	九六
	軍用	一五	一三	二七	二	二二	六	一四	五	一五	三	五	三	一三〇
	病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一五	一三	二七	二	五五	二六	三二	一九	二二	三	九	三	二二六
奉天	裝甲	六五	五八	二二	—	二一	二一五	二〇六	二五五	二五七	三三六	三二五	二二一	一、九八一
	軍用	六九	五二	四七	三五	二一五	三一八	一四八	九〇	一一二	七四	九八	二七	一、二八五
	病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一九	二一
	計	一三四	一一〇	六九	三五	二三六	五三三	三五四	三四五	三六九	四一〇	四二五	二六七	三、二八七
新京	裝甲	—	—	—	—	一	九六	七四	八九	三三	三五	二九	六四	四二〇
	軍用	三三	一八	一六	九	八一	一一二	七三	一八一	二二	二一	六九	四二	六七七
	病院	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	三	五
	計	三三	一八	一六	九	八二	二〇八	一四七	二七〇	五六	五六	九九	一〇九	一、一〇二
總計	裝甲	六五	五八	二二	—	五五	三三一	二九八	三五八	二九六	三七一	三五八	二八五	二、四九七
	軍用	一一六	八三	八〇	四六	三一八	四三六	二三五	二七六	一五〇	九八	一七二	七二	二、〇八二
	病院	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	三	二二	二六
	計	一八一	一四一	一〇二	四六	三七三	七六七	五三三	六三四	四四七	四六九	五三三	三七九	四、六〇五

【注】二、寫眞、四平街及新京に發着せる他線内に於ける軍用列車は總て計上せず。
二、社線内月別列車總數と各非蒂所別發着數との間に開きあるは二區間以上連續運轉せるが爲なり。

而して事變勃發より翌七年三月に至る軍用列車の走行粁を示せば左表の如くである。

社線内軍用列車走行粁

月	種別	列車	機關車	客車	貨車
三	計	一〇四、一〇三・九	一〇一、一七六・一	三四七、九三五・四	一、五七五、四〇一・七
二		四五、一五五・五	四五、二五一・五	四九、〇〇三・七	四〇、一五六・四
一		一五、二五一・〇	一五、二五一・〇	四四、三三〇・九	三〇六、七三六・〇
十二		二〇、六七一・〇	二〇、六七一・〇	四九、二一七・七	二七二、〇九二・三
十一		二一、三七五・二	二〇、四一八・六	九五、七四七・〇	三一七、七五七・一
十		二三、二一三・四	二三、〇八八・九	九六、〇八四・五	四三二、七九・七
十	二	四二、六五五・三	三三、四五九・五	四七、六六・七	二〇、〇三四・九
十		一五、〇二二・五	一三、八七二・六	四九、八八三・三	一八五、八九三・三

（自昭和七年三月至同年九月）

社線内軍用列車走行粁

月	種別	列車	機關車	客車	貨車
四	計	一八、五六一・〇	一八、五六一・〇	一〇七、九三八・二	三四六、七七二・〇
五		一五、九〇七・四	一五、九〇七・四	一一六、四三〇・一	二六二、九八八・三
六		二二、八六六・五	二二、七六六・五	三六、四七〇・六	二八二、二九四・六

（自昭和六年四月至同年三月）

更に昭和七年四月より同八年三月に至る一箇年間に於ける軍用列車走行粁を表示すれば次の通りである。

社線内軍用列車走行粁

月	種別	列車	機關車	客車	貨車
四	計	一八、五六一・〇	一八、五六一・〇	一〇七、九三八・二	三四六、七七二・〇
五		一五、九〇七・四	一五、九〇七・四	一一六、四三〇・一	二六二、九八八・三
六		二二、八六六・五	二二、七六六・五	三六、四七〇・六	二八二、二九四・六

（自昭和六年四月至同年三月）

【注】本表中機關車走行粁が列車走行粁よりも少なきは列車走行粁中に輕油動車の走行粁を計上せるが爲にして輕油動車の走行粁はこれを機關車走行粁に計上せずして客車走行粁中に計上せり。

昭和七年度に於ける病院列車の走行粁は次表に掲ぐる如くである。

社線内運行病院及靈柩列車走行粁

月	種別	列車	機關車	客車	貨車
十	計	一、九七六・五	一、九七六・五	一〇、六八一・七	二、〇四五・四
十	二	三二一・七	三二一・七	二、五九〇・〇	六二一・四
十		一、六五四・八	一、六五四・八	八、〇九一・七	五、八三〇・〇

【注】自昭和六年九月至七年三月中十一・十二兩月以外は運行列車なき爲本表には省略す。

向ほ昭和六年度に於ける社線内運行の病院列車及靈柩列車の走行粁を表示せば左表の通りである。

社線内運行病院及靈柩列車走行粁

月	種別	列車	機關車	客車	貨車
三	計	一七、五九二・三	一七、五九二・三	三一、〇六四・〇	一〇、四九一・〇
二		一五、四六四・〇	一五、四六四・〇	二九、一三一・五	九、九六三・六
一		一五、二五一・〇	一五、二五一・〇	二九、一三一・五	九、九六三・六
十二		一八、六七〇・四	一八、六七〇・四	三四、一二七・五	一一、五七五・二
十一		一四、三七三・一	一四、二七三・一	二六、九八一・四	八、九八八・五
十		一四、五五〇・七	一四、五五〇・七	二六、九八一・四	八、九八八・五
十	二	一三、八〇六・九	一三、八〇六・九	二五、七四五・五	八、一九九・八
十		一三、八七二・六	一三、八七二・六	二五、七四五・五	八、一九九・八
九		一三、八七二・六	一三、八七二・六	二五、七四五・五	八、一九九・八
八		一三、八七二・六	一三、八七二・六	二五、七四五・五	八、一九九・八
七		一三、八七二・六	一三、八七二・六	二五、七四五・五	八、一九九・八

第二章　軍事輸送

社線內運行病院列車走行粁

月別＼種別	機關車	客車	貨車	計
十二月	一一七・九粁	一〇六・一粁	二三五・八粁	四五九・八粁
二月	一二八・六	五一四・四	—	六四三・〇
三月	一、七〇七・二	九、七六五・二	一、一四二・四	一二、六一四・八
計	一、九五三・七	一〇、三八五・七	一、三七八・二	一三、七一七・六

【註】本表以外の月は運行列車なきに付省略す。

ニ　他線に於ける軍用列車の運行手續及運行狀態

他線に於ける軍用列車の運行手續及運行狀態に就て其概要を記述すれば左の如くである。

イ　吉長吉敦線に於ける軍用列車の運轉

イ　出動時前に於ける情勢

昭和六年九月十九日南嶺を屠り十時寬城子支那兵營を占領せる關東軍は、附近一帶の警備に任ずると共に主力を長春に集結し情勢を靜觀しつゝあつた。當時支那兵中寬城子兵營に在りし者は中東線に沿ひ北走し、南嶺兵營の者は一部吉長沿線に逃れたるも動もすれば我軍の隙に乘ぜむとし、吉林に在りし熙洽の軍又吉林市外に集結し行動不穩なりしを以て、我軍も亦之に備ふるの要あると共に狀況に依りては中東線竝吉長線兩方面共に出動避け難き情勢にあつた。

尙ほ十九日南嶺を逃れたる支那兵は一部吉長總局方面に向へる者あり、二十日吉長沿線には特に異狀を認めざりしも漸次不穩の形勢を增加し、吉長沿線邦人が列車により避難せむとして軍警の脅迫を受けたる者あり、吉林軍又抗日態度を持し集結の上行動を開始し、吉林省政府當路者會議にては日本人の生命財產を保證し難しと決議せる等の情勢にて吉林方面への陸軍の出動は治安維持上絕對必要と認めらるゝに至つた。

ロ　出動準備下令

九月二十一日三時三十分第二師團司令部より長春鐵道事務所長に對し愈々吉林出動決定の通知に接し同じく佐伯中佐より「前夜關東軍參謀ヨリ要求アリシ吉林行列車運行ニ就テハ軍ノ指示アリ之ヲ實行スルコトトナレリ、輸送軍隊ハ三箇列車ノ豫定ナリ」との通知あり。依つて鐵道部長は長春鐵道事務所長・吉長鐵路滿鐵代表に對し出動に關する左の如き指示を發した。

一　軍司令部ノ要求ニ依リ第二師團ノ步兵四箇大隊、砲兵四箇中隊ヲ長春ヨリ至急吉林ヘ派遣スルニヨリ軍隊掩護ノ下ニ軍隊輸送列車ヲ强行運轉ス。必要ナル總テノ手配及實施ニ關シテハ長春鐵道事務所ハ第二師團司令部ト協議ノ上行フヘシ。

二　從事員ハ差當リ長春鐵道事務所管內ノ者ヲ以テ充當シ從事員ノ補充ヲ待チテ至急管理ノ姿勢ニ移ルヘシ。

三　途中各驛ニハ守備兵ヲ配置セラルル筈ナレハ必要驛以外ハ閉鎖シテ運行ヲ便ナラシムヘシ。

四　詳細ハ佐藤鐵道部次長ヨリ指示ス。

ハ　出動車輛の積込

二十日深更關東軍司令部より吉林方面出動あるべきに付準備方非公式指示に接するや長春鐵道事務所長は直に之が準備方を命令し、二十一日二時頃より使用車輛を夫々積込線に配給着手した。卽ち軍荷は之を分ちて軍馬・兵器・彈藥及人員とし、各車輛への積込は軍馬は中東連絡六番線、兵器彈藥は小口一番線、人員は驛前線にて爲すことゝし陸軍と連絡の下に七時より積込を開始した。

ニ　出動列車の運行

二十一日早朝より積込める列車は十時三十分總ての準備を完了し、吉長第二列車の東站到著を待ち之と行違に愈々强行運行の行動を起し、第一次列車は十時四十分、第二次列車は十時五十分驛前一番線及二番線より相次で直接吉長線に出發し、續いて第三次列車は先行列車の狀況を見、稍遲れて十二時、第四次列車は十二時三十分、第五次列車は十二時三十五分、第六次列車は十三時五十七分、第七次列車は夜に入り二十一時十分發車し他線强行輸送の敢行を見たのである。

第一次第一〇一裝甲列車は途中軌道竝前途に注意しつゝ運轉せるを以て、速度は貨物列車よりも稍遲く下九臺十三時三十分著、四十分發、樺皮廠十五時四十分著、吉林よりの軍使を迎へて之と同行し十六時發、十七時五十分無事吉林に入つた。此の間普通貨物列車にて四時間三十分運行のものを七時間十分を費した。

第二次第一〇三軍用列車は十時五十分長春發、第一次列車よりも稍遲れ十八時四十分吉林著。

第三次第一〇五裝甲列車は興隆山に到り停車の上、後續第四次第一〇七軍用列車を待合せ其の後發となり、更に第五次第一〇九裝甲列車を伴ひ僅二分の間隔を以て下九臺に雁行運行し十五時十七分到著、運行を打切り此の附近一帶の警備に任ずることゝした。

第四次第一〇七軍用列車は十九時十四分、第六次第一一一軍用列車は同四十四分何れも吉林に到著した。

會社派遣員を配置すべき列車には一部守備隊も乘込み其の搭載は遲く二十時三十分完了發車は二十一時十分となり深夜運轉の爲多少の不安を感ぜしも之を敢行し、各驛に所要員を配置しつゝ途中無事翌二十二日三時二十七分吉林に入つた。本列車の到著に依り吉林方面出動の部隊輸送は一段落となり、二十二日は裝甲列車の警備運轉のみにて軍隊の輸送は行はれなかつた。

即ち二十一日に出動せる列車數一覽は次の通りである。

列車次	列車種	列車號	發線	數	發驛	發時	著時	著驛
一	裝甲	一〇二	一番線	四	長春	一〇、四〇分	一七、五〇分	吉林
二	軍用	一〇三	二番線	五九	同	一〇、五〇	一八、四〇	同
三	裝甲	一〇五	同	三	同	一二、〇〇	一五、一五	下九臺
四	軍用	一〇七	三番線	四三	同	一二、三〇	一九、一四	吉林
五	裝甲	一〇九	一番線	四	同	一二、三五	一五、一七	下九臺
六	軍用	一一一	二番線	四〇	同	一三、五七	一九、四五	吉林
七	軍隊及派遣員	一二三	四番線	九	同	二一、一〇	二二、二七	同

ホ　吉敦線への出動

吉林に到達せる軍用列車は一部編成を變更し二十二日更に敦化に出動することゝなり第一回列車は同日十二時四十分吉林發、第二回列車も之に續行して直ちに出發し、途中異狀なく二十時三十分蛟河に到著、各列車は同地に其儘一泊、翌二十三日六時五十分兩列車雁行蛟河を發し十三時五十分無事敦化に入り、當分同地に留り警備に任ずることゝなつた。

ヘ　裝甲列車の警備運行

二十一日出動の第一裝甲列車は十七時五十分吉林着と同時に同驛附近の警備に任じ、後發せる第二第三裝甲列車は下九臺に停車し附近警備に任じた。而して二十二日第三裝甲列車は零時下九臺發長春に運行し一時四十四分長春著、又第二裝甲列車は別の任務を帶び四洮線方面へ出動することゝなり、八時三十五分下九臺發十二時長春著其儘四平街方面に出動した。第一裝甲列車は二十二日七時吉林發十時下九臺著、其の區間の警備に任じ、十二時五十分下九臺發十六時三十分吉林へ歸還した。更に第三裝甲列車は十四時十六分長春發吉林に直行し十九時十分吉林著、第一裝甲列車は二十時十分、第三裝甲列車は二十時四十分吉林發、何れも下九臺に向ひ爾後下九臺を基點として長春・吉林の兩方面に運行し以て沿線の警備に任ずることゝなつた。

ト　吉長線軍事管理の實施竝其の形式

吉長吉敦線の强行運轉は軍の指示に依るものにして翌二十二日關東軍司令官は書面を以て會社に對し次の指示を與へた。

關參軍第三百五十一號

吉長鐵道管理ニ關スル件指示

昭和六年九月二十二日

關東軍司令官　本庄　繁

滿鐵總裁伯爵　內田康哉殿

軍事上必要ナルヲ以テ速ニ吉長鐵道ヲ管理相成度

依つて鐵道部長は他線管理の必要上派遣せる社員の指揮責任者として北寧線派遣者の指揮監督は奉天事務所鐵道課長、四洮線・吉長線・中東線派遣者の指揮監督は長春鐵道事務所長之に當るべき旨通達した。

而して二十一日陸軍の吉長線に出動を見るや管理に必要なる人員一切を各驛區に派し且列車の司令は長春鐵道事務所長に於て爲し、二十二日三時二十七分第七次列車に依る派遣員の配置終るや、吉長線に於ける全業務は會社派遣員に於て又は會社の指示の下に爲す事となり軍事管理を完了した。然れども實際に於ては全業務を絶對的に會社に於て管掌すべしと爲す程事態は急迫し居らざる樣に認められた。從つて吉長線軍事管理に際し其の業務は全部會社の責任の下に會社々員に於て爲すべきや、又は吉長鐵路局從事員は會社々員と見て服務せしめて差支なきや、若し不可なれば吉長鐵路局從事員の身分を如何に處置すべきや等に關し吉長滿鐵代表より經伺し來りたるを以て總務部長は取

敢へず吉長・吉敦兩滿鐵代表宛「日本軍出動中ハ軍部ノ指示ヲ受ケ行動セヨ、且便宜上中川氏ハ代表トシテ適宜ノ處置ヲ採ラレタシ。尙ホ輸送ニ就テハ長春鐵道事務所長ト協議シ連絡ヲ計ラレ度シ」と通牒し當座の處置方を指示した。

當時會社當事者として吉長線管理形式に關する解釋は左の如くであつた。

(1) 吉長鐵路は關東軍に於て管理す

(2) 會社は軍の指示に基づき吉長線管理に必要なる一切の業務を其の責任の下に處理す

(3) 吉長鐵路從事員は一時業務に從事せしめず但し狀況を見て會社派遣員の業務を補助せしむるは差支なし

チ　吉敦線軍事輸送に關する指示

吉長線は軍に於て管理の形式を取れるも吉敦線は一般情勢上管理の必要なきものと見られしを以て特殊の指示により之を利用する方法を採ることゝし、之れが爲二十二日附關東軍司令官より吉敦鐵路工程局長宛次の指示を爲す所があつた。

吉敦鐵路上ニ於ケル軍事輸送ニ關スル指示

昭和六年九月二十二日

關東軍司令官　本庄繁

吉敦鐵路工程局長　郭績潤殿

一時貴鐵路ヲ日本軍ノ軍事輸送ニ使用ス

追テ實施ノ細部ニ關シテハ臨時鐵道線區司令官ヲシテ指示セシム

玆に於て線區司令官は鐵道部業務關係者と打合せの上細目案を次の如く立て同日附を以て重ねて指示した。

吉敦線上ニ於ケル軍事輸送實施ノ細部ニ關スル指示

昭和六年九月二十二日

臨時鐵道線區司令官　佐伯文郎

吉敦鐵路工程局長　郭績潤殿

一　鐵路側ハ日本軍ノ要求ニ從ヒ輸送ヲ擔當ス

但シ所要ニ應シ日本軍ニ於テ自ラ材料ヲ準備シ輸送ヲ實施スルコトアリ

二　日本軍ハ勉メテ鐵路側ノ營業ヲ妨グルコトナシ

三　輸送ヲ圓滑ナラシムル爲鐵路側ニ日本軍ノ承認シタル運輸指揮者及所要ノ要員ヲ置クモノトス

四　輸送ノ爲警備ハ鐵路側ニ於テ其ノ責ニ任ズルヲ本則トスルモ所要ニ應ジ日本軍自ラ行フコトアリ

五　鐵路側ハ日本軍ノ要求ニ從ヒ所要ノ鐵路通信線ヲ軍事ノ用ニ提供スルモノトス

六　輸送ニ要スル經費ハ鐵路側ニ於テ支辨ス

依つて鐵道部長は吉敦鐵路技師長を吉林に派し列車運行の指揮に任ぜしめた

リ　吉長吉敦線軍事輸送に關する協定案

吉長線は軍事管理を敢行せるも其の後の實情は比較的靜穩にして必ずしも軍の管理を必要とせざるの觀あり、二十五日吉長鐵路滿鐵代表よりも輸送一段落と共に軍事管理の形式を解かれ度き旨申出があつた。依つて線區司令部長春支部長藤原少佐は軍事輸送を吉長吉敦鐵路管理局長をして行はしむる案を立て二十九日藤原少佐・鐵道部次長・車務課長・長春鐵道事務所長・吉長鐵路滿鐵代表等は長春驛に會し、次の協定案を作成した。

吉長吉敦線ニ於ケル軍事輸送協定

第一條　吉長吉敦鐵路局ハ左記事項ヲ承諾ス

一　吉長吉敦鐵路局ハ當該鐵路上ニ於テ日本軍ノ必要ナル輸送ノ請求ニ應ズルコト

二　日本軍ハ當該鐵路ヲ使用シ軍事輸送ヲ行フコト

第二條　日本軍ノ吉長吉敦鐵路ヲ使用スル範圍ハ軍事上必要ノ最少限度ニ止メ其ノ鐵路ノ運輸營業ヲ妨グルコトナシ

第三條　吉長吉敦鐵路ハ其ノ所有スル通信機關ヲ日本軍ノ所要ニ應ジ使用セシムルコトヲ約ス

第四條　第一條第一項實施ニ當リ吉長吉敦鐵路局ニ於テ輪轉材料及乘務員ニ依リ輸送スルコト

供スル輪轉材料或ハ乘務員ノ不足ニ依リ日本軍ノ要求ニ應ジ得ザル場合ハ日本軍ノ提

第五條　吉長吉敦線內ニ於ケル軍事輸送ヲ圓滑ナラシムルタメ日本軍ノ承認シタル運輸指揮者ヲ置クコト

第六條　本協定ハ二通ヲ作成ス

右の協定は協議せられたるも直ちに軍事管理を解く可き必要も認められざりしかば之を實施するに至らず、別に「吉長吉敦線軍事輸送ニ關スル一般覺書」を殘し將來の參考に資するに止めたのである。

ヌ　一部軍隊歸還輸送の實施

九月二十四日吉林平定と共に同地第六聯隊は在長春の第一六聯隊と交代し又二十五日には師團司令部其の他主力は一應長春に歸還のことなり二十四日、二十五日に亙り之が輸送を完了した。卽ち同輸送列車の運行は左の如くである。

月日	列車番號	區間	時刻
九月二十四日	一〇〇	吉林發 長春著	一三・一四 時分 一八・〇八
九月二十五日	五〇一	吉林發 長春著	一七・四五 一三・〇〇
	五〇二	吉林發 長春著	一九・五五 一四・二〇
	五〇四	吉林發 長春著	一〇・五七 一五・〇〇

以上に依り吉林方面への軍隊輸送は一先づ完了の形となり當分駐在部隊の爲吉林又は敦化に一部待機の列車を殘し吉長沿線は專ら裝甲列車の運轉により警備に當つた。

ル　軍事管理の解除

九月二十一日關東軍の出動と同時に吉長鐵路從事員中には一部逃避せる者もあり一般列車は運轉休止の已むなきに至れるも、交通の復活は一日も拋擲し得ざる所にして地方民亦列車の運轉復活を希望し軍も交通列車運轉の必要を認め、取敢えず軍の指示に基き二十二日より軍隊・軍需品輸送を主とする外、一般旅客手荷物を取扱ふ交通列車を運轉することゝなり、長春發第三、第五列車・吉林發第二、第六列車を運轉し旅客列車の復活を見、又二十六日には長春鐵道事務所長より陸軍側に貨物輸送に關する狀況を申達し其の指圖を待ち吉長鐵路當事者と打合せ二十七日試驗的に長春及吉林發各一箇の貨物列車を運轉した。當日吉林發貨物は皆無なりしも長春發は十四車に及び且つ其の取扱ひに支障なきを確め得たるを以て二十八日より第一五・第一六の兩貨物列車の運行を實施し貨物運送取扱の復活を見た。

斯くて吉長鐵路從事員又平靜作業に復歸せるを以て二十八日取敢えず吉長長春機關區に派出せる常役夫九名を歸還せしめ吉長鐵路滿鐵代表よりの軍事管理解除方希望もあり、二十九日之に關聯し吉長線上に於ける軍事輸送方に關し關係者の打合せを見、必ずしも解除の手續を採るを要せずとの結論に到達したるも、實狀は嚴格なる軍事管理を要せざるを以て臨時鐵道線區司令官は九月三十日附會社に對し「吉長線管理ニ任シアル滿鐵從事員ハ確實ニ軍事輸送ヲ實施シ得ル範圍ニ於テ適宜增減相成度シ」と通牒し來り、鐵道部長も實狀に照し之が引揚方を計畫し十月一日より三回に亙り順次之を實施した。

昭和七年二月に至り吉長線方面の軍隊移動は甚だ少く軍事管理の必要を見ず營業列車の運行又全く平常に復せるを以て、縱へ僅少の軍隊輸送あるも會社從事員を必要とせずと解せらるゝに至りたるを以て、二月十日關東軍司令官は次の如く吉長鐵路の軍事管理を解除した。

關參軍第四六號

吉長鐵路管理ニ關スル件指示

昭和七年二月十日

關東軍司令官　本庄繁

滿鐵總裁　內田康哉殿

首題ノ件ヲ解除ス

ロ　瀋海線に於ける軍用列車の運轉

イ　瀋海方面出動準備

昭和六年九月二十日十時三十分守備隊の要求に依り奉天驛に瀋海方面出動用として**モーターカー**一臺及運轉手を準備し居りたる處、十五時三十分佐伯中佐より瀋海線に出動すべき列車の準備方指示ありたるも、十六時四十分に至り撫順守備隊は城内に向つて交渉使五名を派し同地支那兵に歸順を求め守備隊之に續行入城し若干部隊の武裝を解除した。

斯くて撫順城内に於ける支那兵の態度案外軟弱なりしを以て曩に奉天に出動準備せる列車は其の要無きに至り十七時五分關東軍中野參謀より中止の指令あり出動準備を解除した。

ロ　軍用列車の出動

事變後奉天敗殘兵の一部は吉海瀋海護路軍司令于芷山の統督下に入り、于芷山は九月二十九日以來我軍の指令に從ひ專ら治安維持に任ずべしと約せしにも拘らず其の威令毫も行はれず、其の部下は十月三日には盛に營盤方面に出沒し延ては撫順城を脅かさんとするに至りしを以て、關東軍は獨立守備隊を撫順方面に進め同地方の治安維持に任ぜしむる事となつた。

而して瀋海線に列車出動するに際し途中線路破壞を豫想せられたるを以て**モーターカー**二臺を先驅せしめ其次に裝甲列車を、續いて第一・第二の軍用列車を進行せしむる事となり裝甲列車には若干の軌道修理能力を搭載し軍用列車には非常用として水槽車及石炭車を連結した。

ハ　出動列車の運行狀態

十月四日愈々出動に決し**モーターカー**は五時三十分二臺相次で奉天驛公和橋下より、第一二〇一裝甲列車は五時三十四分、第一二〇三第一次軍用列車は五時三十七分、第一二〇五第二次軍用列車は四平街よりの第六八〇列車を其の儘繼承し五時三十七分貨物線より出發した。

斯くて第一二〇一列車は十四時二十五分、第一二〇三列車は十六時三十五分、第一二〇五列車は十六時五十五分何れも營盤に到著し、我軍營盤に入るや于芷山は參謀を派し歸順の意を表し以北進入中止を嘆願したるが爲何等交戰に至らず引揚ぐる事となり、裝甲列車は第一二〇二列車として十八時一分、第二軍用列車は第一二〇四列車として十八時三分、第一次軍用列車は第一二〇六列車として十八時五分營盤を發し相續いで奉天に歸還した。

ハ　四洮線に於ける軍用列車の運轉

イ　軍用列車運行手續

四洮線内に於ける軍隊竝軍需品の輸送に關しては事變當初何等協定されたるものなく、必要の都度關係者間に於て口頭打合せ程度にて之を實施し居たるも、斯くては單に業務遂行上煩瑣なる而已ならず時に打合上の齟齬に基因する事故の發生を顧慮し、昭和六年十一月二十五日四平街驛長・四洮局車務處長・四平街停車場司令官と合議の上、左記「軍隊輸送取扱手續」に關する協定を取極め以降之に依つて取扱ふ事とした。

軍隊輸送取扱手續

一　滿鐵本線ヨリ四洮線内ニ入ル場合

A　臨時列車ノ場合

滿鐵驛ハ列車ノ組成及到著豫定時刻ヲ時局事務所ニ通報ス

時局事務所ハ四洮局及停車場司令部ト打合セノ上發車豫定時刻ヲ定メ滿鐵驛ニ通報ス

尙列車ノ編成及洮南到著豫定時刻ヲ洮南時局事務所ニ通報ス

B　一車扱ノ場合

滿鐵驛ハ軍用車ノ到著前(已ムヲ得サレハ到著後直ニ)連結列車番號及車號積荷種類ヲ停車場司令部ニ通報シ停車場司令部ハ連結希望列車及車數ヲ時局事務所ニ通報ス

時局事務所ハ四洮局及停車場司令部ト打合セ連結列車(必要ニ應シ臨時列車編成)ヲ決定滿鐵驛ニ通報ス

C　積合セ貨物

滿鐵驛ハ到著貨物・品名・數量ヲ停車場司令部ニ通報シ司令部ハ四洮局ト打合セ積込發送ス

二　四洮線ヨリ滿鐵線ニ入ル場合

A　臨時列車ノ場合

四洮局ハ列車ノ編成及到著豫定時刻ヲ時局事務所ニ通報ス

時局事務所ハ停車場司令部ト打合セ滿鐵驛ニ輸送ノ要求ヲ爲スト同時ニ長春及奉天時局事務所ヘ通報ス

B　一車扱ノ場合

四洮局ハ軍用車ノ到著前連結列車番號及車號積荷種類ヲ停車場司令部ニ通報ス

停車場司令部ハ之カ繼承ヲ滿鐵驛ニ要求ス

C　積合セ貨物

前項ニ準ス

三　四平街始發列車ノ場合

A　臨時列車ノ場合

a　滿鐵線內ノ運轉

停車場司令部ハ時局事務所ト打合セ滿鐵驛ニ列車ノ編成及發車希望時刻ヲ要求ス

b　四洮線內ノ運轉

停車場司令部ハ時局事務所ト打合セ列車ノ編成ヲ決定ノ上四洮局ト打合セ發車時刻ヲ決定ス

B　一車扱ノ場合

a　滿　鐵　線　內

停車場司令部ハ滿鐵驛ニ要求シ積込及發送ヲ爲スコト

b　四　洮　線　內

停車場司令部ハ滿鐵驛ニ車輛ノ要求ヲ爲シ積込ミノ手配ヲ爲スト同時ニ時局事務所ニ其ノ旨通報ス。時局事務所ハ四洮局ト打合セノ上連結列車（必要ニ應シ臨時列車）ヲ決定ス

C　積合セ貨物

a　滿　鐵　線　內

停車場司令部ハ滿鐵驛ニ輸送ノ要求ヲ爲ス

b　四　洮　線　內

停車場司令部ハ四洮局ニ輸送ノ要求ヲ爲ス

四洮線經由又は四洮線著發の洮昂線直通列車運行の場合は共都度四平街・洮南兩時局事務所間に於て列車の編成・輸送部隊名・輸送數量・發著驛名竝に洮南著發豫定時刻等を通告し前途繼承運轉の手配を爲すこと丶した。然れども時に電話故障の爲通告の遲延或は運行途中にて豫測せざる編成替又は運轉遲延等に依り到著時豫報と相違するものあり、之が繼承に際し多少の手違を生じたる場合ありたるも之が爲に大なる支障を來したる如き事は無かつた。

尙ほ四洮線內に於ける列車運轉整理は四洮總局內に在る司令電話に依り日本人司令者監督の下に支那人從事員に依つて司令され居たるも軍隊輸送開始後は成る可く日本人を充當する爲車務處長の要求に依り會社社員を派遣し之に當らしめた。

ロ　軍用及裝甲列車運行數

昭和六年九月二十二日早朝四平街憲兵隊長は四洮局長及副局長を招致し四洮線の軍事使用を通告すると共に關東軍は裝甲列車一、軍用列車一を鄭家屯に進め、同二十四日は洮南に進出し二十六日には通遼に到り其後主力竝裝甲列車を鄭家屯に留め四洮沿線の警備に當つた。

爾後本線に於ける軍事輸送は主として同局員の手にて爲されたが、只十一月初旬より下旬に亙る大興方面出動の際は會社乘務員を以て之に當り四洮局竝主要驛には會社從事員を駐派せしめた。

昭和六年九月より翌七年二月末に至る六箇月間に亙る四洮線に於ける軍用列車の總數は五百八十二箇列車にして內二百十四箇列車は裝甲列車であつた。

卽ち之を區間別・上下列車別・月別に表示すれば左の通りである。

區間・上下別運行表

軍用列車（單機を含む）

區間	上り	下り	計
四平街・洮南間	八〇	一一五	一九五
四平街・鄭家屯間	四七	四七	九四
鄭家屯・通遼間	三七	四二	七九
計	一六四	二〇四	三六八

裝甲列車

區間	上り	下り	計
四平街・洮南間	三五	三六	七一
四平街・鄭家屯間	三二	四一	七三
鄭家屯・通遼間	三三	三七	七〇
計	一〇〇	一二四	二二四

月別運行表

（自昭和六年九月至同七年二月）

種別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	計
軍用列車	二五	四九	一七二	五〇	四七	二六	三六八
裝甲列車	一三	六〇	四一	二六	四四	三〇	二一四
計	三八	一〇九	二一三	七六	九一	五六	五八二

尙ほ四洮線鄭家屯・通遼間は昭和六年十月十日匪賊に依り破壞されて以後修理充分ならず翌七年一月迄放置しありしが、一月十四日關東軍援護の下に會社より軌道修理班三組・通信修理班二組・建築修理班一組・給水修理班一組を裝甲列車一・修理列車一・軍用列車一と共に出動せしめ約一週間を費して之を補修した。

ニ　洮昂線に於ける軍用列車の運轉

イ　出動に至る迄の經過

昭和六年九月二十四日通遼より鄭家屯に歸來せる獨立守備第六大隊羽山支隊は卽夜洮南に向つて進出の企圖通告に依り鄭家屯驛は之が準備を進め二十五日七五列車にて出發した。同朝二時三十分四平街を出發せる獨立守備第六大隊主力は之が應援の爲洮南に直行し、十四時十五分到著し、先發隊と合し洮南城內に於て示威運動の後、大隊長は張海鵬に洮南を中心とする守備を委せ翌二十六日鄭家屯に引揚げた。

而して十月十四日張海鵬は四洮局車輛を徵發し十五日泰來に向つて出動を開始せる爲泰來附近に駐屯中の馬占山軍は嫩江橋梁竝其の前後の木橋を破壞し江橋以北に後退した。玆に於て日本軍は馬占山に對し破壞せる橋梁の修理に關し再三交涉せるも言を左右に託し之が修理を遷延して誠意の認む可きもの無きに依り洮昂局は之が修理を會社に依頼した。

斯くて會社は修理工事中の援護を關東軍に依頼し、修理工事は十一月四日着手の事に決定せるを以て關東軍は同月二日迄に江橋に出動する事となつた。

ロ　列車運行手續

洮昂線內に於ける軍隊出動は前述の如く洮昂局の依頼によるものなるを以て之が輸送に關し鐵道線區司令官は十一月二日左の通り洮昂局に通告した。

線司輸第二八號

軍事輸送實施ノ件

嫩江附近橋梁ヲ貴局ノ懇請ニ基キ滿鐵會社ニ於テ修理致スベク之ガ修理ヲ援護スル爲派兵ヲ要スルニ依リ貴鐵路ニ於テ之ニ要スル軍事

輸送ヲ實施相成度

追テ輸送ニ際シテハ要スレハ滿鐵會社ノ車輛ヲ使用スルコトアルヘク申添フ

右に依り十一月二日五箇列車の軍隊を江橋に輸送したるが、爾後馬軍の挑戰に依り續々軍隊の輸送を必要とし洮昂線內列車の混亂を來シ輸送上の支障尠からざるに依り、十一月十六日線區司令官は洮昂局に對し左の指示を與へた。

線司輸第三六號

十一月二日線司輸第二八號ニ依ル輸送ニ引續キ貴局上ニ行フ軍事輸送ヲ迅速確實ナラシムル爲左記各項ヲ指示ス

左　記

一　鐵路側ハ日本軍ノ要求ニ從ヒ輸送ヲ實施スルモノニシテ之カ軍事輸送ハ主トシテ當部及貴局鐵路上ニ派遣シアル當部出張員（陸軍工兵少佐藤原幹治）之ヲ要求ス

特ニ要スル場合ハ日本軍軍隊指揮官ニ於テ直接之ヲ行フコトアリ

二　鐵路側ハ輸送ノ圓滑ヲ期スル上日本軍ノ指示スル輸送指揮官ヲ定メ且所要ノ滿鐵會社從事員ヲ配置ス

三　輸送ニ要スル材料其ノ他ハ鐵路側ノモノヲ使用スル外日本軍ニ於テ準備スルモノトス

四　輸送ノ爲ノ準備ハ鐵路側ニ於テ其ノ責ニ任スルヲ本則トスルモ所要ニ應シ日本軍自ラ行フコトアリ

五　鐵路側ハ日本軍ノ要求ニ從ヒ所要ノ鐵路通信線ヲ軍用ニ提供スルモノトス

六　日本軍ハ努メテ鐵路側ノ營業ヲ妨害スルコトナシ

四洮線經由洮昂線に直通の軍用列車運行に對しては豫め四平街時局事務所より洮南時局事務所（洮南時局事務所開設なき期間に於ては頤問公館以下同じ）に列車番號・車輛編成・輸送部隊名・洮南到著豫定時刻等を通告あり、線區出張員駐在中は之と打合せの上洮南以北の運行に對する手配を爲した。

又洮昂線內始發四洮線經由の歸還列車に對しては洮南時局事務所に於て線區出張員の申出（線區出張員駐在せさる期間に於ては驛駐在滿鐵派遣員を通じ部隊長より以下同じ）に依り列車運行の手配をなした。

從來洮昂線內に於ける列車運行保安は票券式に據り居たるも軍隊輸送開始後に於ては列車間隔・運轉速度・連結車數等規定に據り得さるもの多く、從つて當初に於ては列車保安規定を無視せる場合が多つた。尙ほ十一月二十四日司令電話の開設以來洮南・龍江に司令者を配置し列車の運行は總て司令者の指示に依る事となつた。

ハ　軍用列車の運行狀態

關東軍は大興・龍江方面に進出の爲長春・奉天方面より昭和六年十一月一日三箇列車、二日より三日に亙り四箇列車、八日二箇列車、更に十四日六箇列車を洮南・江橋に送り、十七日より戰鬪行動を開始し激戰五日の後、同二十一日長驅して龍江に入城した。

大興附近に於ける戰鬪は滿洲事變中に於て最も激戰たりしものにして當時軍用列車の運轉回數は上り二十三回、下り三十一回、合計五十四回に及んだのである。

卽ち六年十一月二日洮昂線內に軍隊出動より以來翌七年二月末日迄の間に於ける軍用列車の運行數は左表の如くである。

月別	上り	下り	計
十一月	二三	三一	五四
十二月	六	五	一一
一月	一	一	一
二月	一	二	三
計	三〇	三九	六九

【注】一、右列車回數中には裝甲列車の運轉回數を含まず
一、裝甲列車運行に關する資料なく運行數不明なり

ホ　北寧線に於ける軍用列車の運轉

イ　出動に至るまでの經緯及列車運行

第二章　軍事輸送

(1) 第一同出動

事變勃發の翌日卽ち九月十九日頃より北寧線新民に約一千名の敗殘兵跳梁し居留民の危險を感ぜしが爲新民領事は關東軍に對し居留民保護を依頼したるを以て、關東軍は同日鐵道輸送處理の爲奉天に在りし佐伯中佐に對し一部部隊を新民に鐵道輸送の準備をなすべき旨の指示を與へた。依つて佐伯中佐は會社と打合せ右指示に基き左記計畫を立案した。

1　北寧線は支那從事員を强制して輸送を行ひ列車運轉に必要なる人員は滿鐵社員を充當す
2　輸送列車は**モーターカー**・裝甲列車及軍用列車竝滿鐵從事員輸送列車各一とす
3　裝甲列車には所要の修理材料を準備携行す
4　滿鐵從事員は出張扱とし識別を容易ならしむる爲腕章を附す

右に依り新民迄の强行運轉を實施する豫定なりしも、十九日朝鮮より奉天著の豫定なりし混成旅團は派遣中止となり二十日出動は一時取止めとなつた。然るに中止となりたる混成旅團は再び派遣さるゝ事となり、二十一日より二十二日に亙り奉天に到著せるを以て、關東軍は巨流河の守備及新民占領の目的を以て二十三日若干部隊を出動せしむることゝなつた。依つて佐伯中佐は十九日立案の計畫に於ては强行運轉となしたるも、右は弊害を伴ひ且不利を招來する虞あるを顧慮し二十三日關東軍中野參謀と共に北寧總站に赴き北寧鐵路使用に關し同局辦事處副處長胡純讀、車務段長**シエルン**と交渉し左の如き協定を締結した。

北寧鐵路臨時使用ニ關スル協定

1　北寧鐵路側ハ日本軍ガ當該鐵道ヲ臨時軍事ノ目的ヲ以テ使用スルコトヲ認容ス
2　日本軍ハ北寧鐵路使用ノ範圍ハ軍事上必要ノ最少限度ニ止メ該鐵道ノ營業ヲ妨グルコトナシ
3　北寧鐵路ニ沿フ通信等ニ關シテハ北寧鐵路側ハ所要ニ應ジ友誼的ニ要求ニ應ズルコトヲ公約ス
4　軍事輸送ノ實施ハ北寧鐵路側ニ通告ノ後滿鐵會社ノ材料ヲ以テ行フ但シ小量ノ軍事輸送ハ北寧鐵路側ニ於テ擔當シ無賃トス

昭和六年九月二十三日
民國二十年九月二十三日

關東軍參謀　中野大尉
臨時鐵道線區司令官　佐伯文郎
北寧鐵路辦事處副處長　胡純讀
北寧鐵路車務段長　**シエルン**

右の協定に依り線區司令部にては裝甲列車一、軍用列車一を計畫し奉天事務所鐵道課をして實施せしむる事となり乘務員は會社從事員を充當し、二十三日奉天驛を出發したるも新民・巨流河兩地共極めて平穩なりしを以て翌二十四日步兵の一部を兩地に殘して歸還した。

又十月六日砲二十門を有する約千五百名の兵匪出現せし爲關東軍の命に依り線區司令官は之が討伐の目的を以て前記協定に基き七日裝甲列車一、軍用列車一を前項同樣會社從事員にて運轉出動せしめたが、其後情況に變化を認めざりしにより裝甲列車は七日、軍用列車は八日、何れも奉天に歸還した。

越えて十月十二日巨流河以東北寧沿線に敗殘兵約一千名出現したるを以て關東軍の命に依り十三日步兵及騎兵の一部を前項に準じ興隆店迄輸送する事とし三時五十分奉天を出發せるが、更に翌十四日關東軍は混成第三十九旅團及獨立守備隊の一部の輸送を命じた。依つて線區司令官は旅團と協議し裝甲列車一、軍用列車三を出動せしむる計畫を樹て奉天事務所鐵道課をして實施せしめ會社從事員にて運轉し裝甲列車は十四日三時二十五分、第一列車は三時三十五分、第二列車は三時五十五分、第三列車は四時五分何れも奉天を出發し、裝甲列車は一旦興隆店に至り更に三臺子附近迄引き返し第一列車の下車を掩護した。第一列車は三臺子に停車して人員のみを下車せしめ、直に興隆店に前進し馬匹材料を卸下した。第二、第三列車は馬匹材料積車輛を馬三家に歸著したのである。然るに十五日三臺子北方附近匪賊討伐を終りしを以て奉天より興隆店に空車を廻入し十一時二十分全部奉天に歸還した。

(2) 第二同出動

天津方面の情況急變せるに依り關東軍は昭和六年十一月二十六日天津軍赴援の目的を以て混成第三十九及混成第四旅團主力を取敢えず錦縣まで輸送すべく命令あり、依つて線區司令部は九月二十三日「北寧線臨時使用ニ關スル協定」を基礎として計畫を樹て新民以遠は各驛に守備兵及會社從事員を逐次配置し運行を圓滑ならしめ、同時に敵に線路橋梁の破壞されある場合を顧慮し修理列車一を出動せしむることゝし

裝甲列車三・軍用列車七・修理列車一・計十一箇列車の運轉を會社に要求した。

依つて奉天鐵道部出張所長は奉天事務所鐵道課長をして總ての手配を爲さしめ會社派遣員總指揮として鐵道課技師を任命し、各列車には指導員、各修理班には班長を任命し二十七日出動せしめた。然るに各列車順次繞陽河に到著し敵も旣に退却したれども、屢次に起る事故の復舊に奔命せる間に天津方面の暴動は平穩に歸し赴援の要なきに至りたる爲め、二十八日關東軍は出動中の各部隊に對し直ちに奉天歸還を命じたるを以て同日出動後僅か一日を以て後發列車より逐次奉天驛に歸著した。

(3) 第三回出動

昭和六年十二月初旬より張學良は大凌河右岸に陣地の構築を開始し逐次兵力の集中に努むると共に、別働隊をして社線沿線は勿論四洮洮昂線及新民附近を攪亂するに至り日を經るに從ひ益々其の度を增加した。依つて關東軍は十二月二十七日頃遼河の氷結を待ち第二師團の主力を以て營口(北寧支線)より溝帮子へ進擊し、混成第三十九旅團は奉天より北寧線を利用し前進せしむることに決した。

一、北寧鐵路局に對する通牒

北寧線上の我軍事輸送は九月二十三日の協定に依り實施し得べきも線區司令官は更に十二月二十九日北寧鐵路辦事處副處長胡純讀に對し次の通牒を發した。

北寧鐵路軍事使用ニ關スル件通牒

今般軍事上ノ必要ニヨリ昭和六年九月二十三日北寧鐵路臨時使用ニ關スル協定ニ準據シ一時貴鐵路上ニ軍事輸送ヲ實施スルノ已ムナキニ至リシニ付通牒致候

追テ所要ニ應ジ滿鐵社員ヲシテ運行ニ關シ機宜ノ處置ヲ採ラシムル場合アルベキニ付豫メ了承セラレ度

一、軍司令官より滿鐵總裁に與へたる指示

關參軍第四七號

北寧鐵路軍事輸送ニ關スル指示

首題ノ鐵道ニ軍事輸送ヲ實施スベキニ付之ガ輸送竝修理ニ任スベシ

追テ實施ニ當リテハ北寧鐵路ノ臨時使用ニ關スル協定ニ準據スベシ

一、鐵道管理機關に對する線區司令官指示

1　北寧河北支線出動ニ關スル指示　(十二月十九日)

河北港ニ於ケル鐵道輸轉材料ノ復舊及砲兵ノ揚搭設備、北寧線車輛ヲ以テスル一列車ノ裝甲修理列車ノ準備、鐵道修理ニ關スル計畫準備ヲ爲スベシ

2　北寧線出動ニ關スル指示　(十二月二十六日)

社ハ北寧線上ニ於ケル軍事輸送實施ノ爲左記要項ニ基キ諸準備ヲ完了スルモノトス

準備完了日限ハ追テ指示ス

左　記

社ハ北寧線上ニ於ケル軍事輸送實施ノ爲左記要項ニ基キ諸準備ヲ完了スルモノトス

準備完了日限ハ追テ指示ス

A　社ハ北寧線上ニ於ケル軍事輸送ヲ擔任スル外新民―石山站及河北―溝帮子間ノ鐵道軍用ニ要スル諸施設ノ修理維持ニ任ズ

B　前項任務ノ遂行ニ要スル兵力ヲ以テスル掩護ハ軍ニ於テ擔任ス

C　北寧鐵道從事員ハ別命アル迄社ニ於テ使用スルコトヲ得

D　北寧本線方面第一次輸送部隊ノ輸送ハ集團運行ニ依ルモノトシ軍自體ニ於テ必要トスル列車數ハ裝甲列車二箇、軍隊列車三箇ト概定ス

第一次輸送ニ引續ク輸送ニ關シテハ追テ指示ス

E　北寧河北支線ニ於ケル業務實行ニ關シテハ當司令部派出所長小野大尉ノ指示ヲ受クルモノトス

F　本指示ニ基ク準備完了後ノ行動開始ニ關シテハ追テ指示ス

3　河北支線行動開始ニ關スル指示

第二章　軍事輸送

十二月二十七日河北支線に於ける行動開始に關し次の如き指示があつた。

河北支線行動開始ニ關スル指示

社ニ於テ編成セル北寧河北支線方面派遣團ハ十二月二十八日ヨリ當部派出員小野歩兵大尉ノ區署ヲ受ケ其ノ行動ヲ開始スベシ

4　北寧本線出動ニ關スル指示

二十九日に至り北寧本線出動の議決し、行動開始に對し次の如き指示があつた。

北寧本線出動ニ關スル指示

社ニテ編成セル北寧本線方面派遣團ハ明三十日ヨリ行動ヲ開始スベシ

5　北寧本線列車運行ニ關スル指示

更に同日北寧本線列車運行に關し次の如き指示を受けた。

北寧本線列車運行ニ關スル指示

十二月三十日ノ北寧本線上ノ列車運行ヲ左ノ通リ定ム

第一集團　第三乃至第五列車

第二集團　第七乃至第一〇列車

兩集團列車ノ運行ハ區間距離ヲトリ各集團列車ノ距離ハ二粁(三分時)ト定ム

6　北寧線軍事輸送擔任ニ關スル指示

河北支線は二十八日北寧本線は三十日行動を開始する事となりたるを以て、奉天鐵道部出張所長は二十八日附北寧線軍事輸送に對する擔任に關し次の指令を發した。

北寧線上ニ於ケル軍事輸送擔任

北寧線上ニ於ケル軍事輸送竝之ガ處理上必要トスル修理保存ハ北寧本線ハ奉天事務所鐵道課長ニ於テ又河北・溝帶子(溝帶子驛ヲ含マズ)營口支線ハ大連鐵道事務所長之ヲ擔任シ共ノ實施ニ任スベシ

7　北寧・打通・鄭通線上ニ於ケル軍事輸送實施ニ必要ナル鐵道配置ニ關スル指示　(一月三日)

社ハ軍將來ノ守備區域擴大ニ伴ヒ北寧線(奉天ヨリ綏中迄ノ區間)ト打通線(打虎山ヨリ彰武迄ノ區間)及鄭通線上ニ於ケル軍事輸送實施ニ必要ナル鐵道配置ヲ爲スベシ

一、十二月二十五日各停車場司令官及輸送處理機關ニ與ヘシ訓示

線區司令官は線內出動輸送を特に重大視し十二月二十五日各停車場司令官及び輸送處理機關に對し左の如き訓示を與へた。

(線區庶二二三號)

今次事變以來軍事鐵道機關各員ハ滿鐵會社ノ積極的活動ト相俟ツテ不眠不休克ク酷寒ト危險ヲ冒シ突發不規ナル輸送ヲ些少ノ過誤ナク實施シ以テ軍ノ作戰ニ遺憾ナカラシメタルハ寔ニ本職ノ感激ニ堪ヘザル處ナリ、然レドモ今ヤ局面ハ各員最後ノ努力ヲ要求シテ已マザルノ秋ニ際會セリ

本職乏シキヲ以テ鐵道監部ノ業務ヲ擔當スルニ當リ玆ニ既往ノ業績ト次期輸送ノ繁忙且突發的ナルベキヲ考推シ聊カ所見ノ一端ヲ開陳シ國軍鐵道作戰有終ノ美ヲ成サムコトヲ庶幾シテ已マザルナリ

1　今後ノ輸送ハ戰場輸送ト後方輸送ト相交錯シ一層突發的ニ實施セラレ各員ノ獨斷ヲ要スルモノ尠カラザルベキヲ信ズ

而シテ之ニ處シ軍ノ作戰ヲ遺憾ナカラシムルノ道ハ作戰ノ推移ト鐵道ノ實情ニ不斷ノ注意ヲ拂ヒ常ニ輕重ノ順ヲ明ニシ且關係各部トノ連絡ヲ密ニスルニアリ

2　戰場鐵道運用ニ當リ迅速ト確實トヲ如何ナル程度ニ取捨按配スベキヤハ一ニ作戰上ノ要求ニ應ズルヲ主義トスベキハ勿論ナリ而シテ迅速第一主義ニ於テモ尙鐵道職員竝軍隊トノ連絡ニ依リ以テ確實性ヲ保有スルニ努ムルヲ要ス

3　陣中要務令及輸送諸部勤務令ノ主義精神ハ本事變ノ如キ場合ニ於テ眞ニ其ノ精華ヲ發揮スベキモノニシテ之等ノ研究ヲ密ニシ確固タル信念ヲ以テ部隊ヲ指導スルヲ要ス此ノ信念ヲ缺キ徒ニ不當ナル要求ニ屈シテ軍令ノ威信ヲ傷クルノミナラズ全局ノ鐵道使用ニ支障ヲ生ジ延テハ作戰ヲ拘制スル如キハ嚴ニ戒メザルベカラズ

然レ共軍ノ實情及作戰地方ノ特性ニ鑑ミ輸送上作戰全局ニ惡影響ヲ及ボサザル範圍ニ於テ部隊ノ要求ヲ充足セラレムコトヲ望ム

4　外國鐵道上ノ輸送勤務ニ當リテハ特ニ保安及通信ニ關シ深ク其ノ注意ヲ拂フト共ニ給水・給炭上ノ不利不便ヲ輕減スルノ著意ヲ望ム

5　戰場附近端末停車場ハ常ニ線路ノ梗塞ヲ來スヲ常トシ鐵道ノ運用ハ固ヨリ作戰ヲ拘束スルノ處特ニ大ナルモノアルヲ以テ局ニ當ルモノハ其ノ方面高級司令部ト連絡シ輕重ノ度ヲ明ニシ斷乎トシテ機敏ニ處理シ以テ線路ノ梗塞ヲ豫防スルヲ必要トス

而シテ之ガ爲ニハ各停車場ノ上下本線ニ列車ヲ停留セシメザルコトハ特ニ必要ナリ

6　鐵道線區司令部（鐵道監部）及停車場司令部ノ本務ニ關シテハ陣中要務令及輸送諸部勤務令（鐵道部隊勤務令）ニ明示セラレアル所ナリ之ヲ以テ停車場司令部ニ於テハ輸送計畫ニ影響セザル些少ナル事項（一、二車輛ノ增減ノ如キ）等ハ適宜處理シテ可ナルモノナリ

之等爾後速ニ報告スルヲ要ス

一、北寧線上ニ於ケル交通ニ關スル指示　（十二月三十一日）

1　軍隊輸送ノ大部ヲ終了スル迄特ニ交通維持ノ爲列車ヲ運行セズ

2　右ノ期間ニ於ケル少數人馬物件（各人員五〇名、馬匹六頭、物件千三百才以內）ノ鐵道輸送ハ左ニ依リ兵站又ハ停車場司令官（各支部長ヲ含ム）之ヲ處理スルコトヲ得

其ノ一　北寧本線方面

A　前線ニ輸送スルモノハ鐵道輸送計畫及列車ノ編成ヲ變更セザル限リニ於テ便宜軍用列車ニ就テ當該輸送指揮官ノ同意ヲ得テ之ニ同乘セシムルコトヲ得

B　奉天方面ニ還送スルモノハ鐵道線區司令部派遣員ノ許可ヲ得テ歸還軍用列車ニ搭載セシムルコトヲ得

3　第二項ニ規定セル數量以上ノ人馬物件ノ輸送ハ鐵道線區司令官ニ請求スルモノトス又規定以內ノ數量ニ不拘軍用列車ニ同乘（搭載）セシメ得ザルモノハ停車場又ハ兵站司令官（各支部長ヲ含ム）ニ於テ鐵道線區司令官ニ輸送ヲ請求スルモノトス

4　軍隊輸送一段落後ニ於テハ概シテ一日一往復ノ軍用交通列車ヲ奉天及鐵道端末間ニ運行ス

列車編成其ノ他ノ細部ニ關シテハ追テ指示ス

其ノ二　河北支線方面

A　日々軍用交通列車一往復ヲ溝帮子河北驛間ニ運行ス

右列車ハ南滿線營口支線ノ旅客列車ニ連接スルモノトス列車ノ編成其ノ他ノ細部ニ關シテハ追テ指示ス

其ノ三　軍用交通列車ノ使用

A　軍用交通列車ノ乘車（搭載）ニ關スル手續其ノ他ニ就テハ陣中要務令及關係諸勤務令ニ依ルモノトス

B　停車場又ハ兵站司令官（各支部長ヲ含ム）ハ軍用交通列車ノ車輛ノ增加ヲ要スル場合ハ適時鐵道線區司令官ニ請求スルモノトス

ロ　輸送實施

1　北寧河北支線の輸送

第二師團の主力は河北に於て押收せる輪轉材料を以て溝帮子に向ひ輸送の豫定なりしも、敵の爲め線路・橋梁及電線其の他諸施設多數破壞せられたると輪轉材料の素質不良にして牽引力少く、殊に田庄臺以北は被害甚大にして且敵に依り前進を阻止せられし爲田庄臺以北は僅に裝甲列車及修理列車を運轉せしのみにて部隊としては師團司令部を河北より田庄臺に輸送せるに過ぎなかつた。

卽ち十二月二十七日午前中に總ての準備完了せしを以て午後二時師團司令部の營口進出を俟ち小野大尉は營口時局事務所長を具し師團參謀を訪ひ出動輸送に關し次の指示を與へられた。

一　師團司令部ハ二十八日午前八時三十分迄ニ田庄臺ニ集合ノ豫定ニ就キ同日午前四時營口棧橋發午前六時頃河北發同七時迄ニ田庄臺著ノ豫定ニテ列車ヲ運轉セラレ度ク司令部列車ノ先行トシテ裝甲列車ヲ運轉セラレ度シ

二　師團各部隊ハ行軍ヲ以テ出發シ鐵道班ハ極力線路・橋梁竝通信ヲ修復シ以テ軍需品ノ輸送ニ努力セラレ度シ

三　修理班ノ掩護トシテ若干ノ兵員ヲ配屬ス又鐵道守備トシテ若干ヲ配ス

斯くて二十八日出動命令に依る本輸送に入り第一次列車として師團司令部、第二次列車として裝甲列車、第三次列車として修理列車、第四次列車として軍用列車、更に遲れて第五次軍用列車を運轉した。卽ち發車時分は左の通りである。

第一次列車　河北發六時三十二分田庄臺行、田庄臺著七時十五分
第二次列車　(裝甲列車)河北發八時二十三分大窪行、大窪著一九時三十六分
第三次列車　(修理材料列車)河北發十時四十分大窪行、大窪著十九時三十六分
第四次列車　河北發十一時三十分大窪行、大窪著十九時三十六分

右の列車中第一次列車は田庄臺にて打切り司令部の卸下を俟ち田庄臺發九時四十五分、河北著十時五十五分にて車輛を河北に返還し、第五次列車の輸送に當り第二次裝甲列車及以下三箇列車は田庄臺以北線路破壞あり、各個行動困難なるを思ひ田庄臺にて集結の上一箇列車として運轉し、裝甲軌道牽引車を先驅として十四時十五分田庄臺發、途中線路軌條修理三箇所、電線修理七箇所を了へ十九時三十六分大窪に入り玆に一泊し、第五次列車は田庄臺に搭載兵員を卸し卽日車輛を河北に返送した。

二十九日には裝甲牽引軌道車は八時大窪を發し、之に續いて裝甲列車は修理材料及修理班若干を積載し十一時大窪發、間もなく牽引軌道車に追ひつき爾後一、二線路補修を爲し前途に敵の裝甲車を發見し、其の猛射に酬ひつゝ雙臺子鐵橋を占領し、更に十二時十五分雙臺子に近付きたるに約一千の敵兵と遭遇し激戰一時間之を擊退し十四時雙臺子驛に入り、修理班は敵彈飛來中にあつて構內施設の檢查・給水施設の整備・通信の復舊・其の他に從事し一部は同驛に遺留せる敵機關車一輛、貨車十六輛を鹵獲し之が檢查整備に任じた。

二十九日朝來大窪に待機せる修理列車は二十二時出發師團司令部の要求に依り雙臺子鐵橋に自動車通過施設用の材料竝人員を卸下し、三十日四時二十分雙臺子に到著し、三十一日は裝甲列車及修理列車は之を二分し列車の編成替を行ひ溝幇子に向つて出發した。

斯くて雙臺子發第一次牽引軌道車九時二十分、第二次裝甲列車十時四十分、裝甲車を連結し鐵道隊を搭載せる第三次應急修理列車は十一時四十五分、途中線路一部補修の上十四時溝幇子構外に到著北寧本線より溝幇子到著の列車を待合せ、十九時更に第四次修理列車は守備兵を搭載し二十二時雙臺子發一月一日一時何れも溝幇子に入つた。

2　列車運行の要旨

北寧本線出動に際しては未だ曾て其の例を見ざる大集團輸送を實施する事となり列車運轉上にも多大の混亂を來す可きを豫想せられたるを以て、從來の經驗に鑑み事前に於て豫め充分なる準備と計畫とを進め輸送實施に當つては左記の如き列車運行の要旨を各關係方面に明示した。

一　列車運轉方法

○出動第一日ニ運轉セル十箇列車ニ對シテハ集團運行ヲ行フモノトス、集團列車ハ二區分シ先行集團ハ一區間距離ヲ採リ後續集團列車ノ距離ト二粁三分間隔(時宜ニ依リ多少變更スルコトアルベシ)ヲ以テ所要列車ヲ現時刻ニ運轉スルモノトス

○現地ノ狀況カ豫定運行ニ準據シ難キ場合ハ司令電話開通區間ハ司令者ノ指示ニヨリ運轉スルモノトス

○列車ノ出發ハ輸送指揮官ヨリ當該列車ノ指導員ニ之ヲ指示ス、豫定シタル時刻ノ繰上ゲ又ハ繰下ゲヲ要スル場合亦同ジ

○指導員ハ輸送指揮官ノ指示ニ基キ適當ノ指令ヲ爲スモノトス

○第二段ニ出動スル列車ニ對シテハ集團運轉ヲ行ハズ、一區間絕對一箇列車ノ運行ヲ原則トス

○列車ノ運轉取扱ハ滿鐵從事員ニ於テ爲スモノトス、其ノ要員ハ出動ト同時ニ各驛ニ配置スルモノトス

二　列車取扱上ノ注意

列車ノ運行取扱ハ平常ト其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ豫メ次ノ如ク明示スル處アリタリ

○列車ノ運轉及取扱ハ滿鐵從事員ニ於テ爲スモノトシ滿鐵派遣員ハ第三列車ニ乘込ミ定メラレタル配置表ニ依リ各驛ニ下車セシム

前項派遣員ハ爾後ノ續行列車ニ對シテハ手信號ヲ現示シ尙先發列車ト假定ノ隔離時間ヲ置イテ發車セシムベシ

○各列車ニハ鐵道側ヨリ列車指導員ヲ乘込マシメ輸送指揮官ト連繫ヲ保チ其ノ列車ノ運行ヲ掌ル

指導員ハ自己ノ所在位置ヲ明ニスル爲乘車位置東側ニ白ラ白墨ヲ以テ「列車指導員何某」ト記載シ置クベシ

○出動ニ先チ新民迄ノ司令電話ヲ奉天事務所鐵道課ニ取附ケ同區間ノ列車運轉ヲ司令セシム

本區間內ニ在ル北寧側列車ハ軍憲ノ力ヲ以テ待避、待合等ヲ爲サシメ軍用列車ノ運行ヲ容易ナラシム

○第一列車ハ在來ノ北寧線ニ使用ノ電氣通票ヲ携行スルモノトス

但シ閉塞機破損又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ取扱不能ノ場合ハ指導員ノ指示スル方法ニ依リ運轉スルモノトス

○第一列車ノ前進ニ對スル電氣通票ノ取扱ハ指導員監視ノ下ニ北寧側ノ從事員ヲシテ之ヲ取扱ハシム

但シ北寧側從事員ニ於テ取扱ヲ肯セザルトキハ指導員ニ於テ適當ノ方法ニ依リ取扱フベシ若シ取扱不能ノ場合ハ運轉ニ危險ナキコトヲ確認ノ上運轉スベシ

○各驛派遣員ハ北寧側從事員ヲシテ電信・電話ヲ取扱ハシムルベカラズ

○第二以下ノ列車ハ通票ヲ携行セズ第一列車ニ引續キ所定ノ間隔時ヲ以テ運轉スルモノトス

○驛派遣員到著後ノ列車ハ常置信號機ヲ使用セズ

○夜間列車ノ後部標識ハ必ズ之ヲ掲揚スベシ

○列車ハ各驛進入ノ際ハ勿論特ニ給水驛進入ノ場合ハ速度其ノ他ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ先行列車ノ動靜ニ留意スベシ

○列車ハ次驛ニ到著シタルトキハ後續列車ノ狀況ヲ確メタル上發車スベシ

後續列車ハ先發列車ニ對シ自列車及自列車ニ後續スル列車ノ狀況ヲ通報スベシ

前項通報ノ連絡ハ驛派遣員又ハ驛駐在ノ守備兵ヲ以テ爲スベシ

○列車運轉中事故ニ遭遇シタルトキハ關係者打合セ臨機ノ處置ヲ執ルベシ

○停車場外ニ於テツロリー又ハ先發列車ヲ認メタルトキハ特ニ徐行注意運轉ヲ爲シ炬火信號又ハ停車手信號ヲ認メタルトキハ左記ニ依リ汽笛合圖ヲ數回吹鳴シタル上停車スベシ

先發列車ガ前項ノ合圖ヲ認メタルトキハ直ニ同一合圖ヲ以テ應答スベシ

○第一及第二列車合併運轉途中ニ於ケル場合及其ノ他ノ列車ノ前後部機關車相互ノ汽笛合圖ハ左ノ通トス

停車——○

發車——應答——兩樣同時——

徐行○——

○途中電線ノ故障箇所ニ於テ之ガ修理ノ爲停車ノ要求アリタルトキハ直ニ停車シ所要電線方(兵員掩護)ヲ下車セシメタル上發車スベシ

電線方ハ修理完了ノ上ハ其ノ後ニ通過スル列車又ハ電線修理列車ニ停車手信號ヲ現示シ之ニ便乘スベシ

○列車ハ途中ニ於テ退行スルコトヲ得ズ

但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ退行セムトスルトキハ續行列車到著後關係者協議ノ上爲スベシ

○列車途中ニ於テ停車シタルトキハ車掌ハ後方適當位置ニ炬火信號ヲ裝置シ尙停車手信號ヲ現示スベシ

○列車ハ炬火信號ヲ認メタルトキハ色光ノ如何ヲ問ハズ停車ヲ意味スルモノトシテ停車ノ上事情ノ究明ニ努ムベシ

○停車手信號ニ依リ列車ヲ停車セシムルトキハ赤旗又ハ赤燈ヲ現示シ必ス之ヲ打振リ機關車乘務員ノ注意ヲ喚起スベシ

如何ナル物體ニテモ之ヲ急激ニ打振リタル場合ハ之ヲ停車信號ト看做スベシ

○列車ノ速度ハ北寧線緩速度族客列車速度ニ依ル但シ一時間平均三十九粁ヲ超ユル區間ハ三十九粁以下ノ平均速度ヲ用フ、各驛間ノ運轉速度ハ列車運行豫定表ニ附記ノ通リトス

○左記箇所ハ一時間二十五粁以下ノ徐行ヲ爲スベシ

徐行區間ニハ總テ徐行粁速度ヲ表示セル橫ニ長キ長方形ノ揭板アリ

位置名		延長
興隆店——亘流河	第五十九橋梁	二千呎
新民——柳河溝	第五十一B橋梁	九百呎
白旗堡——鐵陽河	第四十A橋梁	七百五十呎

○終著驛(目的地)到著後ノ列車ハ輸送指揮官ト協議ノ上人馬物件降車後又ハ降車前積行列車ノ到著ニ支障ナキ樣他ニ轉線又ハ信號機外ニ進出スベシ

第二章　軍事輸送

○終著驛到著後又ハ待機中ノ車輛ハ軍ニ於テモ防護スベキモ客貨車ニ在リテハ檢車方及車掌、機關車ニ在リテハ機關士之ガ監視ヲ爲スベシ

○終著驛到著後ノ運轉關係從事員ハ總テ指導員ノ指揮ニ從フベシ

○各驛派遣員ハ列車通過シタルトキ及運轉上必要生ジタル場合ハ直ニ電氣通信機ニヨリ奉天事務所鐵道課長ニ通報スベシ

○列車ノ給水驛ハ左ノ通トス

給水驛ニ於ケル各列車ハ交互ニ上下本線ニ著發セシメ同一給水柱ニテ給水シ（初メ前部機給水シ終了後前進シテ後部機給水）最敏速ニ終了シ得ル樣取計フベシ

驛名	タンク容量	驛名	タンク容量
皇姑屯	二二、〇〇〇ガロン	橋陽河	各三、〇〇〇（二箇）
巨流河	各二三、〇〇〇（二箇）	勵家窩舖	一九、八〇〇 二一、〇〇〇
溝幇子	二二、〇〇〇	高山子	四、五〇〇 三、五〇〇
石山站	一、七〇〇	錦縣	二二、五〇〇 二三、〇〇〇

○給水驛及同**タンク**容量ハ左ノ通リニ付列車ハ前項給水指定驛以外ニ於テモ炭水車ノ貯水量ニ應ジ適宜給水シ給水指定驛ニ於テ給水不可能ノ場合ニモ支障ヲ生ゼザル樣特ニ注意スベシ

○北寧線各驛配線ハ別表ノ通リナルガ其ノ有效長（配線ニ貨車ヲ換算シタル數字ヲ以テ表ス）ハ何レモ推定ナルヲ以テ列車行違等ノ場合ハ特ニ注意運轉スベシ

○軍隊卸下ノ爲材料ハ各列車共携行スルモノトス、其ノ所屬數ハ乘車部隊ノ種別ニ依リ定メ且**ホーム**外平地ニ卸下ノ場合ヲ考慮スルヲ要ス

○機關車及客・貨車ハ何時ニテモ直ニ運轉シ得ル狀態ニアラシムベシ

○機關士ハ常ニ機關車ノ炭水量及有火狀態ニ注意シ急速移動ニ對シ過誤ナキ樣注意スベシ

○第一日出發ノ列車ハ炭水節約ノ爲客車煖房ノ如キハ**パイプ**ノ凍結セザル程度ニ送汽スベシ

○車輛ノ入換其ノ他ハ指導員ト軍側ト打合セノ上之ヲ爲スベシ

○構內配線少キ驛ニ於テ卸下ノ必要生ジタル場合先著車輛ヲ後方ヘ返送スルコト能ハザルトキハ指導員ニ於テ軍ト協議ノ上先著車輛ハ總テ前方信號機外ニ進出シ後續列車ノ到著ニ支障ナキ樣取計フベシ

三　事故ノ場合ノ注意

○事故ノ場合ハ列車乘務員ハ指導員及軍部ト協議シ最適當ト認ムル手段ヲ執ルベシ

○事故ノ場合ハ出來得ル限リ電信・電話ヲ利用シ奉天事務所鐵道課長ニ（鐵道課長ハ線區司令官ニ）情況ヲ報告スベシ

○列車ニ異狀アリタルトキハ派遣員ヨリ前項同樣報告スベシ

四　鐵道守備隊及派遣員ト軍トノ關係

○派遣員ノ職務ハ總テ軍ノ掩護ノ下ニ於テ行フモノトス

○北寧線列車アル場合ハ軍ニ於テ其ノ移動ヲ禁止スルコト

○驛出入轉轍器ハ軍ニ於テ防護スルコト

○給水驛ニ於ケル給水機ハ軍ニ於テ防護スルコト

○停車場構內及附近ヲ軍ニ於テ監視防護スルコト

○機關車、轉車臺其ノ他ノ設備ヲ軍ニ於テ防護スルコト

○主要列車ヲ軍ニ於テ警護スルコト

○驛中間ノ破損電線修理ノ爲電線修理班六組ヲ第三列車ニ乘車セシメ（破損箇所毎ニ一組宛下車セシム）途中ニ於テ下車スル場合ハ必ズ之ガ掩護ヲ附スルコト

○停車中各列車ヲ防護スルコト

○各驛配置ノ兵員ハ北寧側從事員ヲシテ電信・電話ヲ使用セシメザルコト

○電信・電話ニ故障アリテ急速ノ通信不可能ノ場合ハ軍ノ鳩便ヲ鐵道側ニモ提供スルコト

○從事員ノ給養ハ軍ニ於テ擔任ス

但シ萬一ノ場合ヲ考慮シ約三日分ノ糧食及飯盒、水筒、毛布等ヲ携行スルコト

3　出動列車の運轉

一　一部部隊の先發輸送

錦縣出動は十二月三十日拂曉との事なりしも十二月二十九日に至り線區司令官宛次の如き軍命令あり、豫定計畫たる第一集團輸送としての十箇列車に先んじ更に先發列車の追加を要することゝなつた。

軍命令は次の如くである

臨時鐵道線區司令官ハ左記計畫ニ基キ軍ノ集中輸送ヲ實施スベシ實施ノ細部ニ關シテハ幕僚ヲシテ指示セシム

關東軍集中輸送計畫表　（省略）

以上に依り二十九日は計畫外の追加輸送を爲す事となり先發輸送として四箇列車を奉天・新民間左記の通り運轉した。

第一〇〇四列車	奉天發	十三時十二分	
第一〇〇六列車	同	十四時	
第一〇〇八列車	同	十四時二十五分	
第一〇一〇列車	同	十五時五分	

右の部隊は新民に下車し自動車を以て北寧本線に沿ひ進撃した。而して奉天・新民間は既に我軍の占領しありし處なるを以て途中何等の抵抗なく運行する事を得た。部隊卸下後の空車は十六時五分より翌日二時三十五分に亙り全部奉天に返送した。

二　第一集團列車の運行

第一集團列車は二十九日十九時總ての準備を完了し翌三十日四時第一次列車出發に雁行して五時五十四分を最終とし自第一列車至第十列車合計十箇列車を出發せしめた。

更に同日第一一・第一二の二箇列車を編成し十五時三分及十五時二十五分奉天出發、第一集團列車の後を追ひ大虎山に向つた。

三　第二集團列車の運行

第一集團列車の出發終るや關東軍は更に第二集團列車により軍を出動せしむべき意圖を有し、三十日十七時線區司令官に對し三十一日奉天より溝帮子方面へ二箇旅團を輸送すべき旨指示あり、本輸送の當初計畫は四箇列車との事なりしも發車六・七時間前に更に三箇列車の增發を要求され、急遽之が準備を爲せる爲後者は所定時刻より約二時間遲發の已むなきに至りたるが、何れも滯りなく準備を完了し一次列車たる第一三列車は三十一日六時三十分奉天發以下第一九列車に至る七箇列車を出發せしめた。

四　空車の送還

集團列車の運行に對しては多數の機關車及客・貨車を必要とするを以て卸下車輛は直に所定地に返還するを原則とし本輸送に際しては此の點屢々線區司令官より注意せる處であつた。

十二月三十一日關東軍は更に第三集團運行として一月二日第二〇師團を輸送すべき命令あり。尙ほ引續き輸送の傾向を示せるを以て空車の奉天返還は絶對必要とし鐵道部奉天出張所長は極力之が徹底を線區司令官に要求した。之に依り十二月三十一日溝帮子に入れる部隊は更に前進するものを除き卽時卸下に取掛り、第四列車は到著後二十時間、第五列車は二十三時間四十分、第一一列車は十九時間、第八列車は石山站にて卸下七時間三十分にして夫々奉天に向け出發し、何れも十二時間內外を費し一月二日早朝奉天に歸著するを得たるが、本返還輸送の實行に依り奉天に於ける機關車竝乘務員の餘裕を得爾後の輸送に支障なきを得た。

五　第三集團列車の運行

第三集團列車として一月二日自第二〇列車至第二八列車合計九箇列車を準備した。而して本集團輸送は最初第二〇列車より第二五列車迄

六箇列車として大體列車番號順に出發せしむべき豫定にて編成中の處、一月一日深更に至り第二六列車以下三箇列車の增發を要來し來り而も列車順序を第二六列車を最先導とすることに變更せられたるを以て奉天驛に於ける入換作業に齟齬を來し且第六列車以下の時刻變更は一般に徹底を缺き人夫其の他の搭載も豫定より遲れた。從つて各列車は幾分遲延を見、特に第二〇列車より第二五列車は豫定時刻より各二時間乃至三時間遲延の餘儀なきに至れるが、其他大なる支障なく一月二日六時第二六列車を先頭に第二七・二八・二九列車之に續き次に第二〇列車以下第二六列車又之に續行して無事輸送を終了した。

尙ほ出發後に於ける各列車は何等支障なく運行し第二六・二七列車は大凌河に、第二〇列車は石山站に、第二一乃至二四列車は溝帮子に、第二五列車は高山子に、第二八列車は大虎山に到著何れも其地に待機した。

六　其他の後續輸送計畫

關東軍より指示せられたる一月三日以後に於ける軍隊輸送計畫は八箇列車の豫定なりしが、其後の情勢の變化により一部變更せられ次の如く運轉した。

一月三日　一箇列車（第二九列車）
同月四日　五箇列車（自第三〇列車至第三四列車）

七　配給列車の運轉

會社各驛派遣員は既に各驛に執務せるが各種消耗品・煖房設備等不充分にして各驛より之が整備を要求し來るもの多く、又文書送達等の必要も起り來りしを以て一月三日試驗的意味を兼ね軍用交通列車を奉天・溝帮子間に運轉した。

八　軍用交通列車の運轉

一月八日奉天・錦縣間軍用交通列車として定期列車一往復、不定期列車二往復の運行を定め定期列車は同日より之を實施し、更に錦州・綏中間は一月九日より、錦縣・義縣間は一月十一日より定期軍用交通列車の運行を見た。又打通線は一月六日より八日に亙り八道溝・新立屯・彰武縣地方に掃匪を兼ね軍用列車を運行し、一月十七日より大虎山・泡子間定期軍用列車を運行した。又河北線も一月七日より溝帮子・河北間一往復の交通列車の運轉を見、爾後各線共順次運行の安定を見るに至つた。

4　列車運行數

出動第一日卽ち十二月三十日より一月七日迄九日間の北寧本線に於ける特種列車數は次の通りである。

北寧線出動特種列車數表

日次	三十日	三十一日	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	計
列車數	二	七	—	九	一	五	三	六	二	四五

5　軍用列車運行數

昭和六年九月二十三日北寧線內に軍隊出動以來翌七年四月末日迄の間に於ける軍用列車の運行數は二千百三回にして內四百七十三箇列車は裝甲列車であつた。卽ち之れを月別・線別に表示すれば次の如くである。

系統	月別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	計
軍用列車	本線	一七	一〇五	八八	九八	三六二	一六六	一九三	一五三	一、一八二
	河北支線	—	—	—	二五	八九	一一	二	一二九	
	打通線	—	—	—	—	二〇	六一	六二	二〇八	
	北票支線	—	—	—	—	三	二九	三一	九六	
	葫蘆島支線	—	—	—	—	—	二	九	一五	
	計	一七	一〇五	八八	一二三	四七四	二六九	二九七	二五七	一、六三〇
裝甲列車	本線	二	六	一七	二	八〇	四七	五五	三六	二四五
	河北支線	—	—	—	九	三二	四九	五九	六一	二一〇
	打通線	—	—	—	—	四	四	二	三	一三

列車	北票支線	—	—	—	—	一	二	—	二	五
	葫蘆島支線	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	二	六	一七	一一	一一七	一〇二	一一六	一〇二	四七三
合計		一九	一一一	一〇五	一三四	五九一	三七一	四一三	三五九	二、一〇三

へ　中東線に於ける軍用列車の運轉

イ　出動に至る迄の經緯

1　南部線方面

昭和六年九月十八日奉天に於ける事變勃發直後關東軍は哈爾濱に於ける居留民保護の爲長春より出動の企圖を有し、會社に於ても之に應ずる計畫を爲したるも哈爾濱に於ける情勢急を要せざりし爲實現を見るに至らなかつた。然るに昭和七年一月二十七日哈爾濱に於ける丁超の統率する反吉林軍と吉林正規軍との衝突により同地一帶危險切迫せしを以て關東軍は居留日本人保護のため出動する事となり、中東鐵路に對し日本軍の輸送を要求せるも肯ぜざりし爲關東軍は長春及寛城子に停留中の輪轉材料を抑留し强行運轉をなす事とし、一月二十八日先驅列車を先頭に三箇列車を以て長春を出發した。途中反吉林軍は蔡家溝附近より雙城堡に至る間の鐵道線路を破壞し强大なる兵力を雙城堡附近に集中し、我軍の前進を阻止するの態勢を示し、彼我の衝突避け難き情況なるを以て引續き第二師團の主力及野戰重砲兵聯隊を出動せしめた。當時南部線上に於ける輪轉材料不足の爲一部部隊は徒歩又は自動車に依り北進した。

2　東部線方面

我軍の爲に哈爾濱を擊退せられたる丁超軍は一時遠く依蘭方面に退却したるが、其後敗殘兵を集結し二月二十一日一面坡附近に進出し同地に於ける日本人居留民を掠奪監禁した。依つて軍は二十二日當時哈爾濱にありし第二師團を一面坡に出動せしめ奉天遼陽に駐屯の混成旅團及關東軍自動車隊の集中計畫を樹て東部線の輸送に對して中東鐵路と交渉を進めたるも露西亞本國に請訓の要ありとの口實の下に輸送を肯んせず荏苒時日を遷延した。

一方混成第八旅團は二十三日長春出發二十四日哈市に到著せるも東部線の輸送意の如くならざる爲二十八日之を敦化より迂廻せしめんとし輸送の計畫中丁超軍は歸順の意を表し、該方面の形勢は稍緩和したるを以て之を中止した。然るに匪賊の一部は尙且海林附近に出沒せるにより之が討伐の爲步兵第十五旅團を出動せしむることゝなり更に中東鐵路に交渉せる處、本國の回訓に基き輸送を應諾する事となりたるを以て關東軍は三月三日裝甲列車を先頭に四箇編成の列車に分乘し、哈爾濱を出發雁行して當日中に一面坡に到著し、翌四日早朝一面坡を發し同日海林著の上卽日軍馬・糧食の取卸をなし、一部隊を海林驛附近に駐屯せしめ其の主力は徒步にて寧古塔に集中した。

ロ　列車運行手續

1　南部線强行出動

昭和七年一月二十八日五時二十分長春駐屯旅團司令部より線區司令部長春支部長に對し哈爾濱に出動の旨通告あり、支部長小野大尉は寛城子驛長に對し日本軍隊輸送の申込をなし驛長は之を中東鐵路管理局長に請訓せる處驛長より左の回答ありたる旨通告し來つた。

一、日本軍を絕對に輸送すべからす

一、驛長其の他各所屬長は日本軍の交渉に應ずべからず

一、速に平常通り列車運行の復活をなすべし

右に依り軍は長春・哈爾濱間の輸送を强行することに決定し前夜來吉林軍が長春及寛城子驛構內に抑留しゐたる輪轉材料を充當することとした。依つて會社は守備隊及憲兵隊援護の下に驛員・機關區員・保安區員等十九名を寛城子驛に派し同驛機關庫內に停留の機關車に點火し寛城子驛構內に於ける停留車輛の入換に着手し取敢えず四箇列車を編成し其內二箇列車を長春驛連絡**ホーム**に廻入積込を終了したる後、第一次列車は十六時十分、第二次列車は二十時五十八分長春發、寛城子に到著後第三次、第四次列車用車輛を寛城子より長春に廻入した。

第一次列車(先驅列車)は二十八日二十一時、第二次列車は二十一時二十五分、第三次列車は二十九日一時三十五分夫々寛城子を出發せるが第三次列車は寛城子一間堡に於て脫線事故發生の爲之が復舊竝寛城子に引揚後組成の爲長時間を要し同日十三時三十分寛城子を再び出發し第四次列車は之に次ぎ十六時四十分同驛を出發した。第一次列車(先驅列車)は途中幾多の障碍を除去して二十九日十九時三十分蔡家溝に到著せるも第二次列車は二十九日十七時五十分三岔河出發に際し避難線に進入脫線顚覆せる爲第一次列車は蔡家溝より三岔河に引返し第三

次・第四次列車の到著を俟ち第二次列車連結車輛を分割組成替し三箇編成となし三十日十三時四十分、十四時〇分、十四時三十分雁行して三盒河發雙城堡に到著した。

以上の輸送は純然たる强行運轉にして機關車竝列車乘務員を始め各修理班は總て會社從事員を充當した。從つて各驛に於ける信號其の他運轉保安取扱に對しては顧慮することなく轉轍器の如きは都度前方に停車の上乘務員に於て取扱を爲した。

2　中東鐵路從事員に依る南部線輸送

二月二日中東管理局は日本軍隊の輸送を承認し局長**ルデー**氏は之が交涉の責任者として南部線運輸監督**ゼスコー**氏を指定し來つた。同氏は同日十六時三十分線區支部に青村少佐を訪問し爾後の輸送に關する打合せをなした。而して同日一時三十五分、同四十分、同四十五分の三箇の空車廻送列車の長春著後に於ては爾後の列車編成に對する入換作業は中東鐵路從事員の手に依つて行はれた。然るに陸軍の要求する車輛の編成が中東鐵路の規定に反する旨寬城子驛長より申出ありたるに對し青村少佐は「牽引定數ヲ超過セシメザル事ハ止ムヲ得ザルモ車輛ノ編成ニ關シテハ平時ト異ナリ軍事上必要ナルモノニ付規定外トシテ扱ハレ度ク之ガ爲萬一事故ヲ惹起シタル場合ハ日本ニ於テ責任ヲ負フ」旨通告し要求通りの編成をなさしめた。

而して二日九時二十五分、十一時五十三分、十五時三十七分、第五・六・七次軍用列車は長春を出發したるが、乘務員は中東鐵路從事員を充て會社乘務員は萬一の場合を顧慮して各列車に便乘せしめた。尙ほ三日十三時第八次軍用列車には會社改造機關車を使用したるが乘務員は中東鐵路機關士が會社機關車の取扱に馴れざるを以て日本人機關士にて之を爲し中東鐵路機關士は線路案内の意味にて添乘し爾後六日第十四次軍用列車(最終列車)迄之に準じ運轉した。

3　東部線に於ける軍用列車の運轉

二月二十二日日本軍の一面坡に出動すべき旨通告に基き線區司令部哈爾濱出張所長青村少佐は中東管理局に對し之が輸送の交涉を進めたるも局長は理事會を經て露西亞本國に請訓すべしとて之を承諾せず、茲再時日を遷延の模樣ありしを以て、線區司令部に於ては强行運轉の計畫を樹て二十三日午前中に於て十二箇列車に對する所要車輛數の査定、會社派遣員の手配、修理材料の蒐集手配をなした。而して二十三日より二十四日に亙り會社派遣員は續々到著し待機の姿勢に在り之が使用車輛は二十四日以降長春より哈爾濱著の混成第八旅團輸送の五箇列車を充當すべく計畫し列車編成の儘哈爾濱構内に留置の交涉を爲したるに對し管理局は車輛の明渡を要求しながらも數日間を其儘停留せしめ居たるが、二十八日に至り關東軍は出動を中止する事となり一部派遣員を殘し二十九日三列車及十一列車にて大部分を歸還せしむると共に留置せる車輛も解放した。

二十九日二十三時に至り關東軍は再び海林迄出動する事となりたる爲青村少佐は三箇列車の輸送を管理局に要求せるに對し三月一日に至り之を承諾した。依つて軍は三月三日二時二十五分裝甲軌道車を先驅せしめ裝甲列車及三箇編成の軍隊乘組列車は二時三十五分、二時五十分、四時二十五分、五時七分雁行して哈爾濱を出發し、同日一面坡に到著し翌四日一面坡發海林に到著した。

本輸送は總て中東鐵路從事員に依りて行はれたる爲豫て計畫準備せる會社派遣員其他修理材料等を使用するに至らざりしも萬一の場合を考慮し少數派遣員を添乘せしめ一部修理材料も携行した。爾後南部線に於ける臨時軍用列車の運轉に對しては常に要求に應じ居たるも東部線其の他に對しては容易に之を承諾しなかつた。

4　軍隊の便乘及軍需品の託送

少數部隊及少量軍需品輸送に關しては二月七日長春停車場司令官は線區司令部出張所長青村少佐代理として中東鐵路代表者**ゼスコー**氏に對し左の通り要求した。

一、七日ヨリ何分ノ通知スル迄南部線十一・十二列車ニ日本軍隊專用トシテ三等客車一輛、有蓋貨車一輛增結顧度

一、軍專用車ヘノ積込ハ連絡第一**ホーム**ニテ爲スモノトス

一、專用車ニ積載シ能ハザル軍用貨物ハ一般營業貨物ノ取扱ヲナサレ度シ、該貨物ハ別ニ引續調書ヲ作成スルモノトス

一、普通旅客列車ニ乘車スル軍人・軍屬ニ對シテハ停車場司令官ニ於テ發行スル便乘券ニヨリ乘車セシムル事トシ料金ハ後拂トサレ度シ

右に對し**ゼスコー**氏は管理局に請訓の上左記の如き回答をなした。

一、軍專用車增結ハ七日ヨリ實施ス

一、積込**ホーム**ノ件承知

一、軍人ノ旅客列車ニ便乘及軍需品ノ普通貨物扱ニ對スル運賃料金後拂ノ件ニ關シテハ目下局長ニ請訓中ニシテ卽答出來ズ尙ほ運賃の件に關し**ゼスコー**氏は七日二十時管理局よりの回訓に基き左記の申出をなした。

一、日本軍隊及軍需品輸送ニ就テハ別ニ車輛ノ準備ヲ要スル場合ト少量ニシテ之ヲ要セザル場合トヲ問ハズ一定ノ輸送請求書ニ依リ輸送シ運賃料金ハ中東本局振特拂トス

一方哈爾濱に於て靑村少佐は商業課長・營業課長と折衝して輸送に關する協定を進めたる結果七日十五時三十分管理局長は左記の通電を南部線各驛宛に發した。

電　文

本電受領ト共ニ日本軍隊及貨車扱ニ依ル軍需品輸送ハ左記ノ手續ニ依リ之ヲ實施スベシ

一、輸送ノ都度軍隊及軍需品ノ輸送ニ要スル客車・貨車・煖房裝置車等ノ車輛種別ニヨル必要車數及著驛、發車時刻竝旅客貨物或ハ軍用列車別ヲ記載セル日本軍停車場司令官・部隊長或ハ支隊長ノ署名捺印セル請求書二通ヲ驛長ニ提出スルモノトス

一、前記請求書ニ基キ驛長ハ車輛ヲ提供シ軍用列車ノ場合ト雖運送狀ヲ作成スルモノトス

但シ同一驛ヲ著驛トスル集結車輛及軍用列車ニ對シテハ一通ノ運送狀及車輛證書ヲ作成ス

一、運送狀ニハ軍隊ノ員數及貨物數量ノ記載ヲナサズ車輛ノ種別及輛數ヲ記載シ且摘要欄ニ「運賃ハ日本軍司令官ニ於テ中東鐵路管理局長ニ支拂フベシ」ノ記事ヲ記入シ置クモノトス

一、運送狀ニハ第一項記載ノ請求原本ヲ添附シ同寫ハ發驛ニ保管シ置クベシ

一、運送狀副狀ハ部隊長或ハ支隊長ニ交付シ部隊長或ハ支隊長之ヲ到著驛驛長ニ送付ス。同驛長ハ第四項記載ノ請求書及計算日報ト共ニ收入審査係ニ送付スルモノトス

一、輸送運賃ノ計算ハ日本軍司令官ニ計算書ヲ提出シタル上行フモノトス

右に依り哈爾濱線區司令部派出所長靑村少佐は二月九日左記の通り「心得書」を作成し關係部隊長に送付した。

A　軍用車輛便乘竝荷物託送ニ關スル心得

一、長哈間第十一・十二列車ニ當分ノ間三等客車一・有蓋貨車一ヲ連結シ日本軍ノ專用ニ充ツ

一、長哈間ノ交通ニハ出來得ル限リ本車輛ヲ利用スルヲ本旨トセラレタシ

一、本車輛ニテ輸送シ得ル者ハ軍人・軍屬及軍需品トス。其他ノモノハ所屬部隊長ノ輸送證明書ヲ有スル者ニ限ル

一、本車輛ニヨリ軍需品ノ輸送ヲナス場合ハ宰領者ヲ附スルモノトス

一、便乘ハ遲クトモ乘車一時間前ニ停車場司令官ニ車輛利用ニ關スル細部ニ就テ豫告セラレタシ

B　中東鐵路旅客列車便乘假心得

一、中東鐵路利用ニ關シテハ未ダ正式ノ交涉濟マザルモ不取敢本心得ニ基キ實施ス

一、長哈間ノ便乘者ハ第十一・十二列車ニ增結シアル日本軍專用車輛ヲ利用スルヲ本旨トスルモ任務上一般旅客列車ニ便乘シタキモノ若クハ長哈間以外ノ中東鐵路旅客列車ニ便乘ノ場合ハ左記ニ依リ取扱フ。但シ日本軍人・軍屬ニ限ルモノトス

一、便乘者ハ遲クトモ出發二時間前乘車券請求書ヲ停車場司令官(停車場司令部アラザル驛ニ於テハ駐在部隊長)ニ提出シ停車場司令官ヨリ乘車券ヲ受領シ乘車スルモノトス

特殊ノ座席若クハ寢臺ヲ要スル場合モ之ニ準ズ

一、停車場司令官ハ乘車請求書ニヨリ後拂乘車券發行請求書ヲ驛長ニ提出シ乘車券ヲ受領シテ便乘者ニ交付ス

特殊座席券若クハ寢臺券ヲ便乘者ヨリ要求サルル時モ右ニ準ズ。但シ特殊座席券及寢臺券ニハ制限アルヲ以テ豫メ承知セラレ度シ

概ね右に依りて輸送を實施せるが、二月十日**ワゴンリー**寢臺會社より定期一等寢臺券四枚を贈呈し軍の使用に供せるに依り長春・哈爾濱兩停車場司令官に各二枚宛を交付し之が運用に當らしめた。

5　中東線軍事利用に關する交涉

線區司令部派出所長靑村少佐は關東軍參謀長の指示により二十三日十一時より中東線內に於ける軍事輸送に關する協定取纏めを爲すべく哈爾濱特務機關長・第二師團參謀長・哈爾濱事務所長等と合議の上中東鐵路管理局長竝理事會に對し交涉を進めたるも、當局は莫斯科政府

に請訓中なるを理由として時日を遷延したるを以て、哈爾濱特務機關竝關東軍は輸送交渉の出先官憲のみを以てしては極めて困難なるを知ると共に莫斯科政府の何等回答なきは更に交渉の餘地あるものとの見地より强行輸送に先ち帝國政府を通じ改めて莫斯科政府に交渉方を手配した。依つて二十四日以來莫斯科に於てカラハン氏と廣田大使との間に屢々折衝を重ね、他方哈爾濱に於ては二十三日より二十七日に亙り車輛抑留・會社派遣員派遣等により充分なる强行出動準備を整へ命令一下直に出動し得る姿勢を示し交渉に便する所があつた。

而して二十四日の交渉に於てカラハン氏は廣田大使宛三項の疑義を提出し帝國政府の說明を求め廣田大使詳細に之を釋明し、日本軍の東部線出動は丁超軍に對する居留民保護の外他意なき旨强調し二十八日再びカラハン氏よりボーツマウス條約第二條「兩國國境ニ於テ領土ノ安全ヲ侵害スル軍事行動ヲ執ラザルコト」、第七條「滿洲ニ於ケル日露兩國鐵道ハ商工業ノ目的ニ限リ經營シ軍略ノ目的ヲ以テ經營セザルコト」の二點に關し帝國政府に質疑し、若し日本が居留民保護上必要とせば軍用三箇列車を限り哈爾濱・一面坡又は海林間輸送を承認すべき旨回答し同時に之を中東鐵路管理局長に通牒し東京に於てはトロヤノフスキー大使同じく外務省に此旨通告し來り東部線軍事輸送は莫斯科政府の諒承する處となつた。

ハ　軍隊列車運行數

1　南部線に於ける運行

昭和七年一月二十八日以降に於ける第二師團出動列車は十四回にして其內始めの四箇列車は中東鐵路車輛を利用し會社從事員により强行運行せるもので、第五次列車以降は中東從事員により運行せられた。十四回の中第八次迄及第十一次は長春・雙城堡間折返し運轉にして第九・十及十二次以降は長哈間運行である。

第二師團哈爾濱入城後に於ては臨時列車にて軍隊輸送を爲せること稀なりしが、二月二十三日混成第八旅團の哈爾濱進出に際しては八箇列車及第二師團交替輸送に際しては十箇列車の臨時運轉をなした。

七年四月末日迄の間に於ける之等南部線の軍隊列車運行總數五十三箇列車にして此は當該部隊の部分的輸送其の他軍需品輸送の爲臨時列車を運轉したるものであつた。

2　東部線に於ける運行

二月二十三日陸軍の一面坡出動計畫に於ては哈爾濱・一面坡間十二箇列車の運行を豫定せるも實施するに至らず、三月三日海林出動に際しては第十五旅團は裝甲列車外三箇列車に分乘し、三月二十三日海林より一面坡への移動は四箇列車、四月九日より同月十二日に至る一面坡より哈爾濱への引揚げに際しては十箇列車の運行をなした。又四月二十三日より翌二十四日に亙り第八旅團は裝甲列車外三箇列車に分乘し其內一箇列車は一面坡に他は海林迄運行をなした。

輸送實施以來四月末迄の間に於ける之等東部線上軍隊輸送列車數は三十二箇列車にして前記主なる部隊輸送以外は當該部隊の區間輸送及軍需品輸送の爲運轉せる臨時列車である。

三　各線總括軍用列車回數

今社線竝に社外線を總括し事變以來昭和七年三月末日迄の各線軍用列車數を見るに次表の通りにして總計四千五十六回に上り一日平均二十一箇列車に達したのである。

各線軍用列車回數

（自昭和六年九月　至同七年三月）

種別 ＼ 線別	社線	奉山線	吉長吉敦線	中東線	四洮洮昂線	瀋海線	計
軍用列車	一、一五八	一、二八三	四〇	八八	四三七	五	三、〇二一
裝甲列車	四〇七	三〇七	九九	一六	二一四	二	一、〇四五
計	一、五六五	一、五九〇	一三九	一〇四	六五一	七	四、〇五六

四　熱河作戰輸送に於ける軍用列車の運行狀態

呼倫貝爾に於ける反滿洲國匪蘇炳文を平定し東は丁超・李杜・王德林を追ふて之を掃蕩し、南方遼東三角地帶の匪賊討伐を終りし關東軍は、昭和七年十二月に至り一先づ其の兵力を收め、爾後專ら熱河省內の治安維持に努力し慘禍の生民に及ぶべきを顧慮し幾度か湯玉麟の恭順を期待し政治的解決を試みた。然るに湯玉麟は一旦滿洲國執政に對し臣禮を執りしに拘らず張學良及南京政府の强壓に强ひられ其の態度を明にせず、却つて省內には逐次多數の兵匪及張學良正規軍の進入を許し、該地を根據として滿洲國の治安を攪亂し公然反滿抗日の態度を

鮮明にするに至つた。

之が爲張學良の正規軍の熱河省に進入するもの日を逐ふて增加し、更に熱河省内に遁入せし馮占海・李海靑等の匪徒は張學良の指揮に服し更に張學良の使嗾する抗日義勇軍は逐次增加し、それ等の一部は通遼及打通沿線に出沒し暴威を振ひ、我に對し積極的反抗を試むるに至つた。玆に於て關東軍は滿洲國と協議の結果、昭和八年二月下旬を期し斷然作戰行動に移るに決し熱河省をして名實共に滿洲國の領域たらしめ且滿洲國擾亂の策源たる北支學良勢力の覆滅を促進せしめ、以て滿洲國建國基礎の確立を企圖したのである。

熱河作戰に際しては四洮・奉山・社の輸送諸機關は豫め關東軍と數次の打合せを遂げ、會社は鐵道部從事員を奉山線に派遣して各種施設竝機能特に輸送能力等に就き充分なる調査と準備とを遂ぐる所があつた。而して出動部隊の輸送は四洮・奉山・社の各線に亙るを以て四洮・奉山兩線に於ける輸送は四洮・奉山從事員主として之に當り、會社は之を指導援助する主旨の下に概ね昭和八年二月十七日より三月五日に亙り輸送を實施した。此の間軍用列車の運行回數は三百五十回、列車數は二百十五箇列車に達した。卽ち軍用列車運行狀態の概要を各線別に記述すれば左の通りである。

1　社線内に於ける運行狀態

社線に於ける輸送は時局事務所開設前錦州方面出動部隊の奉天集結徐々に行はれたる爲作戰期間中の輸送は四平街經由通遼方面出動部隊の輸送を主とし、其の輸送量亦大ならず最大日に於て僅に七箇列車を出てず、輸送區間も亦比較的短かりし爲輸送頗る順調に實施せられた。されど奉天驛に於ては出動部隊の積込・通過部隊の編成替・空車廻送列車の處理等相交錯し異常の混雜を來したが、全般の輸送に影響を來すが如きことなきを得た。

2　四洮線内に於ける運行狀態

本線に於ける輸送は數量比較的大ならず最大輸送日に於て僅に四箇列車に過ぎず且自線内積載卸下を要するもの少く概ね線内通過なりしと、列車配置宜しきを得連續運轉四箇列車以上に及ぶことなく相當間隔を置き運轉せられたるを以て、列車相互間に支障するが如きことなく運行狀態頗る良好にして一時間以上遲延するものは全期間を通じて僅に七箇列車に過ぎなかつた。

3　奉山線内に於ける運行狀態

奉山線に於ける軍需品輸送は二月十二日頃より既に開始せられ、十七日派遣員の錦縣到著當時は既に同驛構内は先送の兵站貨物・鐵道隊・飛行隊の諸材料等軍用車輛充滿し之等は何れも荷卸未了の儘に留置しあり、加ふるに營業用車輛又は裝甲警備等の車輛の停留するあり、構内殆んど滿線にて十七日夜半の如き構内收容能力三百五十車を出でざるに、之等の停留車數は實に三百十九車を算へ列車取扱にすら困難を感じ構内全く行詰りの狀態であつた。

輸送部隊の心臟部たる錦縣驛の狀況既に前述の如く組成驛としての機能殆んど不可能の狀態にありしにも拘らず軍用列車の運轉は豫想以上に及び、最初の計畫に依る奉天方面より出動部隊の外に錦縣駐屯部隊の徵集馬車輸送は溝帮子・義縣方面より錦縣に集中せられ、且又同部隊出動準備として交替の爲の輸送あり、加ふるに旅客混合列車は平常通り運轉しつゝあり、之に對する準備を缺きたると通信機關の不備、統制の不如意等と相俟つて當初に於ける軍用列車の運行狀態は混亂の極に達した。

而して奉天・錦縣間の狀況は以上の如くなりしを以て錦縣以南及北票支線は時刻を定め運轉するが如き事は到底不可能なるのみならず北票支線義縣驛以遠は鐵道聯隊にて管理せられ、且通信連絡を缺き列車運行狀態は全く不明なるに加へて機關車給水は設備の不完全と能力の不足とにより其の所要時間も豫測し難き實狀にありしを以て、列車は總て現時刻により運轉せらるゝの外なき有樣であつた。

錦縣驛の構内整理は二月二十一日を以て大體一段落を告ぐるや列車運行狀態は漸次良好となり錦縣・奉天間は下り列車のみ片運轉なりしも同日より始めて空車排出六箇列車を運轉することを得、之と相俟つて途中殆んど膠着狀態にありし上り列車も漸次回轉を開始し、當日十四時より翌四時迄の間に於て八箇列車を處理し同時に錦縣始發三箇列車を北票線に送り、二十三日には專ら空車排出を圖り奉天・錦縣間上り十三箇列車を運轉し、錦縣以南各所構内停留車の一掃を爲し漸く輸送順調の曙光を認むるに至つた。二十三日より旅客列車一往復を除く外交通列車全部の運轉を休止することゝなり、且又軍用列車は線區司令部に於て統制することゝなり輸送計畫は其の時の狀勢に應じて行ふことゝしたるを以て、輸送は益々順調となり、二十五日に至り全く常態に復し奉天・錦縣間及錦縣以南の本線は殆んど計畫通りの運行を見た。

然れども北票線に於ける運行は通信機關の復舊ならざる而已ならず義縣以遠は鐵道隊にて管理せられし爲連絡充分ならざりしと、軍用列車積卸設備不備の爲荷卸にも手間取りしにより圓滑なる輸送をなし得ざりしも、三月一日鐵道聯隊より移管を受け且又通信其他の設備完成を告ぐるに及び全く常態に復し順調の輸送を續け、三月五日を最終として輸送を完了した。

今二月十七日より三月五日に至る各區間に於ける列車數及び各線別軍用列車回數、列車走行粁等を表示すれば次の通りである。

軍事輸送概要

（自二月十七日 至三月五日）

區間	列車數	區間	列車數	區間	列車數	區間	列車數
蓋平義縣間	一	營口義縣間	二	海城義縣間	三	遼陽綏中縣間	二
撫順錦縣間	三	鐵嶺錦縣間	一	鐵嶺綏中縣間	三	鐵嶺扣北營子間	七
奉天錦縣間	二六	奉天朝陽寺間	四	奉天義縣間	二三	奉天綏中縣間	一三
大虎山錦縣間	九	溝幫子義縣間	四	溝幫子錦縣間	三	奉天溝幫子間	一
奉天扣北營子間	一四	大虎山義縣間	一	奉天北票間	三	新民縣錦縣間	一
新立屯北票間	一	錦縣義縣間	九	錦縣興城間	二	錦縣連山間	一
義縣朝陽寺間	一	錦縣朝陽寺間	七	錦縣綏中縣間	五	興城綏中縣間	二
綏中縣山海關間	一	錦縣北票間	九	義縣綏中縣間	一	錦縣山海關間	二
通遼彰武間	一八	大虎山芳山鎭間	一	通遼新立屯間	二	一	一
大虎山新立屯間	三	彰武郭家店間	二	彰武泡子間	四	彰武馮家窩舖間	一六
彰武大虎山間	四	一	一	一	一	總計	二一五

各線軍用列車回數

線別	社線	奉山線	四洮洮昂線	瀋海線	吉長吉敦線	總計
列車回數	七四	二三二	四一	三	一一	三五〇

〔註〕本表には裝甲列車・警備列車及空車の返送列車を含まず

各線軍用列車走行粁

線別	社線	奉山線	四洮洮昂線	瀋海線	吉長吉敦線	總計
列車走行粁	一二、〇二九・八粁	四三、二一一・一粁	一四、一三三・九粁	五九九・一粁	一、八二五・五粁	七一、七九九・四粁

〔註〕本表には裝甲列車・警備列車及空車の返送列車を含まず

二　裝甲列車

裝甲列車は事變勃發以來敵情偵察に、線路警備に、或は匪賊討伐に偉功を奏した。之が運用狀態の概要は前項に於て略々記述したるが、其の詳細を調査することは不可能である。今昭和七年三月までの各線別、月別に依る運行回數を擧ぐれば次表の如くである。

裝甲列車各線別運行回數

（自昭和六年九月 至同七年三月）

月別＼線別	本線	支線	隣接線 四洮	隣接線 洮昂	隣接線 吉長	隣接線 北寧	隣接線 瀋海	計
九月	二〇(撫)	三	一三	一	二八	二	一	六六
十月	二七	一	六〇	一	五五	六	二	一五〇
十一月	八〇	一	四一	一	一五	一七	一	一五三
十二月	四九(安)	一五	二六	一	一	二	一	九二
一月	一〇(安)	七二	四四	一	一	一一二	一	二三八
二月	二(安)	三三	三〇	一	一	一〇二	一	一六七
三月	一(安)	五一	一	一	一	六六	一	一一七
計	一八八	一七四	二一四	一	九九	三〇七	二	九八四

【註】一、本表中(安)とあるは安奉線、(撫)とあるは撫順線を示す
一、洮昂線運行のものは其の數何等記錄なく不明又四洮線內のものは二月末限り四平街時局事務所を閉鎖したる爲三月分は計上せず

更に昭和七年四月より翌八年三月に至る一箇年間に於ける社線内裝甲列車の月別運行回數を表示せば左の通りである。

社線内裝甲列車月別運行回數　（自昭和七年四月至同八年三月）

月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
裝甲列車	六五	五八	二二	—	五一	二四一	二五二	二八八	二四一	三二二	一七〇	二一八	一、九二八

三　修理列車

事變以來匪賊の爲線路を破壞さるゝこと多く之が修理に際し其の都度所要材料等を積載する遑なき場合あるべきを考慮し、豫め修理列車に所要材料及工具類を積載待機せしめ必要の都度之れを運用した。又軍用列車出動に際し修理列車を運轉し修理班を出動せしめ線路・橋梁其他應急修理に充て關東軍の行動に多大の效果を擧げたるが、今其の概要を記述すれば左の如くである。

一　長春に於ける修理列車

昭和六年十月七日より翌年一月二十三日に至る間**ツイ2**（線路修理材料）**ヤサー**（其他の工具類積）を應急修理列車として長春驛構内に待機せしめたが中東線出動に當り之を解體し、又七年一月三十日中東線列車用として軌條・枕木・附屬品竝器具・宿營車・食糧車等計十七輛を手配せるも使用するに至らなかつた。

一　四洮線内應急修理列車

四洮線内に於ては事故復舊の爲要求の都度修理列車を廻入し居たるも事故復舊時期を失する虞あるに鑑み、修理列車に應急修理材料及修理班を乘車せしめ四平街・鄭家屯・大平川・洮南に待機せしめたが、今昭和六年九月より同七年二月に至る臨時修理列車竝常置修理列車の四平街出動月日を示さば左の如くである。

出動月日	歸著月日	出動先	理由
九月二十五日	九月二十七日	鄭家屯	軍用列車應急修理班
十月六日	十月九日	鄭通線事故復舊	
十月二十五日	十月二十二日	鄭家屯待機	
十一月十八日	十一月二十四日	洮南同	
十一月六日	十一月十五日	鄭家屯事故復舊	
十一月十八日	十一月二十日	三林同	
十一月二十二日	十二月一日	大平川待機	
二月十一日	二月十三日	金山事故復舊	

（註）洮南に待機中の修理列車は隨時洮昂線にて使用したものである

一　北寧線應急修理列車

昭和六年十一月二十七日北寧線第二回出動に際し各種線路材料を貨車三輛に分割積載し、尙ほ此の外計畫せる徑間百尺の木橋一連を修築する想定の下に大連用度倉庫にて貨車積し昻々溪方面へ輸送、更に奉天へ廻送されたる十八輛を其の儘修理列車として修理班を添乘出動せしめた。十二月二十九日第三回北寧線方面出動に際しては第二回出動の經驗を基調とし奉天・錦縣間に架設せる橋梁竝線路狀態、地勢等を調査研究し修築の敏捷を期し得るやう計畫し、更に出動に際して第一列車（裝甲列車）の前頭の**チ**に**モーターカー**一臺・軌條二十本・枕木五十丁を積載し應急修理の用に供し、其の他の修理列車も之を應急材料と一般材料とに區分し、應急材料は先發第三列車に、一般材料は第六・七列車に、何れも側線假設竝橋梁應急復舊等に充當し得る樣積込みを爲し錦縣迄の進出を終へたる後之を解體し、使用濟の不必要なる車輛は之を送還し不足せるものは奉天より補充を受け新民九輛・大虎山十一輛・錦縣十一輛の配置替を爲した。

又河北支線出動に際しては線路・橋梁・電線・建物等の新設又は破壞されあるを豫想し第一班（線路・電線・給水・建物・煖房）第二班（橋梁）第三班（電話新設）の修理班を組織し、修理材料積載車輛及び其他の物品を積載せる車輛と共に計十八輛より成る修理列車を十二月二

十八日十時四十八分河北驛を發車出動せしめた。

熱河作戰に際しては線區司令官より修理列車は八年二月十七日迄に錦縣に到着せしめられ度しとの命令ありたるを以て、二月十六日十時十五分大連驛を出發、途中金州・瓦房店・大石橋等にて班員を增加しつゝ翌十七日早曉奉天に到著、八時十分修理班員全員乘込み且つ所要材料滿載の上にて出發、十八時無事錦縣に到著した。之より先錦縣臨時時局事務出張所長芳賀技師は修理列車を奉山本線竝北票支線に分派するの必要を認め、奉天時局事務所と打合せ且つ關東軍及奉山鐵路局の了解を得、第一修理列車（北票線出動）第二修理列車（綏中行）に編成替を爲し、北票線出動の第一修理列車は三月四日二時三十分錦縣に歸着し、二月十七日既に歸錦せる第二修理列車と合併し諸材料及物品の整理を爲し修理班を解體すると共に班員は同五日錦縣發臨時列車にて各原所屬に歸還した。

一　中東線內應急修理列車

中東線內關東軍の出動に際しては特に修理列車を運轉又は待機せしめたる事なく必要の都度先驅列車又は裝甲列車に修理材料又は工具類を積込み修理班を乘車せしめた。卽ち南部線出動時に於ける先驅列車には線路修理班・電線修理班・給水修理班を乘車せしめ又二月末東部線出動時に於ては中東裝甲列車を先驅せしめ强行運轉を爲す計畫の下に多數の派遣員及修理材料等の準備を爲したるも、結局中東鐵路に於て輸送を承知したる爲三月三日出動の裝甲列車に軌道修理班・電線修理班を乘込ましめた。尙ほ中東鐵路に於て輸送を爲す場合に當つては線路及電線施設等の障害修理は總て中東鐵路に於て之を爲すを建前としたるを以て、滿鐵修理班が直接修理に從事したるは出兵當初に於ける强行運轉のみにして爾後に於ては單に萬一の場合を顧慮して準備せるに止まつたのである。

大興安嶺作戰に際しては臨時鐵道線區司令官の要求に基き七年十一月二十八日冀に大連其他にて手配せる修理用各種器材は貨車七輛に分載せられ龍江に到著、七年十二月一日修理班出動に決するや同日十一時所要器材は中東驛にて積換作業を完了し、十五時十五分昻々溪を出發二日六時三十分土爾池哈著、途中七箇所の破壞線路を修理し二日夜札蘭屯に入り同地に待機しつゝありしが、關東軍の滿洲里入城と共に沿線の治安確保され十二日より一部部隊の歸還輸送開始さるゝや、滿鐵修理班も十四日札蘭屯發龍江に歸著し、十五日龍江發第二〇列車にて歸還した。

第三節　車輛及其他施設の整備竝運用

一　車輛の裝甲

事變勃發當初より昭和八年三月末日迄に車輛の裝甲を施工したるものを列擧すれば左の通りである。

一　裝甲列車（六箇列車）の整備

裝甲列車は砲兵車・裝甲機關車・步兵車を以て一組とし、事變勃發と同時に遼陽舊工場又は奉天機關區に於て六組を整備した。

イ　機關車の裝甲

機關車に對する裝甲は事變勃發以來昭和六年九月二十二日迄に奉天機關區にて四輛、鐵道工場にて二輛を裝甲したるも其後二十六日迄に更に二輛を增備する事とし鐵道工場にて裝甲し檢査洗罐等に對する豫備とした。

以上の外河北より裝甲列車を北進せしむる必要上步兵車及砲兵車を急造したるにより之を牽引すべき機關車二輛を裝甲した。

ロ　裝甲機關車に水槽車直結

ダブ型機關車は水槽容量少くして裝甲機關車の如き軍用列車の先驅をなし又時に交戰するものに對しては給水の遑なきこと多かるべきを考慮し、機關車の次位に水槽車を直結し機關車に**ウオシングトンポンプ**を取附くることゝし奉天機關區に於て五輛を施行したるも、冬期使用に當り配管其他の凍結事故の發生すべきを豫想し機關車の次位に水槽車を連結し機關車と水槽車とを**ホース**にて連絡したが、鄭通線第三回復舊工事に當り鄭家屯・通遼間の各給水所破壞され居りたる爲四洮線內運行中の裝甲列車（機關車四輛）にも之を四平街機關區にて施行した。

ハ　裝甲機關車の部分的改造

昭和六年九月より七年三月末迄に裝甲機關車にして小部分の改造を施したるものは左の如くである。

一、展望臺設備　砲兵車より射撃する場合之が着彈を觀測するため機關車屋根上に展望臺を設置し平常は之を四方に倒し必要の都度四方より板を起し圍壁となる如く設備せるものにして、六年十二月十一日より同十五日の三回に亙り奉天機關區にて三輛を施行した。

一、扉・窓・其他の改造　從來の扉は昇降開閉に不便なりし爲內開きに改造し窓戸は下部に蝶番ありて下方に倒下する仕組なりしも使用中の經驗に依り觀音開式とし且つ外部監視に便なる樣穴を穿ちたるものにして、六年十二月十三日、同二十一日、翌年三月二十三日の三回に亙り三輛を奉天機關區に於て施行した。

一、**チムニーシヤツター**新設　本裝備は展望臺より距離を觀測するに當り煤煙の爲觀測困難なる事あるに依り裝置せしものにして昭和六年十二月十六・十九・二十日の三回に亙り各一輛宛を施行した。

一、**ホイツスルレバー**の改造　機關車より汽笛を吹鳴し得る樣設備したるものにして六年十二月二十八日に二輛を奉天機關區にて施行した。

一、機關車上に日章旗**ペイント**塗裝　北寧線上には敵裝甲列車運行し居るを想定し、飛行機上より見たる際何れのものなるや識別する爲機關車屋根上に「日の丸」を塗裝した。

一、裝甲列車內通信設備　裝甲機關車と各車輛との相互間に信號用電鈴を設備した。

ニ　裝甲步兵車及砲兵車（ヒニ、ヒサ）改造

事變勃發と共に遼陽舊工場及び奉天機關區にて六組を製作し、更に昭和六年十月二十六日に至り將來を豫想して鐵道工場にて步兵車二輛を製作した。

二　代用步兵車及砲兵車製作

關東軍の作戰上營口河北より裝甲列車を北進せしむる必要を生じたるも彼地は北寧營口支線の終端驛にして社線營口驛の對岸に在りて當時同驛附近に停留せる車種竝其車輛全く不明なりしを以て、之が調査の爲昭和六年十二月二十日車務課員を現地に派遣したるに、幸にして現地に適當なる車輛と所要數の鐵板放置されありたるを以て、之を利用し現地派遣中の檢車區員及鐵道工場員を督勵し携帶器具を以て十二月二十一日より晝夜兼行屋外に於て作業を繼續し一晝夜半を要し步兵車及砲兵車各一輛を完成し同二十六日更に砲兵車一輛を裝甲した。

三　重砲兵車「ヒコ」製作

事變の進展に伴ひ列車砲の必要を痛感するに至り之が研究の結果鐵骨三十噸積無側車を利用し加農砲又は榴彈砲を搭載し車上射撃に必要なる諸般設備を施す事とし、昭和六年十二月十五日より二晝夜を要し鐵道工場にて二輛を完成した。

四　裝甲彈藥車「ヒロ」製作

重砲車の製作に伴ひ之に要する彈藥を積載する車輛を必要とするに至り、關東軍と打合せの上鐵骨三十噸無側車を利用し昭和六年十二月十五日より二晝夜を要し二輛を完成した。

五　洮昂線に於ける假裝甲車

洮昂線內に於ける裝甲列車の運行少く沿線警備其他不充分なるに鑑み、洮昂局に於て假裝甲車を設計し當時龍江派遣中の橋梁修理班に於て步兵車二、砲兵車二、計四輛を製作した。

六　中東線裝甲車輛

中東鐵路には護路軍に屬する裝甲列車ありて哈爾濱・綏芬河・滿洲里等の主要箇所に待機せしめてあつたが、哈爾濱入城當時に於ける同驛停留中の裝甲車輛は步兵車四輛・砲兵車三輛・居住車二輛等にして日本軍に於ては中東管理局と交涉し一箇編成の裝甲列車を借受け各所に之を運用した。

七　裝甲列車（八箇列車）製作工事

昭和七年八月二日奉天臨時鐵道線區司令部に於ける裝甲列車に關する打合會議の結果、滿洲國線に於ける匪賊討伐又は警備用として瀋海一・洮昂齊克二・吉長吉敦二・四洮二・奉山一の八箇列車を會社にて製作準備し前記社外線に貸與することゝなりたるを以て、設計製圖關係者は每日長時間の殘業を爲し設計圖面及仕樣書を作成し、一方裝甲板及部分品の購入準備を爲し鐵道工場にて手配中なりし處、八月七日佐伯線區司令官より鐵道部長宛列車至急製作依頼の電報ありたるを以て、直ちに鐵道工場に於ける工事を督促し、機關車は八月六日より同二十七日迄にダブ型機八輛に裝甲板を取附け、歩兵車は無側車チニ八輛を、砲兵車は石炭車タイ八輛を、何れも八月五日より同三十一日迄に改造を施行した。

八　石炭車「タイ」を砲兵車「ヒサ」に改造工事

從來社線警備用第七裝甲列車には砲兵車を缺きたる儘使用し來れるが、警備力の充實を期する爲砲兵車一輛を增備する事となりたるを以て、石炭車タイを改造することゝし、鐵道工場にて昭和七年九月三十日工事に着手し、十月二十五日之を完成した。

九　呼海線用裝甲一箇列車裝甲工事

昭和七年十一月十一日附呼海線派遣員事務所長の依頼に依り裝甲列車一箇列車分の裝甲を爲すことゝなり、部分品は鐵道工場にて十一月十八日より工事に着手し、呼海線松浦工場にて十二月十二日より二月十七日の間に組立を完了した。卽ち機關車一輛は社線使用中のものと同樣の裝甲をダブ型に施工し、歩兵車一輛は木製有蓋車を改造裝甲し、砲兵車一輛は鐵製四〇噸無蓋車を改造裝甲し、防護車二輛は無側車チニを改造した。

十　新線用裝甲列車(二箇列車)製作工事

昭和七年十一月十六日附を以て關東軍參謀長より副總裁宛新線用として裝甲列車七箇列車を增備せられ度き旨の照會ありたるを以て、急を要する海克線用二箇列車を鐵道工場にて製作せしむることゝし、機關車は社線ダブ型機二輛を十二月六日修理裝甲し歩兵車二輛は同月七日新造し、砲兵車二輛は同月六日石炭車「タイ」を改造した。

十一　急造裝甲列車七箇列車製作工事

昭和七年十二月一日附及十二日附書面を以て吉長吉敦鐵路管理局滿鐵代表より鐵道部長宛急造裝甲列車製作の依頼ありたるを以て至急鐵道工場に於て製作することゝし、機關車五輛（七輛中二輛は吉長吉敦現有のものを使用す）は社貸與機ダブ型機二輛、プレ型機三輛を改造裝甲する事とし昭和八年一月十日完成し、歩兵車六輛は無蓋車（吉長三〇噸車）を改造する事とし、代用水槽車七輛は無蓋車（吉長三〇噸車）を改造する事として何れも歩兵車と同時に完成した。

十二　歩兵車及砲兵車に防暑設備製作取附工事

臨時鐵道線區司令部の要求に依り裝甲列車に夏期に於ける防暑設備を取附くる事とし、鐵道工場をして部分品の製作、材料の準備を爲さしめ、之が現地の取附は奉天及四平街の機關區を利用し、鐵道工場員及機關區員をして關東軍の行動に支障する事なく昭和七年五月十二日より同二十三日の間に於て施工せしめた。

十三　歩兵車及砲兵車に煖房裝置取附工事

昭和七年七月十日附吉長吉敦鐵路管理局滿鐵代表より鐵道部長宛裝甲列車に蒸汽煖房裝備方依頼ありたるを以て、關東軍と打合せの上一箇列車のみに取附くることゝし鐵道工場をして施工せしめた。先づ鐵道工場にて諸材料を準備し作業は工作工を新京に派し吉長鐵路局工場にて十月二十五日より三十日に亙り施工した。卽ちヒサ・ヒニ共にヒータートレーンパイプを取附け、車輛內部にはゴールド式ヒーター裝置を施したのである。

十四　自動車の裝甲竝改造

關東軍の北寧線出動に當り列車に依る軍隊輸送の外、線路障害其の他の場合を豫想し一部分自動車に依る輸送を計畫し、之に要する自動車及自動二輪車等四十五輛を鐵道工場及奉天迫擊砲廠内に於て裝甲整備した。

一　貨物自動車

車名稱	施行輛數	施行月日	施行場所
スミダ	九輛	自一一・一二・一三	奉天迫擊砲廠
チヨダ	八同	至一一・一二・二〇	同上
モーリス	三同	自一一・一二・二一	同上
TG	三同	至一一・一二・二三	同上
E	三同	自一一・一二・二四	同上
ウーズレー	二同	至一一・一二・二七	同上
ダツト	一同	自一一・一二・二八	同上
フオード	二同	至一一・一二・二九	同上
ソーニクロフト	一同	自一一・一二・三〇	同上
計	二九同	至一一・一二・三一	同上

二　幌型乘用車

車種	施行輛數	施行月日	施行場所
乘用車	三輛	自一一・一二・一二 至一一・一二・二三	奉天迫擊砲廠

三　側車附自動二輪車

車種	施行輛數	施行月日	施行場所
側車附自動二輪車	一〇輛	自一一・一二・一一 至一一・一二・二三	奉天迫擊砲廠

以上の外昭和六年十二月二十二日に至り貨物自動車一輛・幌型乘用車一輛を鐵道工場にて裝甲した。

尙ほ昭和七年度に於て施工したる自動車に對する裝甲又は改造は左の如くである。

四　自動車を裝甲軌道車に改造

社線沿線警備及線路監督を迅速にして保線上遺憾なきを期する爲自動車を軌道上を走行し得る如く改造する事となり、關係箇所と打合せインターナショナルA3型二瓲積自動車二臺を購入し鐵道工場にて昭和七年八月二十七日より同九月十二日に亙りて之を改造した。

五　シボレー自動車裝甲工事

新線建設に伴ひ測量監督用としてシボレー二瓲積自動車四臺を鐵道工場に於て昭和七年十一月十二日より同三十日に亙り裝甲した。

六　裝甲自動車改修工事

昭和七年十月二十日附書面を以て滿洲國警務司長よりの依頼に依り滿洲國警備用裝甲自動車九臺を改修することゝなり、鐵道工場に於て十一月二十日工事に着手し、八年一月六日完成した。

七　裝甲軌道車製作工事

昭和七年十月十九日及十一月二十五日附書面を以て洮昂・齊克鐵路工程局長より鐵道部長宛裝甲軌道車四輛製作依頼ありたるを以て鐵道工場に於てチヨダL型自動車に八年一月十日より五月五日に亙つて裝甲した。

又新線線路監督用として裝甲軌道車十四臺製作する事とし之亦鐵道工場に於てチヨダL型自動車に昭和八年一月三十日より四月十日に亙つて裝甲した。

八　軌道車裝甲板取附工事

社線沿線警備及線路監督用として迅速にして且つ保線上遺憾なきを期する爲裝甲軌道車を製作することゝし、**チヨダL**型自動車の軌道上を走行し得るもの及防楯鋼板は日本電解會社の特殊鋼を購入し、鐵道工場に於て昭和八年一月三十一日より二月二十日に亙り裝甲板の取附けをなした。

二　車輛の改造

イ　機關車の改造

一　機關車に對する特殊の改造

中東南部線出動に際しては同線機關車不足の爲後續部隊を輸送し得ず會社は昭和七年一月二十九日より二月四日に亙り**ソリサ**型機關車四輛に對し特殊の改造を施行し、雙城堡・哈爾濱に出動せしめ關東軍の哈爾濱入城に際し偉大なる功績を顯し軍事輸送史上に世界的の記錄を留めたが、會社としても哈爾濱驛頭に滿鐵**マーク**を輝せる歴史的事實は永久に記念さるべきものである。

右機關車四輛は社線用機關車不足の爲復舊する事となり昭和八年一月二十七日新京鐵道事務所長よりの通知に依り、各關係箇所と打合せ四輛中二輛を新京驛構内にて復舊する事とし、鐵道工場員は二月八日出發各關係箇所と協力し九日より工事に着手しつゝありしが、二月十一日附新京鐵道線區司令官より四輛共復舊差支へなき旨の電報ありたるを以て二月十四日より同十七日までに全部の復舊を完了した。

一　機關車と水槽車との直結

第一回北寧線出動當時は機關車次位に水槽車を連結し甲板**ポンプ**に依り機關車に給水したるも、給水に多大の時日と勞力を要し且時に**ポンプ**の機能不充分なること等ありしに鑑み、第二回同線出動は時恰も嚴寒にして屋外作業不可能なると各給水所共破壞され居るものとの想定の下に、機關車水槽と水槽車とを**サクシヨンホース**にて直結し隨時給水し得らるゝ樣設備したるもの二十二輛あり、北寧線及鄭通線其の他に之を使用した。

昭和八年二月九日奉天臨時時局事務所より陸軍の熱河出動に對する軍事輸送準備の爲**ソリ**型機關車に水槽車連結裝置取附方要求あり、直ちに鐵道工場にて材料を準備し二月十日より二月二十三日に亙り奉天機關區に於て十輛、四平街機關區にて三輛の取附け工事を爲した。

一　**ヒーター**裝置の增備

ソリ型機關車には從來**ヒーター**裝置を有するもの少かりしも事變發生以來隣接線軍事輸送は線路强度其の他の關係上同型機を必要とするに依り入場の都度**ヒーター**を裝置することゝし機の後方のみに新設したるもの四輛ありしも、隣接線殊に北寧線に於ては轉車臺の破壞されあると、狹隘なる構内に於ける入換作業の不可能なる事あるべきを豫想し、炭水車を先頭とする機關車の逆行運轉を必要とするに依り機關車の前頭にも之を取附くることゝし、奉天機關區にて十五輛、鐵道工場にて六輛を施行し、又中東南部線軍事輸送に當り中東鐵路所屬機關車四輛に對し機關車次位に連結する水槽車の水を加熱する爲**ヒーター**裝置を取付けたが、其の工事大要は次の如くである。

汽罐取附は罐胴上部に取附けある**ガツト**に立込を作り之に**ストツブワルブ**を取附け**デツキ**附近に於て**ホース**を取附け運轉中受くる衝動を緩和せしめ**デツキ**下より炭水車**デツキ**に沿いて後部に配管す。

昭和八年二月十日奉天臨時時局事務所より陸軍の熱河出動に對する軍隊輸送の爲**ソリ**型機關車十六輛に**ヒーター**裝置取附方要求あり、直ちに鐵道工場にて材料を準備し二月十一日より二十三日迄に奉天機關區にて取附工事を爲したが、更に二月十二日には十七輛取附の要求ありたるを以て十五日より二十三日に亙り奉天機關區にて取附を了した。

一　**ヘツドライトタービン**の增備

第二回北寧線進出に當り匪賊のため線路其の他を障害されたる場合之が發見及修理に當り照明設備なきことを豫想し、機關車**ランニングボード**上に**ゼネレーター**一箇宛を增設する事とし、昭和六年十二月二十四日に奉天機關區に於て七輛を施行した。

ロ　客車の改造

江橋方面の激戰竝北寧線出動に際しては寢臺車、食堂車等の內部を改造し病院列車・患者輸送列車・靈柩車等に使用したが、今其の概要を記述すれば次の如くである。

一　病院列車用車輛

昭和六年十一月四日嫩江附近に於ける戰鬪には病院列車の必要に迫られ二等寢臺車一・三等寢臺車二・三等客車一・計四輛を以て臨時第一野戰病院第一半部とし長春より、第二半部は一、二等合造車一・三等車三・計四輛を洮南より、何れも江橋に廻送し六日江橋著と共に戰

傷者の收容に當つた。更に線區司令官の要求に依り奉天に於て食堂車の一部を改造し手術車として十一月五日奉天發現地に廻送したが、手術車の大樣は左の通りである。

食堂車の腰掛三十六箇**テーブル**九箇を取外し、夜間照明に供する爲**ランプホルダー**十二箇取附けたるもの四輛を改造したが、其の中二輛には醫療器具及消毒器を作製の上之をも取附けた。

病院列車は軍の前進するに從ひ車輛を二分し一部を以て第二半部とし之を前進せしめ次で第一半部を進出せしめ、二箇所に分れ傷病者の收容をなすべき計畫の下に十一月十七日二十一時頃皺江第一橋梁南側線附近に於て入換作業中大興方面より進行し來りたる機關車に接觸し食堂車・一、二等寢臺車二・三等車二・計五輛脫線破壞せし爲已むなく作業を中止し、翌十八日不良車を解放し江橋驛に停留中の一部車輛を編入し殘り全部を以て十九日八時四十分江橋發大興に向ひ九時同地著傷病兵の收容を爲したが、其後同方面戰局の終結を告ぐるや十一月二十七日奉天に引返す事となり十二月一日錢嶺に到著し、患者を同地陸軍病院に引繼き列車は其儘奉天に於て待機せしめたるも、北寧線出動に際しては其の必要なかりし爲使用するに至らなかつた。

昭和八年二月八日奉天時局事務所より熱河出動部隊の患者輸送用として三等客車(**ハ5**)三輛を病院車に改造方通知ありたるを以て二月十日一輛・十三日二輛を鐵道工場に於て改造した。

其の構造裝置の要領は左記の通りである。

a　座席を全部撤去し片側五九一粍を通路として殘し、他全體に床より三〇〇粍の高さに厚さ二〇粍木板を以て床を設けて疊十六枚を敷詰めたり。

b　車內適當箇所に二箇の煖爐を設備し又**サイドヒーターパイプ**の上に金網を被覆せり。

更に三月二十三日奉天臨時時局事務所より電話を以て三等客車**ハオ**一二輛を病院車に改造方要求ありたるを以て鐵道工場に於て二十六日・二十八日に各一輛宛を改造した。

一　患者輸送用車輛

江橋方面戰鬪の進展に依り戰傷者益々增加し之が收容に困難を感ずるに至りたると一方醫療上の見地よりするも患者を後方に輸送するの必要により左記の如く車輛の一部を改造し之に充當した。

車種別	番號	改造箇所
ハネ(1)	一	ランプホルダー十二箇取附
ロネ(1)	二一	ランプ六箇を通路上に取附
ハネ(2)	二三五	ランプホルダー六箇取附
ハネ(1)	五	ランプホルダー十二箇取附
ロ	六	車內通路上にキヤンドルランプホルダー九箇取附
イネ(6)	五二	同　上ランプ五箇取附
イネ(6)	五一	同　上キヤンドルランプホルダー六箇取附
ロネ(1)	五三	同
ロネ(1)	二〇	同　上七箇取附
イネ(6)	二七	同　上
イネ(1)	三	同　上八箇取附
イネ(1)	四	同　上
ロハ(1)	五	「ロ」室にキヤンドルランプホルダー二箇取附
イネ(2)	二一	車內通路上にキヤンドルランプホルダー四箇取附

右の外三等客車二輛の腰掛**シート**及び**スタンド**共に全部撤去し床上より三百粍の所を板張とし之に藁を敷込み其上に**アンペラ**を敷き一方に通路を設けて使用した。

尙ほ河北に於ては三等客車(北寧所屬)の座席全部を取外し通路を一側に設け採煖用とし煖爐二箇を取附け床上は藁敷とし其上に**アンペラ**を敷きたるもの一輛を改造し之を病室とした。

昭和七年十一月十六日奉天臨時鐵道線區司令部より電話を以て患者列車編成用として三等客車(**ハ5**)四輛を三等寢臺車に改造し十一月二

十四日迄に奉天に廻送せられ度し。との要求ありたるを以て鐵道工場に於て十一月十九日着手、同二十一日に落成した。

一　靈柩用車輛

事變當初に於ては戰死者の遺骨は之を優等車に安置輸送し來たれるが戰闘の進展に伴ひ各地に於ける戰死者續出し其の遺骨輸送のため奉天に於て一等客車及寢臺車を車内中央部の座席及**スタンド**を取外し、四段の遺骨安置臺を設け其の上を白布にて覆ひ、昭和六年十一月六日以後之を充當した。

一　無線電信設備車

陸軍の移動に從ひ出先部隊と連絡のため通信機關は必要缺くべからざるを以て昭和六年十一月一日三等客車にして元慰安車として使用したるもの一輛と、同月十七日大型車掌車（**カニ**）一輛に無線電信設備を施したるが、十一月十九日、二十日に亙り試驗の結果車掌車は動搖甚だしく無電車として不適當なる事を確め、十二月二十二日に至り二等寢臺手荷物合造車に其設備を移した。其の大要は次の通りである。

列車相互間の通信には兩車輛に長波無電を、奉天と列車間の通信には三等客車に五〇**ワット**短波機械を、二等車には電信隊にて五〇**ワット**短波機械を据附けた。

十二月三十日北寧線に陸軍と共に出動し山海關に至る間絶えず通信連絡を取り多大の效果を擧げたが、本車輛は昭和七年一月二十三日限り廢止する事とし同月二十六日奉天に廻送された。

越えて昭和七年一月二十八日に至り陸軍の中東線進出に當り之を使用すべく前記裝置を有する車輛を長春に廻送し、之を中東線貨車に裝置換し一月二十九日軍と共に出動し、奉天無電との連絡良好にして出動中の情報を奉天に送り唯一の通信機關として偉效を奏した。

一　其他の改造車輛

列車内に於て作戰其他の必要上會議を爲す事あるため之に要する車輛を線區司令部より要求ありたるに依り、獨立煖房附三等客車一輛の便所寄より左右共前後一對の腰掛を**シート**及**スタンド**共一つ置きに四箇、計八箇を取外せる腰掛の前後の分の**スタンド**は其儘とし**シート**のみ取外し其上を板張とし更に其上を疊敷とし、又汽罐室寄の方は**シート**及**スタンド**左右共各三箇、計六箇を取外し之に會議用机一箇及腰掛二箇を設けた。

尙ほ昭和六年十二月十五日出動社員の休養車に充つる爲三等客車の腰掛全部を取外し内部を**アンペラ**敷としたるもの四輛を改造し北寧線に廻入した。

ハ　貨車の改造

事變後會社所屬貨車を軍事輸送に使用したるも其の内一部分のものは嫩江橋梁修理及同方面出動兵員の假泊用として有蓋車七十六輛を宿營車に改造し、又北寧線出動に際しては有蓋車に五馬力石油**エンジン**其他工作機械を設備せる工作車を製作した。即ち其概要は左の通りである。

一　宿營車

四洮・洮昂線に陸軍の出動するや移動兵舍を必要とするに至りたるを以て之が設計を爲し三十噸有蓋貨車を利用し昭和六年十月二十九日より同月三十一日迄に三十八輛、十一月六日より翌七日迄に三十八輛、計七十六輛（内十六輛は事務室附）を完成し、又熱河省線路補修の爲の派遣員の宿營用として昭和八年二月十二日六輛、翌十三日四輛、計十輛を完成した。即ち工事の大要は左の如くである。

一、内部　壓搾空氣を以て内部を清掃し採光及防寒の爲内壁は全部紙張を爲す。

一、床　從來の床上に厚さ二十五粍の木板にて床を張り上下床の中間には乾燥せる鋸屑を塡充す。本床上面より一千三百粍の高さにし端柱より百粍離し長さ二千百五十粍の上段床を取付く（事務室附の事務室側には上段床なし）

一、寢臺　上下床上には敷藁を爲し其の上に**アンペラ**を敷き上段床には各**四人**、下段床には各八人、計二十四人分の寢臺とす。

一、銃架及裝具掛　兩車端には銃架を兩側には裝具掛を設く。

一、小窓　從來の鎧戸を外し内開き硝子戸を新設し採光に便ならしむ。

一、背嚢棚　上段床の上部車端寄に背嚢棚を設く。

一、煖爐　中央部に煖爐一箇を設く。

一、**ランプ**　一車に二箇宛**ランプ**を取附く。

一、備品　石炭箱・**シヨベル**・火搔・痰壺及出入口用梯子を備ふ、又事務室には机及腰掛を設備す。

一　工作車(**ヒナ**)

時局の推移に伴ひ飛行機の活動地域が擴大さるゝに從ひ飛行機應急修理用移動工場の必要に迫られ木製三十噸有蓋貨車を利用し昭和六年十二月三十日七時より十四時間を費し左記諸機械を取附け小工場としての必要なる器具一式を裝備した。其の工事大要は次の通りである。

一、內部　內部は保溫及採光の爲內壁を紙張とす。

一、床　床は補强及保溫の爲二重張とす。

一、小窓　小窓の鎧戸を外し硝子戸を取附く。

一、設備機械

六馬力石油機關	一臺	六呎旋盤	一臺
穿孔機	一臺	研磨機	一臺
シエーパー	一臺	**フイゴ・アンビル**其他鍛冶道具	一式
木工臺及木工道具	一式	萬力臺及萬力	三臺
アセチレンガス發生機及酸素**カーバイト**	一式	**ドリル・バイト**鑢等工具各種	一式

一、附屬設備

中央部に煖爐一個取附け又**オイルランプ**四個を取附く。

一　水槽車の改造

軍用列車に要する水槽車は會社所有水槽車を使用したるも同車は容量少きと共の輛數又少く到底其の要求に應じ難きに依り之が代用として豆油槽車を使用することゝし、事變當初以來「**マイ**」二十三輛、「**マニ**」六輛を之に充當したるも、豆油槽車の積載すべき容量に水を入るゝ場合は比重の關係上過重となるに依り前記豆油槽車には兩側に白色**ペイント**にて水槽代用車と標記すると共に內部に水を注入したるときの極度を示すべき尺度を設備した。

一　大型車掌車「**カニ**」の改造

イ　應急修理列車用「**カニ**」

應急修理列車と共に出動すべき保線區員の宿泊竝炊事用として大型車掌車「**カニ**」の內部腰掛を撤去し疊又は**アンペラ**を敷込み之に竈、水流臺其の他炊事道具を取附けたるもの十四輛を改造した。

ロ　消費組合物品配給用車「**カニ**」

昭和六年十一月上旬に至り社外線派遣中の社員に對し食料品等不自由を感ぜるもの多きことを豫想し消費組合物品配給車を運行せしむることゝしたるも、之に充當する適當なる車輛なかりし爲「**カニ**」を四平街に於て二輛、奉天に於て一輛改造し、商品を積込むと共に車內に於て宿營竝炊餐を爲し得る樣設備し最も有效に利用した。

一　中東線所屬貨車の改造其他

陸軍の中東線進出に依り會社所有車輛の使用不可能なる爲左記の如く改造を施行し軍用に充當した。

イ　宿營車　有蓋貨車八輛の各車毎に左記の如く宿營及炊餐を爲し得る如く設備した。

(1)　炊事及採煖用**ストーブ**各一基取附

(2)　疊又は**アンペラ**を三枚乃至四枚敷込む。

(3)　炊事用道具一式を積込む。

(4)　石炭3/4噸宛積込む。

ロ　無蓋車の改造　中東線無側車不足の爲砲車及線路補修材料積込用として無蓋車**サイドスタンション**及**サイドブランク**を切斷した。

ハ　有蓋車の客車代用　有蓋車二百三十二輛に各一輛に付二箇宛の蠟燭臺を取附くる豫定なりしも內三十一輛には時間の關係上一箇取附けた。尙ほ此の內十一輛には兩側**ドアー**の部分を除き**サイド**及**エンド**に床面より一・五米の所に幅五百三十粍厚さ二十五粍の木板を取附け銃架は應急策として柵の下部床面より八百粍の所に二百粍間隔にて四五本五寸釘を打付けた。

ニ　有蓋貨車に馬繫環取附　有蓋貨車二百二十八輛に一輛に付き六箇宛の馬繫環を取附けた。

ホ　貨車連結器取外し竝附替　會社機關車を中東線に運轉するに際し**ドローバー**を取附の爲鐵道工場へ送付せるもの及連結器不良の爲之を取替へたるもの十一輛に上つた。

ヘ　制動器補修　列車を貫通制動とする爲停留中の貨車八輛より**ブレーキパイプ**、**カットアウトコック**、**アングルコック**、**ブランチパイプ**、**エヤーホース**等を取外し之を軍用車輛に取附けた。

ト　水槽車代用車　水槽車の代用とする爲豆油槽車九輛を洗滌の上凍結防止の爲**ヒーターパイプ**を取附けた。

一　河北に於ける改造車輛

イ　馬匹輸送車輛　有蓋貨車三十二輛に各一輛に對し四箇の通風窓を急造し馬繋**ロープ**取附の爲鋼鐵製貨車には小孔を穿ち木製貨車には**ベルトレール**に鍵を取附け**ロープ**を取附く。

ロ　砲車積貨車改造　砲車積載用として無蓋車十一輛の第二位、第三位の**ドアー**及**サイドブランク**の一部（**スタンション**一本を含む）を切斷し砲車積に改造し、其の中六輛は各**スタンション**を**フロワー**面より瓦斯にて切斷し各**スタンション**及**ブランク**を取除きて無側車とした。

一　其他の改造

社無側車不足したるに依り之が補充として無蓋車の側板を取外し砲車其他の積載に供したるもの百五十輛に達した。

三　客貨搭載卸下施設

一　**軍隊軍需品積卸施設**

長春驛構內中東線機關車給炭設備なき爲出動當初に於ては貯炭場に於て**人力**にて炭水車に運搬せしも多大の時間と勞力とを要し列車編成に支障を來すを以て中東線**スタンドパイプ**傍らに枕木**サンドル**積假炭臺長サ十五米、幅五米、高サ四米を設置し、昭和七年一月三十日著手二月一日に完成し、爾後中東機關車の給炭は此處にて爲した。

陸軍の要求に依り敦家店驛構內七番線に古枕木を以て**サンドル**組とし延長十米の假**ホーム**を造ることゝし、六年十一月二十九日著手十二月三日竣工した。

昭和七年一月十二日鐵嶺驛長を介し關東軍より同驛に自動車・**タンク**其の他軍需品積卸用として假**ホーム**の設置方要求あり、依つて貨物構內第二**ホーム**及貨物道路の間に古枕木を以て工事する事とし一月二十一日著手し同二十五日完成した。

一　**軍隊軍需品積卸用品**

兵器其の他軍需品の積卸に關しては常に深甚の注意を拂ひ昭和六年十一月以降は各重要驛より每日十八時を期し貨車附屬品現在數を報告せしめ且つ線區司令部と連絡を保ち軍隊輸送に遺漏なきを期した。

而して軍馬積卸用材料として奉天及長春に於て準備したる馬積用踏板は左の如くである。

月別	寸法	幅	長さ	幅	長さ	幅	長さ
		一米	四米	五米		一米	二米
十月			九〇				
十一月			一〇三	三〇	一	一〇	七〇
十二月			一七〇	一	一	八〇	一七〇
一月			一	一	一	一	三三〇
計			三六三	三〇	一	一〇	三三〇

以上のものを必要に應じ事前に各地へ配給したるも尙不足したるに付き、四平街其他の現地に於て作製したるもの相當多數に上つた。

中東線進出に際し中東貨車專用の馬栓棒五百本、胸綱五百本、戶口綱三百本を何れも長春に於て新調し之を使用した。

砲車積器材として奉天其他に於て砲車板を昭和六年十一、十二兩月に亙り四十九枚製作し、又貨車**ホーム**なき箇所に於ては砲車の積卸を爲す場合急造斜板を使用することゝし五十三枚を製作した。

昭和七年二月二十二日中東東部線出動當時軍用列車携行用として乘車臺幅一・五米、長サ三米のもの十枚、幅一米、長サ三米のもの三十枚を哈爾濱に於て作製した。

尙ほ熱河作戰時に於ては綱三百四十本、馬鐙一千二百箇、馬栓棒一千四百本、支柱二百本、砲車板二百五十枚、長踏板三百枚、三等代用車用踏板二百枚、輕便踏板五十枚等を新造し之を使用した。

四　通　信　施　設

イ　臨時通信班の設置

事變勃發するや陸軍の行動は疾風迅雷的に常に敵の機先を制し兵匪をして全く策の施す暇なからしめ其の戰線は刻々に擴大して次第に社外線方面に及びたるを以て通信連絡の保全は寸刻も空しくする能はざるものがあつた。依つて鐵道部電氣課に於ては急遽社內通信の臨時施設を講ぜしむると共に社外線方面への要員派遣手配・應急材料の準備其の他に努め、直ちに之を奉天方面へ進出せしめた。之より先鐵道部は第一線に於て直接陸軍と連繫を保ち軍事輸送其の他に遺憾なからしむる爲臨時鐵道部出張所を奉天に設けたるが、事變の擴大に伴ひ通信網の構成改廢は隨時陸軍と緊密なる連絡を要するものあるに鑑み同出張所內に臨時通信班を設置し、左記の事項を處理せしむることゝなつた。

一、陸軍竝社外線其の他と通信施設上の連繫打合
一、有線無線通信施設の計畫・指揮・命令竝運用

ロ　臨時特設機關と通信施設

隨時各處に特設されたる諸機關間の通信連絡は陸軍の要求に依り或は時局關係連絡用として有線電信電話・無電施設等臨機之を設備し聊も陸軍の行動に支障なからしめむ事を期したるが、其の數竝範圍は頗る廣汎に亙つた。卽ち左に主要なるものを列擧しやう。

一、長距離直通電話線施設　事變直後鐵道部電氣課は事態の重大性に鑑み直に鐵道部時局事務所・奉天事務所鐵道課・長春鐵道事務所間直通電話線を構成して連絡に備へ、奉天に鐵道部出張所の設置さるゝと共に之を中繼線に復舊し、同時に前記各所間の通話に限り超緊急の接續取扱を爲し奉天以北に於ては陸軍の南嶺・寬城子に行動を起すや、奉天關東軍司令部との連絡は最も緊密を要するものあり、陸軍の要求に依り卽刻長春師團司令部と奉天關東軍司令部間の直通電話を構成して專用に供し、其の後獨立守備隊司令部の四平街に移駐するや之を右回線に加入し連絡に供へ且つ之に電信を併用して何れも軍用に供した。次いで陸軍の齊齊哈爾方面に出動するに伴ひ四洮洮昂兩鐵路と協調して軍需品輸送上奉天・洮南間直通電話を構成し軍司令部・線區司令部・洮昂局顧問・鐵道部出張所竝四平街時局事務所等の連絡に供へ、洮南にて轉換器に依り江橋・大興に連絡せしめ、更に齊々哈爾占據後之を同地に延長し直通とした。

齊々哈爾戰後遼陽師團の遼陽に歸還するや同司令部と奉天軍司令部間に直通電話を構成專用に供へ、更に同司令部の營口を經て溝幇子方面に出動を見るや大連鐵道事務所管內より通信班を組織して之に隨はしめ軍の移動に伴ひ奉天軍司令部・遼陽線を營口に延長し、更に之を溝幇子に延ばし奉天・營口・溝幇子間直通電話と爲し同時に電信を併置し、又之と併行して別途奉天鐵道部出張所・同線區司令部と營口停車場司令部・同線區司令部間直通電話を、又奉天無電・新民線區司令部・同領事館間直通電話、奉天・巨流河間直通電話を構成し、更に大連鐵道事務所と營口時局事務所間にも同樣直通電話を、又大石橋・營口間に電話中繼回線二・電信回線一・大石橋・奉天中繼回線一を新に構成して軍事輸送其の他に緊密の連絡を保たしめたるが、同方面の行動終了と共に昭和七年一月八日何れも之を舊態に復せしめた。

尙ほ奉天・遼陽軍用電話には電信を併置し之を奉天・四平街軍用電話に接續し遼陽・四平街電話とし更に之を公主嶺に延長せるが、昭和七年二月八日四平街・公主嶺を撤去した。

一、守備隊用電話　陸軍の吉長吉敦沿線に出動するや先づ昭和六年九月二十二日吉長線下九臺守備隊本部・吉林東大營間に、次で十月三日沿線各守備隊間の連絡及四平街司令部との通話の途を開き、九月二十七日長春師團司令部と吉林旅團司令部間直通電話を施設し之に電信を雙信として使用し、軍の進出に伴ひ長春守備隊司令部と吉林城內第二師團司令部間に直通電話を構成して通信連絡上遺憾なきを期し、又昭和七年一月八日新架工事成れる奉天・大石橋間守備隊專用電話線を以て大石橋守備隊・遼陽師團司令部間及遼陽師團司令部・奉天守備隊間の二直通電話を構成し、同時に奉天・安東直通電話を連山關にて兩分し奉天方面は之を前記遼陽・奉天線に接續して遼陽・奉天・連山關線とし、連山關以南は連山關・安東線とする等陸軍の要求に從ひ之が改廢を行つた。

一、運轉電話及閉塞機　軍事輸送其の他の爲列車增發の必要に依り昭和六年十一月二十三日より洮昂及齊克線の一部に司令電話を施設し北寧線は發信裝置共の他を破壞せられたるに付き機器の取替を行ひ、又吉長線司令電話は十二月三日より司令裝置を吉長吉敦總局に移し九